

令和元年9月25日(水曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	小永正裕	2番	矢野依伸	3番	山本久夫
4番	山崎正男	5番	浅野修一	6番	吉尾昌樹
7番	濱村美香	8番	矢野昭三	9番	宮地葉子
10番	澳本哲也	11番	宮川徳光	12番	池内弘道
13番	中島一郎	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	尾崎憲二
健康福祉課長	川村一秋	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西文明
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 沖美佑

議 事 日 程 第 4 号

令和元年9月25日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

令和元年9月25日  
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしく願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、浅野修一君。

5番（浅野修一君）

おはようございます。

一般質問2日目、初っ端、朝一でございますが、皆さまに、明快な回答と申しますか、答弁の方をよろしく願い致します。

それでは、前もってあれですけど、少しお時間いただきたいと。

今年も、台風であるとか、大雨、洪水警報が出たりとかそういったことで、町の職員の方におかれましては、ほんと何回も何回も昼夜問わず、日祭日、休みであるとかそういったことも問わず出られて、対応の方をしていただいております。本当に安心をいただいております。今後とも、そういったことで、町民の安心、安全を確保のためによりしくお願いしたいと思っております。

すごい長くなりましたが、それでは早速、一般質問の方に入らせていただきたいと思います。

今回、私、4つの質問事項を構えさせていただいてます。

まず、1番目にですが、いつもながらというようなお声もあろうかと思いますが、1問目と致しまして、子育て支援についてでございます。

黒潮町は、少子化問題への対策と致しまして、さまざまな施策の方を施行してきました。これまでもきましたし、これからもやっていただけることと思っておりますが、結果、この子育て支援に関しまして園児の方から言いますと増えたりという状態が続いておまして、中には入所待ちの状態ともなっておりまして、場合によっては、家庭での保育を余儀なくされておられるということもあるようでございます。子どもの多いという、その良い流れの方ですわね。これを持続するためにはですね、町としてそれ相応な対応、対策が不可欠と、私は考えております。

そこで、カッコ1と致しまして、佐賀、くじら両保育所については、年齢によっては定員に達し、同保育所への受け入れができない状態にあります。施設の改修、これ改修いいますと、増築であるとか改築等を含むわけですが。施設の改修による対応が必要であると思われるが、この問題をどうとらえ、どう対策を取るのか。

また、このことによる待機児童の現状ですわね、そちらの方も含めてお聞きしたいと思います。

執行部の見解を問います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

おはようございます。

それでは浅野議員の、子育て支援に関する1番目の質問に答弁をさせていただきます。

佐賀保育所、大方くじら保育所におきましては、現在、0歳児、1歳児について認可定員を超えているため、同所での0歳児、1歳児の入所は受け付けられない状況にあります。そのため、入所申し込みのご相談があった時点でこの点をご説明をし、定員に達していない大方中央保育所は利用可能であるということをお伝えしております。その結果、大方中央保育所に入所申し込みをされる方もいらっしゃいますが、申し込みをされない方、つまり、正式な入所申請書を提出されない方もいらっしゃいます。

入所申請書を提出されない方については、待機児童としての法的なカウントは致しません。

また、佐賀保育所、大方くじら保育所でも利用が可能になるよう施設の改修が必要ではないかということでもありますけれども、0歳児、1歳児の保育所利用者数は年によって増減が激しく、また黒潮町全体では、施設面では、0歳児、1歳児の保育所利用が可能である現在の当町の状況をかながみますと、特定の保育所における一時的な定員超過をもって、すぐの施設改修に至るという判断は、現在のところ持ち合わせておりません。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

前回の一般質問、前回、前々回と同じような内容の答弁、質問致しまして、答弁も同じような内容だったわけですが。

保護者の方へですね、おじいちゃんおばあちゃんとか、ご家族の方ですね。その方たちからすれば、なんだろうと。自分たちが住んでいる所に保育所があって、そこに預けられないと。このことを先ほども申し上げましたが、何回も町の方に対してはこの場をお借りして、ちょっとそれはおかしいんじゃないかというふうなことで、自分の思いを何度も何度も言っているわけですが。

本当にこの、仮にといいいますか例えばですね、子どもさんが2人とか3人とか複数おられまして、その方が、長男、長女、第1子の方が保育所に既にもう入所されておる、というような場合がございますよね。それで、年度新しくなれば、2番目の方、保育所の方に入られるようになる方が、よくある話やと思います。そういった場合にですね、お兄ちゃんお姉ちゃんは、A保育所。いざ、2番目の方が同じA保育所に入ろうかとする、そこは、既にもう定員がいっぱいであって駄目だから、Bの方をご紹介しましょうと。これっていうものは、町としてですね、自分とするならちょっと不合理といいいますか無理があり過ぎることだと、常々思っておるわけがございます。一般的に考えてもですね、そういったことは普通の考えではないかと思っております。もっともってですね、町民、住民のニーズといいいますか、その実情に合った対応の方をですね、町としてもすべきであると、自分は、もっともっと住民に寄り添うべきだと思うがです。そうでないと、住民の方、町民の方は、安心して子どもさんを預けることができないであるとか。

また、違う保育所に子どもさんを分けてお預けするというふうな状態になったときにはですね、勤務に行く途中に預けたりする方がほとんどであろうと思っております。通勤の途中で預けて、そこから勤務先へ向かうというふうなことが常やと思っております。そういった場合に、Aの保育所に行って上の方を預けて、Bの保育所に下の方を預けてというふうな、そういうですね、要らん労力といいいますか、無理強いをしているように、自分は感じております。

そういう状態ではなくてですね、やはり町内に住んでおる以上、やはりその生活圏といいいますか、自分たちが生活している地区。その地区にある保育所に預けること、これがベストではないでしょうか。そうあるべきではないでしょうか、と思っております。

再度、その点、教育長の答弁をお願いできますか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

おっしゃるとおり、住民の方にとりましてはすぐ近場に利用できる保育所が、常に空きがあつて希望するときにすぐに入れるという状態が最も望ましいというのは当然であろうかと思ひます。

しかし、私どもとしては、やはり公のサービスを提供する。それは、全体の財源も含めて勘案をしながら行政運営をしていく立場にありますから、その場その場の住民ニーズを100パーセント汲み取ってなかなかできない場合もあろうかと思ひますので、その点は少しご理解をいただきたいと思ひますし。

それから、決して、黒潮町の保育所4園ございませうけれども、人口、あるいは面積に対して少ないというふうには思つておりませう。

それから、我々、登園に無理がない程度つていうのは大体30分ぐらいまでを一定基準というふうに考へておりますけれども、ご自宅から通常の交通手段で登所させる時間が30分以内だったら無理のない範囲というふうに考へておりませう。そうしますと、現在の保育園の配置、距離から言ひますと、それらは立地条件については満たされているのではないかというふうに思ひますので、一時的には確かにご負担、ご不便を掛けるという事は重々承知はしておりますけれども、種々説明致しました事情等も勘案をしていただきませう、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

いつもながらの答弁で、大変残念でございますが。

私、いつも言つておりますが、予算どうのこうのといった問題じゃないと思つております。当然、財源のこともありますんで、予算を度外視することはあつてはいけないことではあることは、自分も分かつておるつもりであります。やっぱり次世代というか、自分たちの未来を背負っていただく子どもさんをこの時期に大切にせずにして、その子どもさんたちに無理を大人が言つて、果たして黒潮町に対する思いと申ひますか、やっぱり黒潮町でなくちゃ駄目だというふうな思いを抱かせることは、僕はちょっと無理やと思ひます。そういった意味も含めてですな、本当これ、黒潮町の存続の危機やとも、自分は思つておるがです。

全体で人数が賄えるから、それで良しと。まだその先を言へば、先ほど教育長が言つた4園あると。町内、この黒潮町に4園もあるんだ、というふうな考へもあろうかと思ひます。4園あるのを1園に統合することも可能というふうな考へもあろうかと思ひますけど、そういったお考へはですな、将来の黒潮町のためにも、子どもたちのためにも良くない考へであらうかと、自分は思つております。

そういったことも含めてですな、もっともっと前向きないいませうか、本当の子ども、子育て支援という部分で、町としてこの部分はしっかりとやつていこうと。財源のこともあるけれども、しっかりとやつていこうというふうなですな、そういった気運いいませうか、庁舎内全体のそういう気持ちいいませうか。が、自分は欲しいと思ひます。これ、ほんでこのままの状態ですな、そういった全体の人員がオーケーであるからこのままですな、後々、その町の責任と申ひますか、そういったことにもね、なるうかと思つておるがです。

まあ、考へ方によればですな、今の各保育所、すごいこうにぎわつておりますし、多くの子どもさんで、ほんとにぎやかに。子どもの声つていうのは本当にすごい力があつてですな、あのにぎやかな声を聞くだけで元

気になる。特にお年寄りの方にはそうやと思うがですけど。そういったこともね、考えるべきだと思います。

もちろん、先ほど申しました財源のこと。これはもう、逃げることもできない部分ではありますんで、そこもあるのですが。そこはそことしてといいますか、そこはそことしてできないのが、町の苦しいところであろうかと思えますけれど、そこを何とかです、何とか、いまひとつ知恵を絞っていいですか。増改築にしても経費掛かります。掛かりますけど、そのへんも頭をひねって、少ない費用で仕上げるとか、そういったことも考えていかなくは、黒潮町存続、ちょっと危機感を感じますので。ぜひともです、いま一度、その考え方の方を改める言いましたらちょっと上からになって失礼ですけど、考えをいま一度していただけたらと思います。

もう一度だけ聞かせてください。

黒潮町の子育てについて、どうしたいのですか。

(教育長から何事か発言あり)

すいません。

黒潮町として、町として子育て支援に対する、何いいますかね、本質的な部分でどう子どもたちを育てたいのか。

その思いといいですか、考えをお聞かせください。

議長 (小松孝年君)

教育長。

教育長 (畦地和也君)

再質問にお答えしたいと思います。

子育て支援というのは非常に広くございまして、まあ福祉関係の分野から我々のように教育分野と広がると思いますが、あくまでも教育行政を担う責任者として答弁させていただきたいと思えます。

何よりも、これからの時代というのは非常に不確実な時代がやってきます。時代も急速に発達をし、AIがますます発展をして、将来、人間がやらなくてもいい職業がこの先たくさん出ると。予測のできない時代がやってまいります。そういう時代のときに、自ら考えて、自ら判断をし、自ら課題を発見し解決できる人材。これを育てるのが、我々の役目ではないかというふうに思っております。

それで、そのための基礎となるのが就学前、保育所でありまして。そこでしっかりした体づくり、それから人間関係づくりをしっかりとそこで定めて、小学校、中学校に進学をさせて、先ほど私が申し上げました、未来の社会をしっかりと生き抜いていく人に育てていくというのが、我々の教育目標だというように考えております。

議長 (小松孝年君)

浅野君。

5番 (浅野修一君)

教育長の言っているのは、現状でもしっかりした子育て支援もできると。で、自ら考え、行動できる子どもたちを育てることができると、確信を持って今の支援の方に力を入れているってことでよろしいでしょうか。

まあ、このことももう何回も何回も自分の方から発信させていただいていることなんですけど、もっともっと本当の意味の子育て支援であったり、人づくりの方ですね、そういう意味でも、ぜひですね、庁舎内で再度やっていただけたらと思っております。それで、黒潮町はやっぱり日本の最先端に行くべきやと思うがです。で、日本の見本というか、になるべきだと思いますんで、そういう意味も含めまして、今後も、子育ての今回でのことであれば保育所に関してですね。保育所に関していま一度、庁舎内でのご検討の方をよろしくお願い致しまして、カッコ1の方はこれで終わりたいと思えます。

続きまして、カッコ2と致しまして、保育士不足は、保育所の運営に大きなダメージを与えておりますが、ずっと、それもずっとずっとですね、それも長い間続いているこの現状がございまして。このことをどのようにとらえ、今後どうするのか。対応策を聞きたいと思います。

先ほど来、繰り返しになりますけど、保育所のことはこれまでも幾度となく同様の質問、提案をしてまいりましたが、町の目標としております、2060年、人口6,800人ですか。保育士不足だけを取ってもですね、ちょっととんでもない数字であろうかと。達成、ちょっと無理なんじゃないかというふうな思いを持っております。

ぜひともですね、前向きで、住民の方が納得していただけるというか満足していただける、そういう、その保育士に対する募集であったり、人集めですね。そういった部分の妙案がございましたらお聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは、子育て支援に関する2番目のご質問にお答えを致します。

このご質問に関しては、同様のご質問を先の6月議会でもいただいております。それ以後、大きな進展もございませんので、先の内容と大きく変わらない答弁となりますけれども、お許しをいただきたいと思います。保育所の入所申し込みについては、年度途中でも受付もするために、保育所の利用児童数は年度末に向けて増加をたどる傾向にございます。

保育所では、年齢ごとの保育士の受け持ち人数が法で定められておまして、途中入所により、受付、受け持ち人数を超えて入所を受け入れなければならなくなった場合、臨時職員を雇用して対応をしているところで

す。特に0歳児は、受け持ち定員が保育士1名に対して3名の児童となっているため、産休明けや育休明けで入所希望が多く出た場合、さらに多くの職員が必要になるという現実がございます。

ご指摘のように、例年これらの対応をしていただける保育士の確保には困難を極めておまして、常時、ハローワークへの登録や高知県社会福祉協議会が運営をしております紹介サイトに登録をしておりますけれども、これらを通じての紹介はほぼないと言ってよく、教育委員会の担当者や保育所長らが人材確保に奔走しているという状況でございます。

また、来年度採用の保育士の受験資格を、今回から上限を40歳までと致しました。このことにより、確実な人材確保ができると期待をしております。しかし、このような対応、駆使をしましても、今後予想される途中入所に係る人材確保は厳しいものがあると予想されますが、入所希望される方全員が入所でき、待機児童が出ないよう、最大限の対応を取ってまいりたいと思います。

なお、先の6月議会で議員から、保育士確保について保育所長に任せるのではなく、庁舎全体の問題として取り組んでいただきたい。全庁で人探しをする手法もあるのではないかとのご指摘をいただきました。これまでもご説明をしてきましたように、保育士の確保については、ハローワークや高知県社会福祉協議会のマッチングシステムを活用した求人。さらに、職員同士のネットワークも使いながら情報収集をしており、決して保育所長だけに任せているわけではありません。

しかし、保育士に係る人材情報は現役の保育士が最も有していますから、保育所長を通じた人材確保にウェイトが大きくなるということはやむを得ないことと思いますが、事務局、職員共に人材の確保に努めてまいりたいと思います。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

まあ、庁舎内全体で取り組んでいただいておりますということで、安心はしましたが。

ただ、人手不足いますか、保育士不足の現状は打開されてないところが、現状であることも事実であろうかと思います。まあ、このことを教育長も十分ご存じであろうかと思いますが、これまで以上にですね、先ほど言っていましたハローワークであるとか、そういった公的な部分も使っておられるということなんです、幅広くはやっていただいておりますが、その公的な部分にしてもですね、抜かりっていうものもあろうかと思います。

そういう意味では、やっぱり、何ですか、人のつながりっていうか、知った人が多くいけばそれだけ抜かりも少なくなろうかと思っております、今後もですねどんどん、庁舎内での情報収集っていうか、ここにこういう人がおるんだけどどうかな、というふうなことを提案しやすい体制いますかね。そういう空気をぜひつくっていただいて。ほんと、どこの保育所もながですけど、どの園も人員不足ですね。人員不足の方が課題となっており、その日々の悩み事いいますか、大きな悩み事の一つになっておることは間違いないと思っております。そういった意味も含めてですね、ぜひそういった空気づくりにも力を注いでいただきたいと思っております、よろしくお願ひします。

それでは、これで大きな項目の1番として、子育て支援について終わりたいと思っております。

それでは、次の2番、ごみ問題についてでございます。

ごみ問題について、入野松原ではですね、朝に夕に、多くの方が健康管理、ご自分の健康管理のために散歩とかジョギングとかに汗を流されておるわけでございますが。そんな中の方にはですね、ご自分自身でレジ袋とか町のごみ袋とかを持たれて、散歩、ジョギングをされておる方がおるがですね。そういった方がおられて、おられるっていうことは、不法に投棄されたごみがあるってことで、それを見ると、その方たちは見るに見かねてその袋へ自分で入れて、それを持ち帰っておるというふうな実情がございます。

まあ、なんていいますかね、汚いって言ったらあれですけど、ごみのある所には、人間の心理として捨てやすいというか、構わないんだみたいな意識が働くんでしょうかね。どんどんどんどん、そこへごみが増えるというふうなことがよくあることだと思います。まあ、そういったこともありますんで、このごみの件ではその例規集の中に入野松原植栽美化実施要項というのがあるんですが、いまひとつその実効性いいますか、その要綱があることで、まあ入野松原だけに限って言うと、松原の中がきれいかっていうとそうでもないというふうなことで、実効性に欠けているんじゃないかというふうに思っております。

そういうことで、カッコ1と致しまして、入野松原だけではなくですね、町内全域のごみのポイ捨て禁止と、美化への条例制定の方のですね、の考えはないかについてお伺ひします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは、浅野議員のごみのポイ捨て禁止ならびに美化条例の制定についてお答えをします。

近年、空き缶、紙くず、たばこの吸い殻、その他のごみおよび犬等のフン害の防止に伴う回収容器、または、定められた場所以外にみだりに捨てる、いわゆるポイ捨てが社会問題となり、生活環境の保全や公衆衛生を害する状況に対応することを目的とした条例を制定する自治体が増えてきました。

黒潮町には、環境衛生に関する条例として、黒潮町廃棄物の処理および清掃に関する条例があります。

条例の第1条では、目的について、生活環境を清潔にすることにより、町民の生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

また、第2条では、清潔の保持について、各施設の土地の管理者ならびに住民や利用者等がすべき美化の責務について記載をしています。

本条例には、ごみのポイ捨て禁止に関する要望の定義は具体的に記述されていませんが、ごみのポイ捨て条例を制定している他の市町村の内容を比較しても大きな違いはなく、条例を定めていないことによる弊害はないと考えています。

なお、ごみなどの不法投棄の連絡があれば、職員が現地確認をし、ケースに応じて高知県幡多福祉保健所と連絡を取りながら、原因者が分かれば訪問し、直接指導を行っています。

幡多地区でごみのポイ捨て条例の制定状況ですが、制定済みは土佐清水市のみで、また、既存の条例に明記しているのは四万十市。未制定は、宿毛市、大月町、三原村、黒潮町となっています。

ごみのポイ捨ての啓発活動について、土佐清水市、四万十市にお聞きをしたところ、全体的な不法投棄と一緒に啓発し、ごみのポイ捨てに特化した啓発活動は行っていないということでした。

町内の美化活動については、多くの地域で6月の環境月間や、日常生活の中でも活動を行っていただいています。

また、地域活動以外では、入野松原への不法投棄や海岸への漂着ごみを含め、地域の方々やサーファーの方々が回収をしていただくなど、住民の皆さまには大変お世話になっています。その際には、町からゴミ袋を提供し、集めていただいたごみは後日、職員が回収し処分をしています。

このように、黒潮町の方々の美化意識は高く、罰則規定を盛り込んだごみのポイ捨て条例ならびに美化条例を作るのではなく、既存の条例を運用しながら、啓発看板の設置や啓発活動については、施設管理者を含め関係機関と個々に対応をしていきたいと考えています。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

今、課長の方からありましたように、土佐清水市と四万十市が、条例というかそういった約束事があるようなのですが。特にそれについて行動いたしますか、まあ、両市とも行ってないということなんです。

そういう意味では、黒潮町ほんと、住民の方の力をお借りして年に1回とか2回とか一斉清掃をやっておりますんで、そういう意味では、町民に向けてのごみに対する、ポイ捨ては駄目ですよというような思いは、ある程度伝わっているとは思いますが。いかんせん、現在、町外からのお客さんが大変多く来られることがありますよね。サーファーの方がその大半を占めておられることもあったり、観光の方も当然、あったりもするわけですが。

そういう方への発信いいですかね。その黒潮町はごみは絶対駄目なんだというふうなことをですね、やっぱり発信すべきところではないかと思えます。と、申しますのも、1930年でしたか、ちょっとど忘れしましたが、以前にも言ったことあると思えますが、ニューヨークの地下鉄。大変、落書きであるとかごみがいっぱいであるとか、そういうことで犯罪を起こしておったものが、落書きも消してしまった。ごみもなくしてしまった。そのことで犯罪がもう激減して、本当に激減してという。何いいますか、人間の心理の根底ながと思うがですけどね。きれいな所では、そういう悪いことはあまり起きないというふうなことも実際あっております。

そういう意味も含めましてですね、これから黒潮町内にもほんと多くの方においでいただきたいわけですが、そこで安心安全に来ていただいて、喜んで帰っていただくというふうなことを、町としてすべきやと思

ます。

そういう意味でもですね、ごみ問題、軽々に考えずにですね、何いいますか、大事として取り組むべきやと自分は思っております。誰かが言っておりました、小さなことからこつこつと、ということを書いておられた方が、皆さん、もうご存じだとは思いますがおられました。ほんと小さなことかもしれませんが、そういった美化に対する町の取り組み、姿勢。これによって、黒潮町内、随分変わってくると思います。

そういう意味も含めましてですね、できれば、できればですが条例を制定していただいて。先ほど課長の方、罰則のこともちらっと言っておられたようですが。罰則があるからなくなるとかいうこと、全部なくなってしまうことも考えにくいわけですが、まあどうしてもひどい場合には、罰則も当然必要になってこようかと思えますけど。それ以前に、それぞれの住民の方の気持ちいいですか、美化に対するその気持ちを町からの発信ということでやっていただければ、ますます美しい、皆さんが訪れやすい町になろうかと思えますので、ぜひですね、今一度。条例化にするしないは別問題としましてもですね、そういう取り組みは必要だと思えます。そうすることが、町の発展、存続ですね。町が残るかどうかというふうなことにもなろうかと思えます。

ごみ問題をあまり軽く見ない方がいいかなと思ひまして、この質問の方を設けさせてもらいました。

それと、せっかく入野松原を気持ちよく散策したり、散歩、ジョギングしたりしておられる方がたくさんおる中で、そういった自発的にごみを拾っての方がおるってことも、重々分かっていただきたい。そこは、そういった方の思いも酌んでいただきたいと思ひます。その部分を忘れるようでは町は駄目だと思ひますので、ぜひその部分は大事にしていきたいと思ひます。

そういう意味で、条例までは、課長、作らないって言いましたかね。

その分、ちょっと確認させてください。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは、再質問にお答え致します。

条例制定の考えについてですが、先ほど答弁をしましたように、現在の条例で十分賄えていますし、また、現在の職員、町からの広報等行ってます。

また、議員が質問のときにもありましたように、ごみのある所には捨てやすいという人間の心理。それについては、現在どこの公共の場でも、ごみ箱を置かないということになっております。

そういうふうなことから、遠くからごみを持ってこないということも併せて、それを含めて広報しながら、今の既存の条例で対応したいということで考えています。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

それと、もう1個だけ確認いいですか、お聞きしたいがですけど。

やっぱり目に訴えるといいですか、よそから来られた方に特にですけど、ごみ捨てたら駄目ですよみたいな、看板の提示ですね。そういったことは可能でしょうかね。場所によっては、町が独自にそういう設置したら駄目という所もあるかと思ひますけど。

そういったお考えの方は、持たないでしょうかね。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

再質問にお答えします。

啓発看板の設置についてですが、答弁をさせていただきましたように、施設管理者がすべき所があります。

例えば、土佐西南大規模公園につきましては、高知県の管理。入野松原につきましては、国の管理となっています。

そこにつきましては、みだりに看板を設置してはならないとか、そういうふうな規制がありますので、そこはその施設管理者と協議をしながら対応していきたいと考えています。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

課長の言われるように、当然、そういった施設管理者の部分で引っ掛かりというか、制限があるかと思えます。

ただ、管理者は管理者で、そこをきれいにしておく義務であったり、責任であったりも発生しておろうかとも思えます。そういう意味では、要望を国、県とかに要望の方もどんどん挙げていっていただいて、現状を向こうにも伝えることが町の仕事でもあろうかと思えます。

黒潮町内に入野松原があつて、そこは国とか県とか、まあほかにもこういったところはあるわけですが、町内は町内なわけで、自分たちが生活する空間であるわけで、そこは管轄外だから駄目って話ではないと思えます。そういう意味では、やはり上の機関、県に対してもですね、町としての意向、住民の意向を踏まえた要望をですね、ぜひどんどん押すべきやと思えます。そうでないと、住民の方、困りますよね。

何度も言いますが、散歩に行つてごみ拾わんといかんような状態では、本当困っている実情があるかと思えます。その要望の方、ぜひお願いしたいと思えます。

そういうことで、このカッコ1の方は終わりたいと思えます。

続いて、カッコ2の方ですが。

カッコ2としまして、資源ごみ。資源ごみと申しますのは、段ボールであるとかアルミ缶、新聞紙、雑誌、その他いろいろあるわけですが、資源ごみの持ち込みによる回収場所を、町内に何カ所か常設できないか。

例えば、本庁のどこかであるとか、佐賀支所のどこかであるとか、公的な施設のどこかにそういう、ここへは段ボールとかを置いてください、みたいなことはできないかと思えます。

私自身もそうなんですけれど、段ボールであるとか、ペットボトルであるとか、雑誌、新聞ですね。お隣の四万十市の方へ持ち込みさせてもらってます。何か気の毒な思いで持っていつてるわけなすが、そういった部分も、自分は車があるので行けるわけですが、結構ね、ペットボトルであるとか、そういった日常使うものは結構、量がすぐにいっぱいになったりもします。そういった部分もですね、町として引き受けるというか、町が集めるのではなくてね、住民の方に持ってきていただけるっていう場所をつくっていただけないかという質問でございます。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは浅野議員の、資源ごみの回収用ステーションの常設についてお答えします。

現在、資源ごみの回収については、捨てればごみ、分ければ宝として、ごみの減量化とリサイクルを主とした循環型社会の構築に取り組んでいます。具体には、ビン、缶、ペットボトル、紙類に大別し、ビン缶類は、キャップや蓋をはずし内部を洗浄の上、分別。また、紙類は、紙パック、新聞紙、段ボール類に分別し、かつ、乾燥状態を保つ必要があるため雨の日は出さないよう、例年、町のカレンダーに記載し、またパンフレットを配布し、町ケーブルテレビでも周知を行っています。

ご質問の資源ごみの回収ステーションの常設についてですが、本庁舎ならびに佐賀支所への提案をいただいておりますが、現在の収集サイクルでは一定期間保管する必要があるため、分別保管をするための空間を確保する必要がありますが、現在の庁舎施設で使用できるスペースはありません。

次に、新たに屋外に設置をするとなると、一定の広さと土地の確保に併せ風雨対策をする必要がありますが、かつ、収集車が横付けできる土地を確保することは困難であります。

また、既存のごみステーションを活用することも考えられますが、地区によっては、ごみステーションが人家の近くに設置されている所は多くあります。台風等で危険回避のためごみ収集を中止することが時々あり、その際には、事前に収集中止の告知放送をするのですが、放送時間帯にお仕事等で不在のためなのか、ごみを出される方がいます。夏場には、ごみステーションに2日以上置くと腐敗臭がひどく、区長さんから相談が寄せられることも少なくありません。

ビン缶類について洗浄されないまま出されると、長期保管するため中身が腐敗し、衛生的な問題も出てきますし、常設ごみステーションになると、利用上施設をしないため、過去には前日に出している資源ごみや粗大ごみを利用者とおぼしき方が各地区の集積所を回って、一部の資源ごみを持ち出していた実態もあり、夜間や休日を含め、誰がごみや施設の管理をするのかの問題もあります。

また、収集についても、収集業者の収集車両や従業員数のことから、現在の収集サイクルを増やすことは経営的にも困難であり、環境面や施設管理の問題のことから、現状の回収スキームで対応したいと考えています。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

そうですね。ごみっていうのは、みんな嫌がります。臭いとか、汚いとか。特に夏場なんか、

今時分ですと本当に、課長の言っていた腐敗臭であるとか、近所の方も本当、困っているところがあるんで、大変な部分もあるようですが。まあ、現状のままでいきたいっていうふうなところがですけど。

ただ、その物によってはっていうか、先ほど言ったペットボトルであるとか、これも住民の方に、中をきれいにしていただいた上での持ち込みはお願いせんといかんがですけどね。そういった、物によっては可能な部分もあろうかと思えますんで。

結構ですね、家にたまって困っておられる方もよくおるがですよ。どっか、ええとこないろかね、みたいな話も聞いたりもしますんで。自分のように持ち込み、車で行ける者はええがですけど、車で行けない方もたくさんおりますんで。まあ、このことを忘れずに、今後の課題としてですね、ぜひ覚えていただいておって、取り組みの方もお願いできたらと思います。

まあ、そういう困った方おりますんで、ぜひ今後ともお願いして、この2番の質問を終わりたいと思います。

続きまして、3問目の森林環境税についてでございます。

7月の新聞にですね、県の森林税配分に格差っていうその大きな見出しで新聞にあったわけですけど。それによりますと、黒潮町は金額で18番目ですね。上から18番目。下からも15番目ですか。まあ、真ん中辺の

位置ながですけど。その配分金額はですね。

山林保護の観点からも、また森林環境税のこともあってですね、積極的な取り組みをと、以前提案させていただいたことがあったのですが。残念といいますか、その金額がちょっと残念な部分。残念と言ったら、ちょっと言い過ぎかもしれないが。

当初、1,100万円各自治体についていう、国からの配分の話があったんで。まあ、その金額には少しだけ足りないぐらいの金額が、今回提示されております。1,100万って言うておったのが、1,058万5,000円ですか。今年から来年、再来年。3年間はそういったことで、配分の方を頂けるようなんですけれど。

先もありましたように、4年目以降が1,587万7,000円ですか。で、ずっとずっとあって、2033年以降になると3,572万4,000円とか。そういった金額にスライドしていくようです。

まあ、実際にですね、こういう数字で見ますとちょっと残念というか、取り組みがどうだったのかなというふうな思いは思っております。

そういうことで、カッコ1と致しまして、この結果、というのは配分の金額のことですが。この結果を町はどのように受け止めておられるのかについてお聞きします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、森林環境税の配分の金額に関する質問にお答えします。

森林管理法の施行が、この4月から始まっております。森林環境譲与税の算定に当たりましては、私有林の人工林面積で5割、林業従事者で2割、そして人口で3割を基本として、案分計算の上、全国の各市町村に譲与することになっております。本町の場合、本年度は約1,100万円の譲与が予定されているところでございます。

本町には森林経営計画が未策定、かつ過去10年間施業を行われていない人工森林が多くあり、さらには境界が未確定な森林も多く、これらの調査と、今後地権者から管理を町に任された場合には森林管理権を設定し、この森林環境税を活用し長期にわたって適切に管理することとなります。

配分される森林環境税は大変ありがたくて貴重な財源とはなりますが、充当するにしても十分な森林整備と適正な管理ができないのではないかと考えております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

当町は、黒潮町は農業だったり水産業だったり、そういった部分にはすごい今までの力を入れてきた歴史が、皆さんご存じのようにあろうかと思えます。

山に関しては、ちょっと何いいますか、町の面積8割方の山を有する町としては、ちょっと遅れたといえますか力が入ってなかった部分であると、自分は思っております。

まあ、今回その、こういった日本国土内全体の意味も含めて、こういう森林環境税っていう部分も国の方で作ってですね、国土をいかに良くしようかというふうな取り組みの施策であらうかと思えますんで。

町としてもですね、やっぱりこんだけの山林面積持った町でありますんで、もっとこう積極的な活用の方を望むわけですが。

今後の取り組みいいますか、先ほどあまり取り組みの方、積極性を伺えなかったわけですが、今後の具体的な取り組みの方、課長、ございましたらご紹介願いますか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、森林税の配分をどう活用するか、今後の計画についての質問にお答え致します。

まず、この森林経営管理法につきましては、先の3月議会でもまた同様の質問をされ、重複するかと思いますが、お答え致します。

この森林経営管理法は平成30年5月に法律が成立し、それに合わせて森林管理システムの運用が本年度の4月から開始されております。

昨年度から県や幡多管内の市町村との情報の収集と共有を図ってきており、そしてこの9月にも、先進地の調査をしてまいりました。この森林環境税の受け皿体制のため、本年度は海洋森林課に臨時職員を配置し、既存職員とともに現在、資料の洗い出しやその準備作業を行っているところであります。

しかしながら、新たな制度であることから、スムーズな事務作業ができるのか。また、事業の推進についても、現時点においても不安があるのが正直なところでございます。

令和元年度の計画としましては、まず、第1段階として比較的地籍調査が完了済みの佐賀地域の中で森林経営計画は未策定であり、高齢化の進んでいる個所1地域を1集落に絞り、現在、委託業務を発注しており、各森林簿、情報の整理、そして現地踏査確認、所有者確認、そして過去に行った施業利益との確認をし、住民説明会をした後に意向調査を行い、できれば境界の測定までやっていきたいと思っております。

今年度の計画としましては、対象面積が112ヘクタールを考えており、この地区だけでも全部終了するには3年程度を調査だけで要し、全町内で同様の調査するにしても、計算上20年以上はかかる計算になっております。以後、経営計画の集約計画とか土地所有者からの同意取得、実際の施業、経営管理となりますと相当の年月が必要であり、長期にわたって専門的で組織的な取り組みが必要であります。

まずは、先ほど申し上げた意向調査と説明会を勢力的に開催し、協力が得られた所から境界の所へ入り、着実に事業を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

今の課長の答弁で分かったことが幾つかあるわけですが、佐賀の一部で112ヘクタール、関連計画でやっておられるというふうなことです。まあ、それでも20年ぐらいかかるとかというお話ですが。

今のお話を聞くとですね、対応いいですか、町としての対応として見えてくるのが人員不足、マンパワー不足の部分ですよね。現状の人員での今、20年かかるとかっていうお話は現状での人数ですよ。の話ですよ。それであれば、やっぱり人員不足がもうそこに見えてきておるわけですが。

今後新たに、この山林補助であったり森林の有効利用であったり。国が進めろうとしておることに対する新たな施策いいですか、人員増員も含めてですね、そういう計画はないんですか。

教えてください。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

再質問にお答えします。

まず、この森林環境税を活用した森林経営計画。これはですね、非常に、今年から始まった制度でありまして、いわゆる従来の造林補助金、経営計画を立ったところで間伐をしたり、そして下刈りしたり、除伐したり、作業路をついたりとか、そういう補助金はございます。で、そういうところではなしに、今まで一度も手を付けてない森林で過去 10 年間施業をしてない山を、まずは町内から引き出して、そこに対して一定のその施業をしていく。そういう荒廃する山地を守っていくのが、この森林経営制度でございます。

で、現在そういうところの洗い出しをする作業を現在しております。で、そういうそのお金を充当するにしても、今年の委託費を見てみますと、これ 112 ヘクタールで境界確定までということなんですが、それでも 850 万程度掛かりますので、このお金を森林環境税で全て町内を網羅すると、お金だけでも調査だけで 20 年かかる。で、それからの施業ですから、とても大きなお金が掛かるということです。

で、もちろん人員的にも、まあ町の中で臨時職員を雇っておりますけども、やはり森林経営計画が首長の方に委ねられた場合には、専門的でやっぱ、そこをこう山を現地を見て、そういう実際のジャッジをする職員が要りますので専門的な職員も要るだろうと思いますので、そこから長期にわたって。今年から始まりましたので一足飛びにはいけませんけれども、そういう林業に長けた職員の育成もこれから考えていかななくてはならないというふうに思っています。

で、町だけではなしに林業、事業体、そして外注する団体に対しての人員的な補充いいますか、強化もお願いしたいというふうに考えております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

まあ、何分新たな施策いいますか、国からの施策ですかね。なので、対応の方も本当大変やと思います。

ただ、先ほども申しました人員の部分は十分考慮を入れておかないと、どんどんどんどん先送りになって、黒潮町は何をしておるんだというふうな声も出てくるようになるかと思うがですよね。

それでなお、先ほどご紹介しましたけど、課長も申されましたけれど、その配分額については私有林の人工林分面積で 5 割でしたね。林業就業者数、これで 2 割見ると。最後の人口割で 3 割の分を見ると。これが元ながですけれどね。主とした計算いいますか、配分額を決めるときの基礎となるもんがですけど。

ただ、それプラスアルファでですね、やっぱりその町の山に対する姿勢いいますか、その力の入れよういいますか、その部分のプラスアルファも多分、入っていることやと思います。それから言いますと、隣の町であります四万十町の額ともう、びっくりするような額が持っておるがですね。当然、面積も広い。僕も分かります。

そこはもう動かしようのないところで、それと、いつも言います、林業就業者数。これも、旧大正町であるとか、十和村であるとか、昭和であるとか、そういった山を資源として、財源として取り組んでこられた旧町村があつて、そこに当然業者さんが一生懸命山を管理し、いいものを育て、そこで営業されておったという歴史があるからこその今回の配分になっていること、これは間違いないことながですけど。やっぱりその、こういった新たなことが始まるについてはですね、やっぱりそれに適応いいますか、対応していかなくは、とり残される部分があると思うがですよ。そういった意味でも、林業就業者数を増やすとかいうことはちょっと厳しい面はあろうかと思えますけど、その部分もやっぱ含めて考えていかないと、対応の方もちょっとできないのかなと自分は思っております。

そういった業者さんをつくるいいますか、業者としてやっていただくみたいな考えも持ちながらですね、そこには雇用も生まれたりもすることなんで、全く無駄じゃないことで。また、山の育成についてもすごい力に

なろうかと思えますんでね、そういった考えも持ちながらやっていただきたいと思えます。

それと、外部の知識いいですか、それも取り入れたらいいというふうなことなんで、どんどんそれはやっていただくんか。始まったばかりで訳ん分からんというか、部分が多々あるのが現状やと思えますんで、その部分を一つ一つこなしていただいてもらってですね、黒潮町はなかなかやるじゃないか、もう少し配分増やしたらどうなんだってというふうな声が出るようなですね、そういった流れをつくっていただけたらと思えますんで。本当、新たな部分と申しますと大変やと思えます。やったことないことなんで、対応される方は本当大変やと思うがですけど、将来のためですんでぜひ、海洋森林課先頭に立ってですね。

もう海洋森林課だけにお任せしますではなくて、ちょっと全体でそういった思い、考えを持っていただいて、この問題には今後取り組んでいただきたいと思えますんで、その点よろしく願いして、この質問を終わります。

では、最後の4つ目の質問事項ですが、スポーツ・ツーリズムについてでございます。

人工芝サッカー場の新設や既存のサッカー場、人工芝でなくて天然芝のサッカー場もあったり、あと、野球場などに対する手厚い手入れですね。日々の手入れのおかげさまで、それと各方面への熱心な勧誘活動。これによって、現在のスポーツ・ツーリズムは順調に推移していると思っております。今後もですね、町全体で押し進めていかなくてはならないことだと、自分は思っております。

それでそういった意味では、スポーツ・ツーリズムですんでスポーツを介して、ほかからの来町客であったりファンであったりを増やしましょうという、そのツーリズムの方。これにはですね、従前からの懸案であります課題でもあります、宿泊施設についてでありますけど、現在もそうですし、また将来的にもですね、避けて通ることはできないんじゃないかと思っております。重要事項だと思っております、この質問をさせていただいているわけなのですが。

そういう意味で、カッコ1と致しまして、宿泊施設の建設には補助金は欠かせないかもしれないが、運営は補助金頼みだけではやっていけません。しかし、今後のスポーツ・ツーリズムを考えたとき、建設は本当に必要だと思っております。

町はこのことをどのように考えておられるのか。

答弁の方お願いします。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、浅野議員の4番、スポーツ・ツーリズムについてのうち、カッコ1の宿泊施設の建設についてのご質問にお答えを致します。

昨年度、高知県の補助金を活用しスポーツ・ツーリズムを推進しつつ、さらに誘客を図り、町内での周遊促進につなげることで入込客を増やす仕組みの構築を図るべく、黒潮町観光基本構想を制定致しました。

基本構想制定により、黒潮町観光のコンセプトの明確化、ターゲットの絞り込み、閑散期対策、周辺観光施設との連携について調査検討を行い、黒潮町と西南大規模公園大方エリア、また、幡多広域観光の強みを踏まえて、より誘客対象を明確に致しました。

策定した基本構想では、宿泊施設の建設は必要であると示しておりましたが、この後の進め方に拙速な点があり、現状では宿泊施設建設は白紙としております。

今後の方向と致しましては、あらゆる観光資源、観光メニューの関連付けや循環をさせることで、来訪者に黒潮町内を周遊していただき、町内滞在時間の延長を図っていく必要がありますので、その延長線上にある飲

食や宿泊などが連携した来訪者の商品行動につながる施策を推進してまいりたいと考えております。

具体には、黒潮町観光基本構想を指針として機能強化した観光ネットワークおよびDMO組織である砂浜美術館の観光推進体制の下、町内観光関連事業者の皆さまと意見交換を行い、黒潮町観光をどのように進めれば地域の稼ぐ力を引き出すことができ、町が潤うのか。そための施策を一緒に考え、できるだけ早期に効果が発揮できる取り組みを実施したいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

今、室長の方からお聞きした、観光支援言いましたかね。資源の方。はい、分かりました。

そうですね、観光資源としてスポーツ・ツーリズムも当然入っておることやと思います。自然も大事にせんといかんですけど、こういったせつかくのいい施設を造っていただいたこともありますんで、これを有効利用しない手はないと思います。そういった意味においてもですね、現在のこのスポーツ・ツーリズムに関して、町外への宿泊者の流出いいですか、3割ぐらい流れ出てるんじゃないかと思いますが。そういったことも考えですね、当然そのことも考えてたことなげですけど、それ以前の問題いいですか。

来ていただけるサッカーだったり野球だったり、その他、球技が多いがですかね。そういったところの、県外からの方から見たときに、やはりこの町内にそういった施設があって初めて、来やすいとか。あそこにはそういうちゃんとした施設があるから行ってもいいな、というふうな思いになることもあろうと思うがですよ。それが無いばっかりに抜かっているというか、当町に来町されないっていうところも、往々にしてあろうかと思うがですよ。皆無ではないと思いますんで。そういった部分をですね、穴埋めいいますかするためにもですね、自分としたら町営宿泊施設でもええかな、くらいな思いもあつたりもするんですけど。

全国にはそういった自治体の運営する宿泊施設なんかもあつたりもします。日田市の方ですかね、ああいった所なんか、公営の施設なんかもあつたりもする部分がよく見られます。それにはそこに確固たる、何いいますか、今申し上げた日田の場合にはサッカーだとか、そういう確固たるものがあつたりすることでの広がりを持ったことになっておるわけですが。うちもですね、施設から見るとほかから見劣りせんような施設がございいますよね。そのことをですね、自分たちも分かって外へ発信しないといかんですわね。

自分たちが、ああ、あそこに人工芝があるあるで終わらせてしまえば、そこで終わってしまう話であつて。そのことを十分理解した上で、それを発信して行ってこそそのツーリズムやと思いますんで。そういう意味ではですね、そのツーリズムをやるときの宿泊施設っていうものが、武器にもなると思うがですよ。発信する上においてですね。そういった考えからもですね、ぜひこれ進めていただけたらと思うがですよ。

それと、当町は全国でも有名な、なり過ぎるくらいになってしまったわけですが、津波高のこともあつたりしますんで。政府にしても、高台にそういった施設がいいんじゃないかって個人的には思つたりもするんですけど。

そういった意味も含めてですね、今後検討の部分に持っていけないかと自分は思うがですが、その点、今後の計画いいますか、構想の中にそういったことはございませんか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

宿泊施設につきましては、公設民営という形では、一定もう結論を受けているところでございまして、その他の手法をこたでないかなと、そんなふうに思います。

今、幾つかのご提案をいただきました。例えば町営ですとか、あるいは、そのほかに考えられることと申しますと民間資本でと、こういうことになるかと思えますけれども。これも全員協議会でもご説明申し上げましたように、ある意味複合型でスペックを落とした提案で、あの金額で提案をさせていただいていました。

あれを、例えば立地条件を変えて、あるいは民間単独資本でということになりますと、あの資産からプラス1億円ということになります。自分たちは努力目標を掲げて、ここまでは自分たちも頑張ろうという、いわゆる誘客実績の努力目標ですね。それを加味した上で、損益分岐の計算をさせていただきましたところ、あの金額で精一杯ということであるので、例えば民間資本ですと自分たちが提案したよりも補助率ががっくり下がります、イニシャルでも余分なお金が掛かります。町営にしてもプラス1億円になるということであって、単独、独立の施設としての整備というのはかなり慎重に議論をしないと、いわゆる負の財産になってしまうと、こういうことになるかと思えます。そうじゃないぎりぎりの選択肢が、前回の提案であったと、こういうことです。

その上で、例えば、そういったホテルとして宿泊施設として新設がなくてもですね、既存の例えばホテル、あるいは民宿の皆さん。こういった方が、今の実績からある一定経営判断をいただいて、例えば、部屋数を増やしたいとかですね。あるいは、改修要望。定員を増やすような改修。こういったことに経営判断をいただけるようなケースがあるとすれば、そこは積極的に町も支援をすべきだと思っています。

ご指摘のとおり、やっぱりどうしてもお越しいたいて宿泊いただくことが、最も経済効果が出るようになっておまして、とにかくお泊まりいただいて滞留時間をある一定確保することで、その次の飲食であったりとか、そういったところにつなげる可能性が高いわけですね。

町が有する宿泊キャパをどう増やすのかという議論は、これから続けていかなければならないと考えているところです。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

先ほども申し上げましたけど、やっぱりその宿泊施設がないことでの不利益、利益ではないですか。ちょっとマイナス面というか、そういった部分もあるかと思えますね。ぜひ検討の舞台には、このことをそこから下すのではなくて、これからも検討していただかないと本当のスポーツ・ツーリズムの仕上げにはならないかと思っております。ぜひですね、ただ、町長も心配されているように、既存の宿泊施設に、民宿であったりさまざまな宿泊施設があるわけですが、そういった方に悪影響ありますか、そちらのお客を取るというふうなことがあってはならんことでもあります。

新しく宿泊施設ができたことで、多くの方が当町へ来られるようになって、今まで以上に、既存の宿泊施設にも泊まっていたらというふうなそういった、何いうんですかね、もっとう、今までと違ったう、もう少し規模を大きくできるというか、そういったことも可能になるきっかけにも、この宿泊施設というのがあるかと思うがですよ。そういう意味も含めましてですね、今後もこのことは、ぜひ検討の課題としていただきたいと思えます。ほんとに、せっかくのいい施設ができたわけですので、活用していただきたいと思えます。

それと、この前も言って、今回も私が同じことを言っているわけですが、当町が今持っている人工芝に限って言いますと、ほかにも当然、全国ありますんで、新しい施設が計画されておると思えます。そうやってきますと、当町が抱えておる立地条件いいですか、あの都心部からあまりにも遠いと。距離も遠い、時間も遠いと

いうふうな、ちょっと負の部分があると思うがですよ。そういった部分も含めてですね、今は当町にいいものがあるがです。

今後、ほかにもそういうものができたら、ちょっと見劣りしてしまう部分が浮上してくると思うがですよ。そういった部分も含めてですね、今のうちから外へ向けて黒潮町をアピールすること。このことに力を入れておかないと、それこそ先ほど町長が言ってました、宿泊施設が負の遺産になるっていうふうなこともあろうかと思えます。そのことが、今ある施設にも言えるようになるんじゃないかと思えます。せっかくの施設ですんで、これを利用しないわけはあり得んわけで、利用しながらいけるような施策の方をぜひお願いしたいと思えます。

いろいろ問題はあると思うがですよ。農繁期、農閑期ではないですけど、スポーツのすごいやりやすい時期であったり、県外から来やすい時期であったり。そういう部分は、年間通しては決まった時期しかそういう所がないっていうこともあると思えます。で、そのそうでない部分をいかに穴埋めしていかにいかんといかにいうふうなことも、課題には残っておるがですけどね。まあそういった課題を克服しながら、いろんな手を使ってですね、いろんなアイデアを出し合ってますね、ぜひともこのスポーツ・ツーリズムを仕上げていっていただきたいと思えますので、ぜひ施設のことは今後もよろしくお願ひしたいと思えます。

カッコ1の方は、これで終わりたいと思えます。

最後、カッコ2の方に移りたいと思えます。

重複してしましますが、カッコ2の方を読み上げます。

今後、推進していくに当たっては、町民の方々のご協力をなくしては始まらない話であり、町全体が手を取り合い、協力し合ってこそそのスポーツ・ツーリズムであると思っております。

今さらではありますませんが、スポーツ・ツーリズムに対する町の思い、考えを聞きたいと思えます。

先ほども申し上げましたんで重複しますが、また新たな取り組み、計画などがございましたら、そのこともお伺ひしたいと思えます。

お願ひします。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

浅野議員の4番のカッコ2の、スポーツ・ツーリズムについてのご質問にお答えを致します。

本町では、2011年度、平成23年度から、スポーツ・ツーリズムの取り組みを開始致しました。何もないところからの出発でございました。関係事業者様や砂浜美術館スタッフの鋭意努力によりまして、また、住民の皆さまのご理解とご協力により、順調に実績を伸ばしております。

この事業は、宿泊者数を目標指数として取り組んでおります。初年度は延べ357人の方にお泊まりいただいたものが、次年度には1,720人泊となり、8年目の昨年度は、1万1,964人泊と、宿泊数を大きく伸ばしてきました。今年度は14,400人泊を目標にしております。

また、初年度の誘致種目はサッカーのみでしたが、翌年度にはバレーボールやバスケットボールの誘致も行い、その後、テニス、ラクロス、フットサル、陸上、野球、ゴルフなどの種目にチャレンジしてまいりました。

本町では、今あるものにいかに付加価値を付けて、また付加価値を高めるなどして、多くの来訪者にお越しをいただいております。今後も人と人とのつながりという付加価値を大切に、スポーツ・ツーリズムを本町観光の中心に据え、推進してまいります。

本町観光の課題と致しましては、1番には閑散期対策でございます。学生を中心に誘客するスポーツ・ツー

リズムでは、夏休みと長期休暇以外の時期にいかにか誘客するのが課題でございます。この閑散期対策ではスポーツにこだわらず、修学旅行や体験観光、会議や研修などを目的としたMICE、訪日外国人旅行者など、あらゆる可能性を探ってまいりたいと考えております。

そのため、今年度から事務局員を配置し組織強化した環境ネットワーク、また、DMO 組織である砂浜美術館とも連携し、継続したスポーツ・ツーリズムの推進と新たな誘客推進を図ってまいります

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

2011 年からということで、8 年ぐらいたっておりますか。そのときから言えば、本当にすごい宿泊者数だけとってみてもですね、すごい伸びを示しておりますことは、もう本当、あの関係の首長を先頭に、ほかの砂美であるとか、そういった方々の努力の賜物であることはもう間違いないと思います。本当に、このことに対しては敬意を表したいと思います。

ただ、今後ともですね、これを継続。どんどんどんどん大きくしていくには、また新たなうか違った施策いいですか、目先を変えた方策も必要かと思っておりますので、そのへんを。何につけても皆さんに申し上げますけど、室長の所だけでなく、皆さんの智恵も集結した上でのスポーツ・ツーリズム、これを仕上げていくことが町の目指すところであろうと思っております。

課が違ってですね、いろんな情報、室長のとこで持ち得ない情報なんかもあるかと思うがですよ。そういった意味も含めましてですね、町内全体で、ぜひそのことをどんどんどんどん盛り上げて、訪町人口の方もどんどん多くなるような施策をしていただきたいと思っております。

それで、先ほど自分の方からも言いました、室長の方からもありました、閑散期対策なんかについてもですね、いろんな方法はあろうかと思っておりますので、自分もまた室長の方にも提案をさせていただけたらと思っております。一緒に考えていきたいと思っておりますので、今後もどんどんどんどん、町外からの交流人口、関係人口いいですか、を増やしていきたいと思っております。

自分も力は少ないですけど、それに一緒に頑張りたいと思っておりますので、ぜひともですね、町内全体でいろんなことに、これからいろんな問題あろうかと思っておりますけど、いろんなことに対して全体での盛り上がりを持って、町発展を目指していただきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、10 時 45 分まで休憩します。

休 憩 10 時 34 分

再 開 10 時 45 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

11 番（宮川徳光君）

私の持ち時間からするとお昼にかけて微妙な時間になりそうな気もしますが、答弁次第ですごく短くなるように期待しながら質問したいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、1 問目の人口減問題についてですが。

昨日の一般質問のスタート、トップバッターと 2 番手の山本議員や矢野議員も質問の中で触れられていたけども、その中で町長から最重要課題として取り組んでいくという言葉がありました、人口減の課題。私は問題として取り上げておりますが。要旨を読み上げます。

平成 29 年 9 月定例会におきまして、同じ事項の質問をして当時の状況を伺いました。今回、同じ設問で、その後の取り組み状況などを問う、としております。

まずカッコ 1 としまして、当町でも少子高齢化が進み、65 歳以上の方が人口の 50 パーセント以上を占めている、いわゆる限界集落が多く見受けられる状況となっている。

現在、町内の限界集落の状況と今後の予想、加えて町人口の推移の予測を問うとしております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは宮川議員の、限界集落の状況と今後の予想、また町人口の推計予測につきまして、お答えを致します。

限界集落につきましては、かしま荘やシーサイドホームなどの特養施設等を除き、61 地区の集落のうち平成 27 年 9 月の黒潮町議会定例会議におきましては 12 地区でございましたが、2019 年 8 月末では 23 地区となっております、11 地区の増加となっております。その増加の推移と致しましては、2010 年度 6 地区、2015 年度 14 地区、そして 2019 年 8 月末では 23 地区となっております、近年急激に増加をしております。

今後の予想としましては、準限界集落と位置付けられる 55 歳以上の方が地区の総人口の半数を占める状態の地区が 2019 年 8 月末の時点で 27 地区あり、このままの人口動態が続いたと仮定した場合、10 年後の 2029 年には現在の限界集落 23 地区に、この準限界集落の 27 地区を加えた 50 地区が限界集落に該当し、割合にして約 82 パーセントとなることが予測されます。しかし、平成 27 年 9 月黒潮町議会定例会におきまして、2025 年に 61 地区中 53 地区が限界集落となる見込みである旨をお答えしておりましたが、2029 年で 50 地区との見込みであることから、近年の生産年齢人口の転入超過といったことを要因に、人口構成は若干でございますが改善傾向にあるのではないかというふうに考えております。

続きまして、町の人口推移の予測についてですが、その基となる国勢調査結果は 2010 年に総人口 1 万 2,365 人でありましたが、2015 年の調査結果では 11,217 人と、5 年間で 1,148 人の減少となっております。2010 年の国勢調査結果を踏まえて 2015 年を予測した総人口は 1 万 1,293 人でありましたが、同年の国勢調査の結果では 1 万 1,217 人となっており、2010 年時の予測を 76 人下回る結果となっております。

2015 年の国勢調査の結果に基づく人口動態が続くと仮定した場合、国立社会保証・人口問題研究所が算出しております将来推計人口では、10 年後の 2030 年には約 7,900 人、20 年後の 2040 年には約 5,900 人程度と予想されており、2015 年時点より総人口は 53 パーセント程度に減少する見込みとされております。しかし、地方創生の取り組みを開始した 2015 年以降、転出超過であった社会増減は年々縮小し、昨年度は 29 人の転入超過となり、自然増減につきましても出生数の安定、そして死亡数の減少によりまして、その差は社会増減と同様に縮小しております。

国勢調査が5年に1回の調査であるため参考値とはなりますが、こちらで住民票台帳をベースに総人口で独自の算出をしたところ、2019年3月末に予測される人口は1万1,047人となりますが、実際の人口は1万1,217人となっており、人口減少の抑制が図られていると評価しております。しかし、評価する一方で目標人口を目指すための人口は1万1,639人になると予測しております、それには届いていないという状況もあり、今後さらなる施策、取り組みを打っていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

はい、どうも。

多くの策を教えていただきまして、ちょっと整理するのにちょっと追いつかないような状況で間違っただけを言うかもしれませんが、また訂正してください。

まずは、限界集落の件で言いますと改善。10年後、今から言って10年後では予想として改善の予想ができるような状態になっていると聞きました。それにしても、急激に限界集落が増えている現状を突きつけられているという感じを反面受けております。

その限界集落が増えるっていうのは少子高齢化が大きな要因だと思いますけども、一方のそれと並行して動いている人口の方でいくと、現時点で予想よりは若干抑制傾向にあるというふうに受けました。

ちょっと私聞き漏らしたかもしれませんが、要因的なところはどういうふうに考えておられるかお聞きします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問にお答え致します。

今、人口の抑制がかかっている要因ということでございますけれども、これまでの答弁でも申し上げましたが、昨年度転入超過ということで、初めて社会増の方がプラスに転じました。29名の社会増ということになっております。これにはですね、当然少子化施策でございますとか、それから移住施策等のあらゆる施策が相まってのものというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

カッコ2の方の内容とダブる、重なるかもしれないような質問でしたけども、現状そうなっているということで。

カッコ2の方の、少子高齢化による人口減への対策はとしております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは宮川議員の、少子高齢化による人口減対策につきましてお答えを致します。

少子高齢化の対策ということで考えますと、少子化そして高齢化、それぞれに対策を講じる必要があると考えております。中でも、少子化につきましては人口減少に大きく関わっており、社会活動ならびに経済活動の縮小を招くことにもつながることから、持続可能な町づくりを目指す上でも重要な課題であると考えております。この少子化対策につきましては、人口、子どもを増やしていくといった直接的な取り組み、そして町の人口が減少していく中で、また、若者が減少し高齢化が進む状況において、町の機能を維持するといった視点からの取り組みを考えていく必要がございます。こういったことから考えますと、少子化の課題解決に向けての取り組みとしましては、単に直接的な子育て支援といった面だけではなく、農林漁業や建設、商工業といった産業の振興や福祉、教育といった、あらゆる分野の取り組みが必要でございます。

現在黒潮町では、黒潮町総合戦略におきまして本町が将来の人口減少を克服、地方創生を達成するために特に重要な産業、福祉、教育、防災の4つの領域につきましてそれぞれ基本計画を定め、各種の施策に取り組んでいるところでございます。

具体的には、交流人口を拡大することで移住者の増加、あるいは子育て世代の積極的受け入れを推進、そして若い世代が結婚の希望を叶えられる環境、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整え、将来にわたり地域の活力を維持するとともに、担い手を確保するといったところにつなげていくことを目指しております。また、黒潮町総合戦略の福祉基本計画および教育基本計画の中でも、児童福祉や高齢者福祉の充実、教育の充実を図ることとしており、地域とともに取り組みを進め、切れ目のない支援体制の構築も目指しているところでございます。

少子化問題の要因を考えましたとき、その一因としまして、子育てに関する経済的負担が挙げられます。高知県が平成27年度に実施した少子化に関する県民意識調査におきましても、理想とする子どもの数が2.45人であるのに対し、現実的に持たたい子どもの数は2.09人となっており、その主な理由として、男性も女性も60パーセント以上が子育てに要する経済的負担を挙げております。町と致しましては、経済的負担を軽減するための医療費の助成事業や母子に対する保険医療の充実を図る取り組みなど、子育て環境の充実等に取り組んできたところでございます。また、誰もが住み慣れた地域で元気で住み続けられるよう、健康や身体機能を維持していく取り組み、予防施策等も進めているところでございます。

黒潮町総合戦略におきまして、目標に掲げております2060年人口6,800人の達成が町の将来を考えていく上で重要なポイントでございます。人口の減少は消費市場の縮小に伴う小売店の撤退、少子高齢化による労働者全体の平均年齢の上昇と後継者不足による産業規模の縮小といった、さまざまな変化を招くことが予測されます。人口ビジョンにより示されているように、継続的に人口が減少していくことが見込まれる本町におきましては、産業のみならず地域の維持や担い手の確保についても課題であり、将来にわたって地域の活力を維持するためにも、まずは若い世代の結婚の希望が叶えられ、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない子育て支援を引き続き進めていく必要があると考えます。

こういった取り組みを充実していくことにより、住みたい町、子育てのしやすい町ということになり、それが黒潮町の魅力の一つになることで、移住、定住も推進できるというふうに考えております。引き続き、黒潮町総合戦略におきまして効果のある事業の継続や事業の見直し、そして新たな施策の構築を図り、目標の達成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

どうも。

まさに答弁にあった内容いいですか、そういう総合的なことでこれは成り立っていると。それで総合的なこと、それが充実が成り立ってこそできることだと思っておりますので、なかなか隅々までを配慮いただいているような感じで聞きました。聞いて感じました。

あと、そのあたりもあつたとは思いますが、これまでの産業に加えて、私の前の浅野議員の中にもありました、森林の話も出てきました。森林もなかなか大きな問題があつて、いろんな土地のことを調べていくだけでも、20年言われたですかね。そういう、かなりの期間を要するというような話もありまして、そういうことは逆に言えば、そこへ雇用の場が生まれる可能性もあるわけで、取り組み方によっては大きな人口増に寄与できるといいですかね、ような感じで聞きましたので、そういう面も。もちろん、今私が申し上げなくても考えていただいていると思っておりますが。

あと一点ですね、目標値が2060で6,000人だったですかね、その目標値は今も変わっていないのか、確認させてください。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答え致します。

2060年、6,800人という目標値は変わっておりません。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

私の勘違いで、私6,000人と申しましたが6,800人ということで。より希望の持てるといいですか、現在の半減、40年くらいかかるわけなのですが、それでも半減するのは寂しいなと思っております。800人も目標が掲げているということで、何かしらちょっとは安心しましたが。

1番の方は終わりました、2番の方へいきます。

これは設計変更と議決案件についてということで、要旨を読み上げます。

平成28年12月定例会の一般質問にて、請け負い工事が設計変更により議決案件となる場合、その設計変更により変更追加となった内容を、調整により変更前の請負契約の中で施工できるのか。また、その根拠はという問いに対しまして、変更前の契約金額範囲内で工事の調整をし、施工することはできる。根拠として、県の設計変更に関する事務取扱要領の規定で、工事にはその性格上不確定な条件を前提に設計書を作成せざるを得ない場合がある。このような原因による設計変更は契約の同一性を失わない限度において工事請負契約書の規定に基づき、一部変更することができる、により行なっている、ということをございました。それを受けましての今回の質問ですが。

まず、カッコ1としまして、変更前の契約金額範囲内で工事の調整をし、変更後の内容の施工することは建設工事請負契約書の第1条の総則に反してはいませんか、という問いです。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは宮川議員のカッコ1の、設計変更工事と建設工事請負契約書第1条について、お答えを致します。  
建設工事請負契約書、第1条の総則につきましては、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて公正な請負契約を締結し、審議に従って誠実にこれを履行するため、総則として全体に通用する一般的、包括的な規定を定めています。

第1条第1項から第12項の規定については、実施設計図書に従い、工事請負契約書を履行しなければならないと認識をしています。

議員より、変更前の契約金額範囲内で工事を調整し、変更後の内容を施工することは第1条の総則に反していないかのご質問でございますが、平成28年の12月議会定例会の一般質問においてご答弁しましたとおり、工事の施工に当たり、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、設計図書に示されました自然的、または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合、高知県に準じて設計変更に関する事務取扱要領および建設工事請負契約書の第18条の規定に基づきまして、変更事項の内容によっては現場の状況等について確認の上、住民の方々の日常生活に支障がある場合や、一般車両や歩行者等の通行の安全を早期に確保する必要があると判断した場合、また、工法上速やかな対応が必要な工種につきましては、設計変更により変更および追加となります工種につきましても、現時点での出来高金額を十分精査の上、変更前の請け負い金額の範囲内であれば、受注者と十分協議を行い施工を支持しており、第1条の総則に反するものではないと判断をしております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

今の答弁をずうっと聞かせていただきまして、私が最初に一般質問、この内容で一般質問を掛けた、12月ですからその前の9月に掛けてますんで、その前にあった臨時会か何かのいろいろ皆さんが質疑した内容が、いろいろ頭の中に浮かんでくるような答弁をいただきました。

もうちょっと細かいところとか、そういう広げてそちらの解釈、そちらいうか施工工事担当をされている方の解釈を聞くために質問しているんじゃないかと、そう今言われたようなことは総則の中にはうたわれてはいるとは、僕は思いません。総則の第1条は、こと細かく決められた設計図面を書いてお金がついて、締め切られた契約書ということで、それを発注者受注者が誠意を持って守りなさい、というふうに書いてるとしか、としかですよ、私には読めないがです。

それも、もう一点ちょっと気になったのが、私は決定変更で議決案件になった件について聞きようがですよ。

その点を確認したいがです。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

まず最初、建設工事請負契約書の第1条の総則でございますけど、契約書の方の第1条でございますけど。ここには当初の設計書、図面等ですね、それに基づいたものを日本国の法令に準守し、契約を履行しなければならないということ。この解釈につきましては、当然契約を交わした時点での設計書ですね、発注当初の設計書ですね。それを準守し履行しなければならないという認識をしております。

当然工事の中で、先ほど言いました契約書の第18条19条等に変更の条文があるわけでございまして、その18条に、業者の方から現場の状況に応じて町に対して申し出が出てきます。それが18条です。それを監督員が確認をした上で、適切に対応して取り交わしております。

そして、先ほど言いましたその議決案件の工事の件でございますけど、これにつきましては議会に議決すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の中で、第2条にうたっております。地方自治法の第96条第1項第5号の規定により、議決に付さなければならない契約は予定価格5,000万円以上の工事、または制度の請負いとするということで、当然5,000万円以下につきましては議決をせずに、例えば4,000万の工事を請け負った場合は、議決なしで契約をして工事の実施に移っております。

前回、この平成28年当時にご質問あった件につきましては、弘野団地の防災工事も県でのご質問だったと思いますけど。そのときに、当時請け負った金額が議決5,000万円以下の工事でした。それで、現場で変更等が生まれて、それが5,000万円以上の工事になったと。それが、その当時も確か時系列にご説明したと思ってるんですけど、あの工事につきましては28年の2月の4日に契約をしておりました。その後、そういう追加工事として18条処理で伐採の追加工事とか仮設防護策とか掘削の追加等があったと思っております。それで、18条処理をしていく中でその4月頃にですね、それでその金額範囲内、出来高の金額範囲内の処理でしたので、4月の22日に19条処理で町の方が第一回変更設計の方をやっております。その後、そののり面について、非常にのり面の点検の報告等があって、それがあって議決を要する金額に。

(宮川議員から「僕が問うこととは全然関係ないことを言おう」との発言あり)

ちょっと長くなりすいません。

(宮川議員から「いやいや、長いんじゃないかと関係ないことを言おう」との発言あり)

そういうことで、町としましては当初の契約から決めたときにですね、当然議決案件になればその時点で議会の方へ提案をするという解釈でございます。その議決案件につきましては。

議長 (小松孝年君)

総則に反してないがよ。

11番 (宮川徳光君)

どうも。答弁中に止めてすいません。

勘違いされていると思うんですよ。というのは、この28年の12月に聞いたときのことを、から切り口というか始めたがですが、その3カ月前の同じ質問にも、町長から答弁いただいて、弘野の工事のことを答弁されたがですよ。私は弘野のことを言おうがやなくて、そういったようなことが何でできるか、法的な根拠はどこからきてますか、いうことを最初から聞きようがですよ。弘野でやったとか何とかいうことを一切、私の方から一言も出してない。そんなことを聞きたくて聞きようがないんですよ。

今回も設計変更によって議決案件になるのは、何か変更しなくてはならない事象が起きたときに発注者側と受注者側が話し合って金額を決めて、その金額によって議決案件になるかどうかは事前に決めるという、この解答の前段に、その当時の森田課長の答弁があるわけです。そこまではすんなり納得するがやけど、議決案件になったものを、そのものの内容ですよ。その前の契約の中から変わらん内容は別に問題ないがやけど、変わって議決案件になっちゃうのがやったら、その変わったもんについては私は町長サイドに執行する、契約する返事、ちょっと言葉を変えると議決を受けなければ契約ができないというふうな仕組み、たてりになっていると思ってる質問をしようわけで、その点で法的な根拠を聞きようがですよ。

私は、この今の私に対する森田課長の答弁が法的な根拠を言うとは全然思えません。議決案件になったらどうせないかんがいうがは条例があります。これその条例にかかわることを、全然法的な効力、拘束力のない事務処理要領的なもので左右しているように見えたから聞きようがですよ。

その意味で答弁してください。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは再質問にお答え致します。

カッコ2の方ですね、またあのご質問がありましたので。その際にですね、その事務取扱要領の関係のがで、法的根拠とかの質問がございましたのでそのときにお答えしようかなと思っていましたけど、先ほど言いましたその法的根拠ということでありましたので、若干2番の方とかぶっていくかも分かりませんが、構いませんでしょうか。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

ちょっと私の早とちりで、カッコ2の方の内容が入っているというご指摘がありまして、確かにそうですので。

2番入る前に、総則に反しているかないかだけ、そこだけ答えてください。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、宮川議員の再質問にお答え致します。

総則に反しているかないかということでございますので、これにつきましては契約書に基づきまして実施しておりますので、反してはいないと判断をしております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

確認ですが、調整によって設計変更になった工事の内容を施工することが、その総則に反ししょうか反してないかということ聞きようがです。

再確認です。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

再質問にお答えします。

今言われましたあくまで変更はですね、この18条の条文でその業者の方から申し出、通知があつて処理をしておりますので、それが総則の中でも第1条第1項の第5号ですか、5号の中にそういう条文がございますので、従いまして、反していないという解釈を持っております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

受発注者の中で変更内容について協議して、設計額が5,000万円を超えて、議決案件になった後でもそういうことができるということを言われておると思うのですが。じゃあ、そういうことでいいですね。はい。

それと、ちょっと今回、この2番目の質問で違和感があるのですが。

というのは、前回森田課長が答えてくれたとき、総務課長の立場で答えてくれたがやなかったかね。

これ、契約のことを私聞きようわけで、担当の課長の方からの。

議長（小松孝年君）

答弁者はね、町長。

11 番（宮川徳光君）

いやいや、私の違和感があるということを、うん、ただ言いようだけで。

議長（小松孝年君）

実際には契約はそうですけど、内容については建設課の方がよく分かっているときもありますんでね。

それは町長が、全部町長あてになるわけで、じゃあ町長の答弁の代わりに誰か指名していくようになりますので、そのへんご理解ください。

11 番（宮川徳光君）

はい、分かりました。

じゃあカッコ2いきます。

黒潮町議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例では、請負工事の場合は金額のみにより議決の要否を規定しております。

前回、できる根拠。私は最初から根拠を問うております。法的根拠の意味で問いかけをしている、私は思いがあったのですが。前回、できる根拠としていることは条例に規定されていないのにもかかわらず、法的拘束力のない事務取扱要領の第1条の基本原則、いろんなことが工事施工に際しては現場でいろんな状況が変わってくることもあるので、それに応じた変更ができますよ、みたいなことを述べてますが。その基本原則でできるとすることは法令上の序列、黒潮町内でいきますと条例があって、それに基づいて何らかの規則があってというふうな決まりですので、上下と言ってみてもかまんと思えますが。それがあって、そういう序列の面からも、また基本原則の文面からも理解できないが、法的な根拠を再度問います。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは宮川議員のカッコ2の、設計変更に関する事務取扱要領についてのお答えを致します。

議員より、設計変更に関する事務取扱要領、第1条の基本原則により設計書の一部を変更することができる法的根拠のご質問でございますが、公共工事の品質確保の促進に関する法律、通称品確法と申しますけど、平成17年に法律化されております。ここの第7条の発注者の責務としまして、第1項第5号により、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更およびこれに伴い必要となる請負代金の額、または工期の変更を行うことが規定されておまして、法的根拠として判断をしているところでございます。

また、高知県が定めています設計変更に関する事務取扱要領第1条の基本原則についても、この公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づいているものと認識をしております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

今私、法の序列というようなことを話しましたが、条例で定められていることを、私にしたらいことながですよ。定められていることを守ってないように取れるということを言いうわけですよ。書いてないことをやってるように取れるがですよ。

要旨に書いておりますように、金額のみで議決案件になるかならんかを決めようがですよ。今の答弁で言うと、いろんな状況があつて、そんなときには設計変更できますよみたいな、県の事務取扱要領。これも法的拘束がないんですけど、先に言ったのも、内容は設計変更ができるということをうたわれちゃうように、私には聞こえました。町の条例では金額で決められようがですよ。

条例に違反はしてないという、その法的な根拠をもう一遍お聞きします。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは再質問にお答え致します。

当時もいろいろとご質問がありまして答弁した経過がございますけど、工事を発注して変更する場合ですね、設計変更のガイドライン、あの当時も確か、そのガイドラインのことについていろいろお尋ねがございました。現在、ガイドラインにつきましては、平成29年に4月から町としましても県に準じて制定はしております。

そこで、平成28年当時は、県の設計変更ガイドラインに準じて事務を進めておりますというご答弁をしたと思います。その中で、ガイドラインの中で先ほど言いました、その品確法のことがうたわれております。その品確法の基本理念ですね、ちょっと読んでみますと、基本理念に請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結が示されているとともに設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更およびこれに伴い必要となる請負代金または工期の変更を行うことが規定されているというふうに、ガイドラインにも示されております。

ですから、先ほど来言われてます法的根拠、条例ということの前に、ここのガイドラインに準じてですね、現在事務処理をしておりますので。特に、その条例は確かに金額的なことしか書いてないと思います。その5,000万円以上については議決が要ります。また、その議決要件があつた工事につきましては、また5,000万から変更が出てきた場合、その600万以内の増減については町長の専決事項でできるということもありますけど、その金額のみしか条例には書かれておりません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

私の質問と答弁は何か、私からしたら全然かみ合いません。

設計変更して契約金額が5,000万円以上になったら議決案件になるがやということしか決めてないんで、ここは絶対守らないかんとこですよ。

当時、副町長に大変そのあたりの見解でお世話になったのですが、今の答弁の見解でどう思うか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

自治法の96条のところで議決案件のことがありまして、それを条例で定めております。それが5,000万円以上の工事ということになっておりまして、5,000万円になれば議決案件ということです。元から5,000万円を超えておれば、元から議会の方に案件として掛けると。もし変更があつて4,000万円の工事で、4,000万円を超えて4,000万円から5,000万円を超えた場合に議決案件になろうと思います。

で、契約をしている4,000万円の範囲内で、とか5,000万円以下の変更であれば議決案件ではない区切りということになろうかと思っておりますので、それが5,000万円を超えた時点で議決案件となって議会に掛けた、というような内容というふうに理解しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

今の答弁でいきますと、何回か契約のし直し、契約が必要だと思いますよ。契約をせずにということは、私はできんと思つてますんで。

その変更を掛けるときに、この条例は請負の総額で判断をしておりますんで、これで仕事をしなさいと言われた職員はそれで仕事をするしかないじゃないですか。それに沿つた仕事の仕方とは、今の答弁は思いません。変更を掛けないかんとときには、先に言いましたように、12月の議会で取り上げたのは受発注者で協議して幾らになるかを契約金を決めるという話ながです。それを毎回やりようわけなんで。それ契約もせずに、変更をせらつたらかまんですよ、内容の変更をしてないものは別に問題にはならんと思うけど、変更したもんについて検討するには総額を出すしか、この条例を守る方法はないと思つてますけど。

その点についてはどうですか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

契約範囲内での変更もあり得ますし、増額も5,000万円以内であれば議決案件ではないという基本的な考えでよろしいかというふうに理解しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

条例でうたわれているのは、契約金額でこうしなさいということをやっているわけなんで、それ以外のことをここの中に放り込んでくることはできんわけで、と私は思つとるわけなんです。文章を読んで。条例を読んですよ。

ほんで、この条例のほかには何かの同じ、それはないと思いますよ。そういうことができるのであれば、その条例の中にうたい込まんとできんと思うがです。冒頭申し上げましたように、条例に書いてないことをやっているように見ると。そこを問ひようがですよ。

契約書でこと細かく、図面付きで後始末まで書いて●てお金幾らで契約しますで、両者が契約するわけなんで、その中身を変えずに追加する分やったら言われたような考えでええと思うがです。中身の設計図書を変えないかんようなという変更があったときには、●契約金額を定めてやらんと、この条例に近かったかどうかということこれ自体もわからんですよ。ただ、妙にこう考え方が逆転しとるように私には取るがです。

条例というものは、住民サイドが職員に対してこれでやってくださいという頼んじょうことながですよ。

この条例の中で今言われたようなことができますか、ということ再度。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

契約変更をするまではですね契約4,000万と決めておれば、その4,000万の範囲から超えることはできないと思いますけども、そこも協議の、契約の第何条かで契約変更とかは実際にできて、工事のその4,000万の中での動かしもあり得ることやというふうに理解をしています。

ですので、4,000万の範囲でここまでやらないかん工事をですね途中でやめてほかのことをやることも、4,000万の範囲の中でやる契約変更もあり得るといふようなことも考えればですね、実際に5,000万円を超えない範囲の工事の契約変更もあり得るといふような内容で理解をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

今言われたことが、条例の定めに沿って動きようというふうに認識します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

条例というのは、先ほどの議決の案件の中の範囲内では、自分は動いているというふうに理解をしています。

以上です。

11番（宮川徳光）

私が受ける感じは、ずうっとくい違っちょう部分はですね。

何か問題あります。

（議長から「いや、続けて」との発言あり）

職員ういか執行サイドは、条例によって動くがですよ。それから今言われた、ちょっとこうプラスじゃなくって、ちょっと言い方が悪いかもしれんけど、契約されたものの中身を別のもんに変えたりしてトータルが5,000万円以下やったらかまんような、に聞こえるがやけん。それは契約書の第1項の総則ですよ、それでできんと思うんですよ。契約し直さなかつたら動けん。

ただ、この条例を守るためには変更するごとに総額を出さんと、この条例をクリアするがはできんと思うがですけど、どういうこと。

答弁。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 11時 45分

再 開 11時 48分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

先ほどの答弁。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

先ほど言いました契約規則の契約の中にですね、18条という話が出ましたけども、18条の協議の中で契約書を交わさずにですね、協議によって工事進めることもできるというふうな内容になってございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

同じことを問うてかまんがですよ。

もう一遍ちょっと。私の問い掛けが悪いと思うがですけど。

今言われようなことが、町の条例に定めていないのにもかかわらずどうしてできるのか。その根拠はということをお願いがですよ。根拠言うても法的な根拠ですよ。法的に拘束力のある根拠をお願いがですよ。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えします。

契約書の中の18条に規定がある方向で進んでおります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

条例に定めてないことを契約書の中のある決まり事であるという言われようがやけど、それが不思議なですよ。

できるという何回言うても言われると思うのですが、変わる見込みがないので、どうしましょうか。

（議長より何事か発言あり）

はい、分かりました。

議長のご指導もありますので、今回は。

私の質問は終わりたいと思います。

サイレンが鳴る前に終わることができて、ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 51分

再 開 13時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

9番（宮地葉子君）

それでは通告書に基づいて、今回は2点の質問を致します。

最初は、質問事項に安全運転サポート車に補助をと書いてありますが、全体的には高齢者の安全運転、交通対策についての質問になるかと思えます。

近年は、高齢者ドライバーによる交通事故のニュースが新聞紙上に載ることが増えてきていると感じます。10年か20年前までの高齢者の交通事故といいますと、横断中や歩行者としての事故が多かったような気がします。夕暮れ時などは黒い服装をしない、反射板をつけて歩くなどなど、注意喚起を多く耳にしました。今でも大事な注意点ですが、最近では全国の例を見ますと、高齢者による運転事故が増えているのではないのでしょうか。地方は特に高齢化率も高く、車がなければ日常の暮らしが成り立ちません。買い物や病院など、毎日の暮らしがたちまち不便になって、車を手放したくても手放せない事情があります。

行政もさまざまな手を打っていますが、安全対策で今回はさらに新たな補助制度の要望が住民からあり、質問として取り上げました。

最初にカッコ1ですが、ここ5年間の中村署管内で起きた交通事故の内容や増減も含めた状況を伺います。

カッコ2も関連がありますので、そのうちの高齢者の割合と死亡者、死亡率の割合も一緒に答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮地議員のカッコ1、2、中村署管内の事故の内容、高齢者、死亡者の割合、死亡率についてお答え致したいと思います。

交通事故の内容につきましては、平成26年から平成30年の死亡事故での状況でご説明させていただきたいと思えます。

状況と致しましては、駐車場歩行中に犠牲になった事故、歩行者として道路横断中に犠牲になった事故、道路脇を歩行中に犠牲となった事故、自転車乗中に犠牲となった事故、原動機付自転車運転中に犠牲になった事故、二輪車運転中に犠牲になった事故、二輪車運転中の単独事故、四輪自動車運転中の対自動車事故、四輪自動車運転中の単独事故によるものでございます。

平成26年の事故件数は140件、平成27年も同様に140件、平成28年は117件、平成29年は74件、平成30年は73件となっております。

件数だけで見ますと、平成26年と平成30年を比べると事故件数、死者共に約半数となっております。このことについて、中村警察署の方では直接的な要因としては分からないということでございますけれども、事故多

発地での交通取り締まりとか年間を通じての啓発活動等によって、効果が間接的にあるのではないかということでございます。

次に、死亡率についてお答え致します。死亡率につきましては、過去5年間の事故件数544件に対しまして死亡者は21名となっており、全体の事故に対する死亡率は3.86パーセントとなっております。

次に、高齢者の割合につきまして、平成26年から平成30年の事故件数544件のうち高齢者の事故件数は260件で、全体の事故に占める割合は47.8パーセントとなっております。

交通事故死者数は、全体21名中高齢者の死者15名となっており、71パーセントと高い割合を占めております。

高齢者事故に対する死亡率につきましては、過去5年間の高齢者が関係した事故249件のうち死者数は18名で7.2パーセントと、全体の死亡率と比較しまして約倍の死亡率となっております。

事故発生件数、高齢者の事故発生件数とも平成26年度から減少をしておりますが、事故全体に占める高齢者の割合は約5割を占めており、死者数につきましては平成28年度4名中3名、平成29年度は1名中1名、平成30年度4名中3名が高齢者となっております。事故における死者についても約7割と、全体の死者の中でも高齢者が犠牲となる割合が高くなっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

高齢者が事故に占める割合が高いということで、今、答弁がありました。

私が調べたところで課長のと重複するかもしれませんが、2015年140件あった事故、これは5月までですけど、ちょっと違ったかもしれません。2018年は73件で減少傾向にあって、減少率が48パーセント。

高齢者の減り方は、全体の事故の中で占める割合は上昇している。事故自体は減ってるけども、高齢者の事故の割合としては上昇してるという点では気を付けていかなきゃなんないということだと思いますので、ぜひそういうことで私たちも気を付けていきたいと思います。

1、2と終わりましたので3番にいきます。

高齢となって、田舎では暮らしていくのに車がないと不便でどうにもならないけど、年をとりますと、反射神経が鈍くなった、耳も目も、若い頃のように随分もういなくてですね、運転に自信がなくなった。または、病気なんかで体が不自由になったなどなど、免許の自主的な返納者が増えてきてました。また、子どもさんに止められたからというふうに理由はいろいろありますが、免許の返納に他の市町村では補助制度があるから黒潮町でも取ってくれないかという、返納の背中を押してほしいという住民の方から要望があって、その当時、私だけではなく何人かの人が質問をして、行政も住民の要望に応じてくれています。

免許返納制度が始まりました現状はどのようになっているのでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは私から、免許返納制度の現状についてお答をさせていただきます。

近年、高齢者が加害者になる交通事故が社会問題化しておりまして、連日のように新聞報道等で取り上げられていることは議員ご承知のことだと思います。

年を重ねるごとに身体能力や反射神経が落ちてきて、これまでできていたことができなくなったり、また、

できたとしても時間がかかるようになってしまう。このように感じているのは、皆さん同じではないかと思えます。

事故に遭わないことはもちろんですが、事故を起こさないための対策を講じる必要性を町としても考えているところです。本町の運転免許返納支援制度につきましては、車の運転免許証を自主的に返納された方に対する支援策としまして平成29年度にスタート致しました。

制度の内容と致しましては、中村警察署で運転免許証を返納する際に交付される運転経歴証明書、この発行手数料を町が全額補助するものでして、補助金の額は発行手数料と同額の1,100円です。発行された運転経歴証明書には、住所、氏名、生年月日のほか、過去5年間所有していた免許の種類が記載されておりまして、顔の写があることから、マイナンバーカードやパスポートと同様に公的な身分証明書として生涯利用できるものになっております。

なお、発行手数料は補助制度がスタート致しました平成29年度は1,000円でしたが、平成30年度からは1,100円に変更されております。

続いて、本町の運転免許の返納者数につきましては、平成27年度が13名、28年度が18名でしたが、支援制度を開始した平成29年度は45名、30年度が39名となっております。

本年度も既に20名の方が返納されておりまして、本年8月末現在で合計135名の方が返納されております。そのうち、補助金を申請された方は平成28年度以降で82名の方がおられます。

県警本部に高知県内でこの免許返納支援制度を導入している市町村を確認しましたところ、本町以外に、東から東洋町、室戸市、土佐市、四万十市、土佐清水市の6市町だそうです。ただし、先ほど情報防災課長も申し上げましたが、県警はこの免許返納支援制度と近年交通事故が減少していることとの因果関係については確認が取れていないということでした。

黒潮町としましてもこのような支援制度を拡充することが、免許を返納されている、また悩まれている方の決断の一助となり、悲惨な交通事故が一件でもなくなればうれしいと考えているところです。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

大変丁寧な答弁でした。

これ返納しますと1,100円の補助があるんですが、そしてもらった証明書っていうのはもう、法的な身分証明書として一生使える。そういう点では大変ありがたいものだと思います。

このほかにですね、これを持っていったらプラスアルファでサービスがあるということを聞いてるんですが、その点をもう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

宮地議員の再質問にお答えを致します。

免許を返納された方がその後の移動手段も確保することは大変重要なことでございます。また、健康状態を維持していくことも重要な問題だと考えております。

先ほどご質問にもありましたとおり、返納された方の移動手段、これにつきましては土佐くろしお鉄道や土佐西南交通、四万十町の四万十交通、本町のつづきハイヤーさんにおいて、運賃が割引になる制度があります。

会社によって半額とか10パーセントとか違いはありますが、運賃の割引制度がございます。

そのほかにも特典と致しまして、幡多信用金庫さんであるとかネストウエストガーデン土佐さん、拳ノ川のこぶしのさとさん等で入浴料が割引になるとか、そういう特典がございます。それぞれの事業所で特典が違いますので、まだまだ十分であるとは言い難い状況ではありますが、免許返納の際にご利用いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

高齢者の交通事故、事故を起こさないことを考えるということで、免許返納制度に補助制度を設けてくれました。

そういう点では、返納制度ができたから増えてきているという点で、そして今お聞きしましたようにサービスも付いてるということですから、また考えてる方は事故にならないようにと考えればですね、返納されたらいいんじゃないかなと、そういうふうに思ってます。

でもですね、カッコ4に移ります。

車が自主返納しますとね、ほんとに、最初から言ってますけど、どうしても暮らしていくのには不便なんですよね。住み慣れた地域で安心していつまでも暮らすというときには、ほんとと車がないとなかなか大変です。

公共交通の整備が急がれるといっても、これも限度がありまして。黒潮町では数年前から、住民がバス停まで行くのもう大変になったと、そういう声が出てきまして、地域にきめ細かく入るデマンドバスを要望して、それを実施してくれています。既に走ってはいますが、住民は、自分の住んでる地域はいつ来るろうか、自分が生きちょううちに来るろうかというて、首を長くして待ってる住民もおいでです。

現在は、どの地域をどんな状況で走っていますか。まず、デマンドバスの現状をお尋ねします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは宮地議員の、デマンドバスのその後の状況につきましてお答えを致します。

町内のデマンドバスにつきましては、定時型エリアデマンドバス方式で、平成25年5月1日より北郷加持エリアで運行され、平成31年3月1日より、かきせエリア、馬荷、御坊畑、大方橋川、上田のロエリアで実証運行を始めております。

そのほかの地域では、まだデマンドバスの運行はされておられません。

現在、事業者や関係機関との協議をしている状況でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

デマンドバスを利用してる方が時々こ市で会うんですけど、これがあってほんと助かってると。自分はもちろん運転もできなくなったし、お父さんも具合が悪うなってね、もうここへ買い物に来れなくなったんだっていうふうに言っておりました。

それが、今走ってるのは全町もちろん難しいんですけど、なかなか、町長の答弁では平成30年度でしたかね、

全町走らすという方向を持ってたんですが、実現には今のところ程遠いんじゃないかと思うんですが。

このデマンドバスのその後の見通しについてはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは、再質問にお答え致します。

デマンドバス運行につきましては、今後、湊川エリアおよび蜷川エリアへの導入を考えておりまして、そして最終的には距離および時間を考慮して、デマンド化できる地域におきましてはデマンド化を実施するように計画を致しております。

しかしながら、デマンドバス導入に当たりましては、これまでも答弁させていただきましたように運転手、そして運行経路および運行ダイヤの調整が大きな課題となっております。

運転手の調整につきましては、まず運転手の確保が重要でございまして、事業所におきましてもハローワークへ求人を出したり、免許取得に対し会社が助成をするなど、運転手確保に努めていただいております。

また、町と致しましても移住フェア等で職業紹介をさせていただくなどしておりますが、なかなか難しい状況でございます。

この課題解決に向けまして、町と致しましても支援策も含めまして、事業者等関係者との協議も継続してまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

デマンドバスは今の状況を聞きますと、なかなか課題がいっぱいあって、そう簡単に全町を走るといわけにいかない。でも、町としてはいろんな移住者に向けて、移住者にもそういう職業案内をしたり努力をしているということですが、今後も頑張っていたきたいと思います。

町長、何かありますか。違います。なければいいです。

カッコ5番に移ります。ここで本題に入ります。

高齢者の交通安全については、いろんな手だてを取ってくれていることが分かりまして大変ありがたいのですが、今デマンドバスにもありましたように、さまざまな問題とか課題も見えてきました。

今年の5月28日付の高知新聞に、サポカー補助、県内広がるかという見出しで、奈半利町が県内で初めてこの制度を導入したという記事が載りました。また、自治体情報誌D-fileという、これがロッカーに入ってたんですけど。こういう本があるんですけど、これは議員の皆さんも見られたかと思いますが、議員のロッカーに入っておりました。そこに、ここにも載っておりました。奈半利町の取り組みについて紹介があったんです。

それらの記事によりますと、サポカーとは、高齢者ドライバー向けに自動ブレーキなどの運転支援機能を備えた車だそうです。この本にですね、ここでは車が不可欠な暮らしを送る高齢者に、安全に配慮した取り組みとして注目されると、奈半利町の取り組みを紹介しています。

私はニュースで、東京都がこの車に補助をするということになったと聞いたときに、まあ東京都は財政規模も大きくて地方とは全く違うので、こういう小さな地方ではとっても無理じゃないかなと思っておりました。しかし、奈半利町がいち早く取り入れたと知って、これは黒潮町でも実現不可能な遠い話ではないことを実感しました。

さらにこの9月議会で、新聞紙上によりますと、議会の紹介の中では馬路村とか四万十町でも取り上げられたと、そういう記事が載っておりました。

今、急速に県下で、ひいては日本中で広まる車であって、そういう補助制度がどんどん広まってるんじゃないかなと思いますが、執行部としてはどのようなお考えですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは私から、先進安全技術を搭載した車、通称サポカーと申しますけれども、これに対する補助金交付についてお答えをさせていただきます。

政府は、交通事故防止対策の一環と致しまして、自動ブレーキ等の先進安全技術を搭載した、通称サポカーの普及促進に官民を挙げて取り組んでおります。

サポカーの内容につきましてはご承知かもしれませんが、1番としまして、車載レーダーにより前方の車や歩行者を検知し、衝突の危険性がある場合はドライバーに音声で警告し、さらに危険な状態になると強制的にブレーキが作動する装置。

2番としまして、アクセルとブレーキの踏み間違いによる急発進や誤発進を防止する装置。

3番としまして、車載カメラが道路上のラインを検知し、車線からはみ出しそうになったときに警報音で知らせたり、同一車線をキープさせる装置。

4番と致しまして、夜間対向車の有無を検知し、前照灯、ヘッドライトのことですけれども、自動で切り替える装置があるそうでございます。

これらの装置は事故の抑制には大変有効なものとして、政府は来年の2020年度末までに自動ブレーキの新車乗用車への搭載率を90パーセント以上にするという目標を掲げておりまして、普及に取り組んでいます。

しかしながら、これらの先進技術は安全運転を支援する装置と致しましては大変有効なものではありませんけれども、交通事故を完全に防止するものではありません。車が完全自動運転化されない限り、車を運転するのはやはり人間ですので、サポカー等の先進安全技術をハードとして、交通安全教室などの交通安全意識の高揚に資する施策をソフトと致しまして、ハード、ソフトが車の両輪となって推進していくことが交通事故の抑止につながると考えております。

次に、先ほど議員の質問にもございましたけれども、安芸郡奈半利町が導入しているサポカーの補助制度について、若干補足説明をさせていただきます。

奈半利町では、社会問題化する高齢ドライバーの交通事故を抑止することを目的に、本年の4月1日からサポカーを新車で購入された65歳以上80歳未満の方を対象に、本人の申請に基づき3万円の補助金を交付しているそうです。

補助の条件と致しましては、先ほど申し上げました自動ブレーキ、アクセル、ブレーキの踏み間違いによる誤発進制御装置、車線逸脱防止装置等の3装置を全て装備していることが交付条件になっております。

なお、奈半利町の町担当者によりますと、補助制度がスタートした本年4月の段階では、このような補助制度を導入しているのは四国では奈半利町が初めてで、全国でも4自治体しかなかったそうです。奈半利町の本年度の当初予算には10台分の30万円を計上しておりまして、8月末現在で5件の申請があっていると聞いております。

いずれにしても、この装置が交通事故を防止する対策としては大変有効なものであることに間違いはありませんので、奈半利町などの先行自治体の状況、また、本町のサポカーの普及状況や住民ニーズ等の動向を

見ながら、本町における導入の可否やその時期について検討してまいりたいと考えておりますので、今しばらくお時間を頂きたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

奈半利町の件では私も質問に少し用意してありましたけど、課長が先に答弁してくれまして、ありがとうございます。

今の答弁の中では、しばらく時間が欲しいと。ほんとに前向きじゃないかなと思って期待できる答弁だったんですけど。

今、課長もありましたように、奈半利町ではこういう制度を設けたときに5件しかなかったと。最初はこういう制度をお知らせしたら、たくさん問い合わせはあったんですけど、実際申し込んできたのは今の時点で5件ということですよ。それはですね、私、奈半利町の基準が少し厳しいのじゃないかなと思うんです。

というのは、奈半利町の基準は今課長も言われましたけど、安全サポート3機能を全て備えた新車ということだそうです。購入者に3万円の補助があるというものですが、新車となりますと、軽自動車でも130万円から200万円ぐらい掛かるようですが。購入予定がある方でしたら3万円はありがたい制度ですが、3万円の補助があるから200万円出して新車を買おうかと、そう簡単にはいかないと思います。

それですね、今、黒潮町でも検討してくれてるようですが、今後補助制度を考慮していくのであれば、安全サポート機能を備えていれば中古車も対象にするべきだと思います。

そしてもう一点、大事な点ですが、今ある車に後付けの安全装置を対象にしてほしいと思います。

これらは、後付け装置というのは既にもう市販されていて、急発進防止装置では安いもので3万円くらいからあるそうです。また、踏み間違い防止も5万円から20万円ぐらいだそうです。車線逸脱警報、衝突防止システムも15万円くらいであるそうです。非常に、こんなにいろんな種類が売り出されているということは、政府ももちろん力を入れていると今の答弁でありましたが、需要が見込めるからだだと思います。

今後どんどん、サポカーというのは広まっていくんじゃないかなと思うんです。高齢者の運転は、身体能力的には確かに危険度が増します。私自身も若い頃とは違って、ひやっとしたことが何度かあります。また知り合いの中でも、アクセルとブレーキを踏み間違えて、お店の柱にぶつけたそうです。幸い、人がいなかったので人身事故にはならなかったんですが。そういうことがあっても、いくらひやっとしてもですね、運転は、先ほどから言ってるように生活必需品です。サポカーを付けたからといって、もちろん交通事故を100パーセント減らせる、交通事故のそうそうなくなるものではないと言われても、これがあるとかかなり助かる。安全サポートカーの新車は買えないけども、今乗ってる車に安全装置が付けられたら、その後押しに補助制度があったら、高齢者の暮らしは大変ありがたい制度になるのではないのでしょうか。毎日の暮らしがいかにか不便で暮らしづらくなろうとも、車をやむにやまれず手放さざるを得ない高齢者は今後増えていきます。デマンドバスもなかなか難しい。全町に走らすにはなかなか難しい現実がありますし、町民にとっては、今日の暮らし、明日の暮らしは待たなしです。

こういう補助制度を取り入れるにはもちろん財源も問題ですが、早急に制度を取り入れる方向で、再度質問ですが、早急に取り入れる方向で検討する。そういう答弁、いかがですか。

お願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の再質問にお答えを致します。

再質問の趣旨は、新車だけではなくて、中古車であったり既存の車に対してその全ての装置、全部でもなくとも1つでも安全装置を付ければという趣旨の質問だったと思います。

先ほど私が答弁で申しましたのは奈半利町のケースですので、本町が導入する場合に全てそれを右に倣えということとは考えておりません。

中古車への設置は技術的には可能ですが、ディーラーによりますと結構高額になるということで、今現在、主流はやはり新車に設置するのが主流だそうです。

実際に自動車メーカーにこの装置を装備した車と、そうでない車の価格の違いを聞いてみましたけれども、普通車、軽自動車とも、6万円から8万円の違いでしかありませんでした。

また、各自動車メーカーによりますと、4番目に申しましたヘッドライトの自動切り替えの装置、それを除く3つの装置につきましては、新車登録時にほとんど既に標準装備化されて発売されているということをお聞きしております。

先ほど、政府の目標を90パーセントと申しましたけれども、これからの新車にはこれら先進安全装置が標準化される車がほとんどでして、ほとんどの車がサポカーになっていくと。新車の場合ですね。ということになります。

従いまして、年齢制限を設けるであるとか、先ほど議員言われましたように中古の車への投資であるとかについては、黒潮町のニーズを見ながら導入の可否を検討したいと思います。

決して後ろ向きじゃなくて前向きに検討したいと思っておりますので、すみませんがご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

課長がもう前向きに検討するって言ったから、続けて質問しなくてもいいようなものですけどちょっと。

それだけじゃなくてですね、この制度というのは当然財源が伴いますよね。それで、奈半利町ではふるさと納税を、この30万でしたか、それに充てたとありました。これも一つの案だと思います。

それで伺いますけど、ふるさと納税は今黒潮町でも力を入れて、さまざまな工夫もされて伸びてきております。今年は何と5億円が目標だと、このように言っておりましたが。

今まで入ったふるさと納税ですよね、その税金はどのように使われているのでしょうか。まず、使い道をお尋ねします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

宮地議員の再質問にお答えします。

ご質問のふるさと納税につきましては、ご寄付を頂くときに用途を指定しない寄付金として自治体にお任せというタイプと、自然環境の保全、福祉施策など、用途を指定する寄付金に分かれてご寄付を頂いております。

現在、使い道につきましては、用途を指定しない寄付金につきましては当該年度の歳入として充当することとして活用をさせていただいております。また、用途を指定した自然環境の保全や農林水産業振興などの寄付金につきましては、一旦、基金に積立てて管理を行っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

ちょっと分からなかったですけど。

用途を指定されたものは基金に積み重ねてるんですか。もしそうでないものは、じゃあどのような使い道がありますか。

もう一回、すいません。

議長（小松孝年君）

ふるさと納税、ちょっと要旨と違うけど構いませんか。

9 番（宮地葉子君）

分かりました。いいです。

いいですか、ほいたら次へいきます。

ふるさと納税みたいな細かいことは、また別のところでと思いますが。

それで、なぜふるさと納税をちょっと言ったかといいますと、財源があればこういう補助制度に奈半利町が使ってるわけですから見通しが立つんじゃないかなと思って、その質問に入れました。だから、どういうふうに使っていますかというのを聞きしたんですけど、ちょっと今のあれでは、どれだけあってどういうのを使ってるか分からなかったんですけど。

財源がないわけであれば、先ほど地域住民課の課長も前向きに検討してるので待ってくれということでしたので、全然後ろ向きじゃない。そして財源も、ふるさと納税がもし使えるものであればますます一歩前へ進みやすいということですね、実施の見通しというものはもちろん立たないと思うんですが。

どうでしょうか副町長、ふるさと納税を使ったようなことでこの制度を導入する方向というのはお考えでしょうか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えをします。

総務課長の方がお答えしたように、うちの方でもふるさと納税、6分野で分類をされております。

先ほど言いました課長の6つ目に、元気な黒潮町をつくると、分野を指定しない項目がございます。奈半利町もその分野で活用をしているというふうに聞いてございます。うちの中でも、それを活用するというのはあり得るというふうに思っております。

ふるさと納税の本来の目的で、何か目的を持ってふるさと納税をしていただくというふうなのが本来の目的かと思えます。四万十市であれば、沈下橋の修繕を目的に寄付を頂くと。そういうふうな方向が本来の目的でもあろうかと思えます。サポカーをそういう目的で寄付を募るといってはちょっとどうかというふうに思いますが、財源として使い方としたら奈半利町のような方法もあり得るということだというふうに思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

さまざまな観点からサポカーの導入を前向きに考えてくれるということですので、住民も心待ちにしてると  
思います。ぜひ、その点では頑張ってくださいと思います。

1 番の質問は終わります。

2 番の、差別落書きについて質問します。

前回の 6 月議会で、差別落書きについてという質問がありました。その内容を踏まえての質問ですが。

まず、カッコ 1 です。この質問は、前の坂本教育長のときにも同じものをしております。

現在の社会では、人種の違い、男女や職業、学歴の違い、都市や地方など住んでいる地域の違い、家族構成  
等々、人はさまざまな違いの中で、お互いの違いを認めながら社会生活を送っています。そのお互いの違いを  
認め合う、そのことが大事であって、認め合う基本には、人は生まれながらにしてみんな平等である。そうい  
う人権が認められた社会だからだと思えます。私たちの先人たちが何百年と紆余曲折を経ながらたどり着いた  
人類の知恵であり、獲得した知識だと思えます。そしてこれが民主主義であり、憲法 97 条の基本的人権の保障  
として盛り込まれております。

人権教育とはこのことが土台にあって、この根本を教えることが一番の主題ではないかと、私は常々思っ  
ておりますし議会でも発言しております。教育委員会がこの点を無視しているとか、全く踏まえていないとか、  
そういうふうには思っておりませんし、土台はおんなじだと思っております。

教育委員会は、差別の主たるものは部落差別であり、人権教育イコール同和問題ととらえているのか。

再度お尋ねします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは宮地議員の、差別落書きに関する 1 番目のご質問にお答えを致したいと思います。

まず、人権教育等の定義について、法律や閣議決定などから引用してご説明をさせていただきたいと思いま  
す。

まず、人権についてです。

平成 14 年に閣議決定をされました人権教育・啓発に関する基本計画において、人権を人間の尊厳に基づいて  
各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての存在と自由を確保し、社会に  
おいて幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利としています。

次に、人権教育については、平成 12 年の人権教育および人権啓発の推進に関する法律において、人権尊重の  
精神涵養を目的とする教育活動と定義をしております。

それを踏まえて、学校教育における人権教育の目標は、平成 20 年の文部科学省人権教育の指導方法等の在り  
方について第三次とりまとめにおいて、一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要  
性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それがさまざま  
な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向け行動につな  
がるようにすることと明記をされています。

次に、同和問題について、私の解釈も含めながらご説明致します。

同和問題という問いに対して、国は昭和40年の同和対策審議会答申において、いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別であり、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態に置かれ、現代社会においてもなお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人も保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題であると明記をされています。

このように、答申には、同和問題は日本固有の人権問題であることが明記されているとともに、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとしております。これは、こんにちにあっても解決されていない国民的課題であると認識をしております。

こんにち、人権課題はさまざまあります。法務省は17の人権課題を挙げていますが、高知県では本年3月に改訂をした高知県人権施策基本方針において、県民に身近な人権課題として、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的志向、性自認の11の課題を挙げています。

昭和23年の世界人権宣言以降、平成7年から10年間の人権教育のための国連10年、平成17年以降の人権教育のための世界計画など、人権教育の取り組みの充実は国際的な潮流となっています。

今回のご質問では、人権教育イコール同和教育ととらえているのか、ということでございますけれども。これまで私どもは、同和問題を中心とする人権問題あるいは部落差別、同和教育を人権教育の中心的課題に据えるということは申し上げてきましたけれども、同和問題、同和教育をもって人権教育であるという認識は、一切持ち合わせておりません。

人権問題は、人間が持つ偏見の問題であり、偏見が人権侵害を引き起こしていると言えます。

偏見とは、これといった確かな証拠もなく、また実体験とは無関係に、人からたまたま聞いたことや、ただの風聞を根拠にして決め付けてしまう意見や主張などの総体です。

そして、個人に責めない事柄やアイデンティティー、またその集団そのものに対して、不利益や不平等な扱いをし、あるいは、嫌悪や敵意のある態度を取る行為を差別行為と言います。

偏見は当然ながら生得的、生まれ持っているものではありません。成長していくどこかの過程で、いつの間にか身に付けたものです。しかも、そのことに無自覚であることが少なくありません。そして、何かの機会に加害者となって初めて気付く、ということも珍しくありません。

自分が加害者になるということは、他人を傷付けることであり、また自らの人間性を貶めるものであり、誰にも幸福をもたらさない何物でもないと思います。

この偏見や差別が最も露骨に出てくるのが、交際や結婚、進学や就職などの人生の節目であつたりします。最近では、相手を特定しない差別落書きや貼り紙、インターネットを悪用した差別も大きな問題となっております。

高知県が県民に身近な人権課題として挙げている先の11の人権課題の中で、特にこの交際や結婚、進学や就職などの人生の節目で最も強く偏見が出てくるのが、同和問題です。

そのため、同和教育は、偏見を打ち破る教育、偏見を身に付けさせない教育であると言えます。

当町が人権課題の中心に同和問題を据え、同和教育を中心的課題として人権教育を推進する理由はここにあります。

偏見や差別意識が生得的でないように、人権意識もまた生得的なものではありません。何もしないで自然に身に付くというものではありません。人が成長していく過程で、周りの人からのさまざまな影響も含め、意図的に学ぶことによって獲得できるものです。

偏見や差別意識、そして人権意識や人権感覚を学校教育の中でしっかり身に付けさせる、このことが重要であり、そのままにしていたら偏見や差別がなくなるというものではないということは、明治4年の太政官布告、いわゆる解放令以降のわが国の歴史が、そのことを物語っていると思います。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

人権は偏見であって、それが差別であると、主にそういうふうにも私、聞こえました。人権というのは、私はもっと広い意味じゃないかなと思っておりませんが、まあそれはそれで教育長の見解です。

それで、その中心になるのが同和問題であると。同和問題は現在も続いているというのが教育長の答弁でしたが。

その答申がいつあったか、ちょっと最初聞き逃しましたけども、今はもう同和問題の特別措置法も終わりましたして行政も一般行政に移行するという点では、もう部落問題は基本的に解消された。同和問題というのは、そこでもう一般行政に移ってるわけです。その時点でもう、今の黒潮町の方と一般の方との違いがあるんですけども。

私が何でここで、黒潮町というのは人権問題を同和問題としてとらえてるんですかと聞いたのは、今まさに教育長の答弁の中に大体その答えは出てるんじゃないかと私思ったんですね。

再度ここで、再度というのは、坂本前教育長のときもこれを言ったんですけど、再度質問として挙げたのはですね、今回の答弁の中でいろいろあったんですけども、6 月議会の答弁を聞いて、また疑問に思ったので取り上げました。

それはいろいろあるんですけど、藤本次長の答弁をちょっと例に取らせてください。

次長はその落書き問題があった。このことに対して、部落問題の現実から深く学ぶことを基本に学校で取り組んできた。それなのにこんな事件があって、大いに反省をしなければいけないと言っております。

そして、一人一人が自分のこととしてとらえ、怒りを持って人権問題に立ち向かっていけるような人権教育を進めると。意識改革とか研修会とか、再度検討するとありますが。

怒りを持って人権問題に立ち向かう。ここではまさにこの人権問題というのが差別落書き事件であって、または部落差別のことだと思います。今の教育長の答弁を聞いていますと、そういうことじゃないかなと思いますね。

それで、生徒たちが人権問題を正しく理解し、自分や他者を大切にすると人権意識や感覚を育てるんだという答弁をしております。どんなことをするのかと思って聞いておりましたら、次長が続けて言うのには、具体的には、現存している部落差別に正面から向き合い、言っております。そして、人権問題に直面したときどう行動するか。また、家族や友人が人権問題の被害者または加害者になったときにどう行動するか。ここで言う人権問題も、部落差別という意味が取れます。反差別の行動化を実践できる教育内容も検討していくと言っております。

これらを聞いておきますと、教育委員会は差別の主なもの、主たるものは部落差別ととらえているから、こういう答弁になるんじゃないかなと危惧しております。

再度、答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えします。

先の6月議会で次長が答弁致しましたのは、今回の差別落書きについての答弁でございますので。

後でお答えをしますけれども、この差別落書きにおいては差別を持った落書きだというのが我々の認識です。つまり、それはどういう差別性かということ、部落差別に関する差別性。なので、答弁が同和問題を中心的に答弁をしたというのは当然であろうかと思えます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

それはそうですね。主にそういうところに焦点が当てられているのは当然だと思います。

それで部落問題の解消の道は、そういうふうに関に互いにこだわりをなくすということ抜きにしては実現はできません。人権教育を強めて、差別落書きがあったから差別に気付く力を養うということは、こだわりが解消されずに溝を深めていくことになるのではないのでしょうか。ですから、私はこういう質問を再度取り上げてるんですけど。

差別探しは人間関係をぎすぎすしたものにしますし、めったなことは言われんと、本音を封じてしまうことにもなると思います。本来の人権教育、子どもたちへの人権教育、子どもたちが基本的人権への認識を高めて、意見や考えが違う人も排除しないで、困難があっても力を合わせて克服していけるように伸び伸びと育つ、そういう教育しなきゃいけないんじゃないかなと。これが本来の人権教育じゃないかなと思うんですけども、今回の藤本次長の答弁、それからこれは例ですけど、答弁全体から見ても、こういう差別事件があったから何とかしなきゃなんない、教育を強めなきゃなんない。そういう内容そのものが、黒潮町の教育は人権教育と言いながら同和問題が中心になって、差別イコール同和問題ととらえていると、そういうふうに見えるので聞いてますが。

本来の人権教育というのは、子どもたちが意見の違いとか考えの違う人も排除しないで、困難があっても力を合わせてそういうものを克服していけるような、そういう教育じゃないかと思うんですが、教育長、どうですか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致したいと思います。

決して、我々の同和教育が意見を排除するような教育をしてるとは全く思っておりません。

ちょっと例えてご説明をさせていただきたいと思えますけれども。

子どもたち小学校、中学校では、平和学習、平和教育というのをやっております。小学校、修学旅行では広島、長崎に、それから中学校では沖縄の方に、平和学習に行きます。

戦争というのは人権侵害の最たるものでございますけれども、この平和教育に対して、例えばそれが必要だとか必要ないとか、必要である学校、必要でないという議論というのは、ないというふうには思っておりません。

あるいは、戦争に巻き込まれたとか巻き込まれないからとか、そういうことでそれが必要だとかいうような発想、必要でないという発想は聞いたことはないです。

つまり、その平和の大切さを正しく認識するためには、戦争がいかに非人道的で重大な災いをもたらしてき

たかということ具体的な事実としてはっきり学ぶ。教材化をしてはっきり学ぶということにない限りは真の平和教育にはならないと思っております。

この平和教育の部分と同和教育に置き換えたときに、我々は何を学ぶべきかと。それが、我々がこれまで言ってきた差別の現実には学ぶということをごさしまして、身近な地域で、我々の近くで人権が侵害をされているという事実、そのことを抜きにして人権の大切さを学ぶことはできないというふうに考えております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

戦争体験を語るというのと部落差別を学習するというのでは、ちょっと意味が違うと思います。私は違うと思います。

戦争体験を語り継ぐという重要性は、今平和教育をやっているということですが、それは大変大事なことです。戦争体験を語り継ぐというのは、今後、戦争が起こるかもしれない。そういうことをやらせてはいけない、そういう抑止力もあって、今まで戦争体験というのはこういうものだから絶対いけないことだということ学ぶのは大変重要ですが、部落問題というのはもう終わったことです。昔の歴史的な問題で、今後、あの当時の差別の実態っていうのは、法律ももちろん違っていますし、最初に始まったときはですね。それから差別状況も違っています。周りも違っています。その頃は、病気に対する差別だとか、障がい者に対する思いやりというがはまだまだなかった時代です。今はもうそういう時代はなくなって、部落差別が今後また、前のように後戻りして起こるような問題ではないんです。ですから、平和問題とちょっとごったにしないでほしいんですけど。私は、今回のこの差別落書きの扱い方を見たときに少々問題があるんじゃないかな、思ったんです。

ちょっと先に移りますけども、差別落書きの根拠については2 番になってますが、その前にちょっと移りますが。

A 君はですね、机に彫られた文字を差別落書きと思い、校長先生をはじめ学校の先生も教育委員会も差別落書きだと判断している。別の生徒の B さんは、落書きを入学したときから見ていたが、何も感じず、誰にも伝えてなかったと言っています。そのことは、まあこれが嫌がらせだとか差別とは受け止めていないわけですね。2 年前から多くの方が気が付かなかったものですね。

しかし報告書の中では、差別落書きのあるものに気が付かなかった、これが問題だと。人権学習に問題があったとの受け止め方をしています。果たしてそうかなと思うんです。

人を排除するような教育はしていないと、教育長は今言われました。それはほんとにやったら大変なことなんです。人権教育に力を入れると。この差別落書きがあって、B さん、または多くの方は、それを差別落書きと気が付かなかった。それが問題だから人権教育に力を入れると言ってる。この事実ですよ。こういうことが問題じゃないかなと、私言ってるんです。

一般的に言いますと、反社会的、反道徳的な極端な事例は別にしましてね、社会で起こるさまざまな事象に対して、人はそれぞれの立場が違うのでそれぞれ違ったとらえ方、それぞれの見方があってしかるべきです。むしろ多様化する社会では当たり前のことだし、これを認め合う。考えや意見の違う人も排除しないことが、人権を守る教育だと思ってます。気にする人も、気に留めない人も、それは子どもたちのとらえた感性じゃないですか。

どちらも尊重する教育こそが大事ではないかと思うんですが、違いますか教育長。

（教育長から「2 番目の質問ですか」との発言あり）

人権教育のことですよ。

(教育長から「答えが2になってしまいますけど」との発言あり)

じゃあ、2番目のところに入りましょうか。

議長 (小松孝年君)

そしたら、もう合わせていきますか。

(宮地議員から「もう一回、2番目を言いましょうか」との発言あり)

答弁が2番と一緒になる。

(宮地議員から「一緒になる●」との発言あり)

はい、ほいたら。

宮地君。

9番 (宮地葉子君)

3月議会の全員協議会で、差別落書きがあったとの報告書ももらっていますよね。

報告書によりますと、3学期の初め、机を見たA君が、机にカッターかコンパスの先のようなもので彫っている文字を見つけたと。その見つけたA君が、俺への当てつけかと先生に言ってきたことが、この差別落書きと言われるとの発端です。

校長先生や教頭先生は、5分後に差別落書きと断定しております。報告書によりますとですよ。

調べたら、2年生が入学したときに既にあったことが明らかになって、Aくんへの当てつけとか嫌がらせではないことが判明しております。

このもらった報告書から、3点ばかり要約して言いますが。

1点目ですが、差別落書きとしたものは、よく見ないと何を書いているか分からない漢字だったと書かれています。光の当たり具合や見る角度、見る位置、そして気にするか気にしないかで落書きに気付くかどうか分からないと、続けてあります。つまり、よく見ないと分からないものだったわけです。

2点目です。いつ書かれたか分からないもので、生徒のBさんは入学したときからあったと言っています。だから、A君への当てつけとか嫌がらせじゃないわけですよね。

3点目です。誰が何の目的で書いたかも分からないもので、書かれた文言からは意図は分からないと、そのように判断されています。書いてありますね、報告書に。

いつ書かれて、誰が何の目的で書いたか分からないもの、文言からは意図は分からないと判断せざるを、こういうふうに得ないものを、教育委員会がこれを差別落書きと認めた根拠は一体何でしょうか。

議長 (小松孝年君)

教育長。

教育長 (畦地和也君)

それでは、差別落書きに関する2番目のご質問にお答えを致します。

人が人を差別するのは偏見に基づくものであるという説明を、先ほどのご質問の答弁の中でしたところでございますけれども、それらの心情の根底には、優越感や人を見下ろして、自分を高みにおている心、あるいは相手と自分を比較し、自分の方が上であることを確認することによって自分の心を安定させたいという、人間特有の精神構造があるように思います。

この精神の動きと現実の関係は、例えば、今回の議会でも他の議員からご質問をいただいておりますいじめ問題に関しても、全く同じ精神構造の上に成り立っていると思っております。

学校教育において私たちは、些細な兆候であってもいじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することとしています。

その際に、その事象がいじめであるか否かの判断は、いじめた側や傍観あるいは発見した第三者の心情や印象を基に判断するのではなく、いじめられた側、あるいはいじめられたと訴えた側の受け取り方によって判断を致します。

いじめた側がいじめるつもりではなかったとか、発見者がいじめには見えなかったなどの理由や証言は、いじめの有無の判断に影響を及ぼしません。いじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行われることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であって、当該対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているのであれば、それはいじめと判断をしなければなりません。

同様に、今回の生徒用学習机に刻まれた5文字が、差別性を持っているか否か、差別落書きであるかどうかを判断するのは、その文字が持っている意味、よく見ないと分からないとか、意図が分からないとか、そういうことで判断するのではなくて、その持っているその落書きを発見した生徒が、その文字を見てどのように受け取ったのか、感じたのかということが重要な要素になります。

この落書きを発見した生徒は、瞬間的に自分への当てつけかと、周囲に漏らしました。この生徒自身が、落書きを見て差別性を感じたという事実、つまり、生徒の感じる被害性に着目し、私たちは今回の落書きを差別性を持った落書き、つまり差別落書きと判断を致しております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

教育には客観性というのが大事じゃないかと思うんですが。

もちろん彼は、これを発見したA君は嫌な思いがした。嫌な思いがした、それは認めなきゃいけないと思うんですね。だから、それが差別落書き。この差別落書きというのは、単なる差別落書きじゃないですね。部落差別ですね。部落差別の落書きっていうのはもっと、社会的に今まで大きな意味を持っていました。ですから、そういう判断を簡単に下したかどうかはそれは分かりませんが、そういう判断そのものはかなり慎重にいかないといけない問題じゃなかったかなと、私は思っています。

何が目的、書いたかも分からない、どういうふうに見えるかも分からない。そういうものが、本人が嫌がらせだと思ったからこれが差別落書きだと。全て学校の中ではですね、そういう嫌な思いをすることは、まだまだいくらでもあると思うんです。その度にですね、これは差別だというふうに騒いでいては、切りがないことじゃないかなと思うんです。やはり、教育というのは客観性を持って正しいところで、あやふやな証拠です。私はそう思うんですけど。差別落書きと決め付けるということは問題じゃないかなと思うんですけど、まあそれはもう教育長がそういうふうに決めたと。これが根拠だと。大変はっきりしない根拠でして、私は疑問に思いますがね。

どうしてかって言いますとね、皆さん所に今回資料をお配りしております。ちょっとその資料を見て下さい。

その資料の一番最後の所の5番という所がありますが、ちょっと読んでみます。

差別発言等を契機に、学校教育の場に糾弾闘争その他の民間運動団体の圧力等を持ち込まないことというようところで、最後にまたこれは読んでいきますけど。

この真ん中辺りですね、段落があるところ、児童生徒の差別発言。差別発言は差別落書きとも取れますが。先生から注意を与え、みんなが間違いを正し合うことで十分である、そのように書かれてあるんです。後ずつとありますが、後でまた使いますが。差別落書きだ、部落差別の落書きだった、これは部落差別だと、人権教育をもっと強めなきゃなんないという判断は、黒潮町の人権教育が部落問題を大変多くとらえてるんじゃない

ないかなと思ってることです。

言っても、これはそういうふうには判断したと。こう解釈したというんですから。

3番に移ります。

じゃあ、その後の対処方法はどうだったか。この質問に移ります。

もらった報告書によりますと、落書きは、今言ったようにはっきり分からないと。いつ書いたか分からない、意図が分からないという内容のものですが、校長先生や教頭先生は5分後に、直ちに差別落書きと断定して、これを職員会議を開いて報告したり意見を聞くこともしないで、第一報を部落解放同盟大方支部に入れていきます。それを受けて、部落解放同盟の支部長がすぐに来校していると、そういうふうには書いてありますね。

学校で起きた教育課題ですが、教育課題が学校内で議論される前に外部の運動団体と連絡を取り、今後の取り組みの情報交換をしています。

教育委員会も、またしかりですね。教育委員会事務局報告というのがもらった報告書第一次というところがありますが、それによりますと、2月12日火曜日に、教育長、教育次長、係長が相談をして、部落解放同盟大方支部長と佐賀支部長に第一次報告を申し入れるとあります。そして20日と21日に、佐賀と大方で解放同盟支部長も参加して、第一次報告会が開かれています。教育行政が学校での出来事を外部の運動団体と密接に連絡を取り合って、了解をもらって、指示を仰ぎながら進める姿。これは学校教育の自主性や主体性の放棄であって、運動団体による学校教育の介入や干渉ではないでしょうか。

教育長にお聞きしますが、いつもこのような対処方法を取っているのでしょうか。このような対処方法は適切だったと思いますか。教育行政の自主性、主体性はどうなりますか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

その案件が発生したときには、直ちに学校の方に出向いて、校長から報告を受けました。で、その前後して。

（宮地議員から「3番ですよ。質問です。その後の対処方法です」との発言あり）

失礼しました。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

失礼致しました。

それでは宮地議員の、その後の対処方法のご質問についてお答えをさせていただきます。

黒潮町と黒潮町教育委員会では、人権侵害事象につきまして基本的対応基準を定めておまして、それに基つき対応を致しております。

その対応基準の概要を申し上げますと、1番目に、行政の対応窓口としまして、黒潮町人権施策推進基本方針に準じまして、行政が主体的な対応を図ること。学校で発生した人権侵害事象は教育委員会、それ以外は町長部局が窓口となると定めております。

2つ目に、人権侵害差別事象が起こった場合の基本的対応手順についてでございますけども。まず、事実確認を行うこと。次に、差別落書きの場合、現場対応について、それを書いております。そして、被害者へのケアを明記をしております。また、加害者が特定できた場合は教育啓発を行うこと。再発防止としまして、発生した背景、原因を明らかにして、これまでの取り組みを点検すること。必要に応じて、関係機関、団体などの

意見を聞くこと。そして、人権侵害差別事象の報告書をまとめて、関係機関、団体などへと連携を図って、再発防止に向けた取り組みを図ることと定めております。

それで今回の差別落書きにつきましては、その基本的対応基準に沿って実施され、適切であったというふう  
に思います。

それで、なぜ最初に解放同盟の大方支部の方に連絡を入れたのかということのご質問もあったと思います。

この人権侵害差別事象についての基本的対応基準に、差別落書きの現場対応につきまして町行政施設管理者  
などと、または人権擁護委員、関係団体などで現場確認をして、写真等でできるだけ詳細に記録をするとい  
うことになっております。

この差別落書きにつきまして、部落差別を助長する恐れのある落書きであると判断致しまして、関係団体と  
致しまして、部落差別の被差別の当事者でございます部落解放同盟大方支部長にも現場の確認を同席を依頼致  
しました。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

一つ次長、答弁漏れなんですけどね。

確かに、そういう条例があると。そのとおりにやったら適切だったという答弁でしたが、そういうやり方  
すね。第一報を、学校側は職員会議も開かない、意見を論じ合うこともなく、すぐ外部団体に連絡を取って  
るわけですよ。

教育委員会も、部落解放同盟の大方支部と佐賀支部長に大事な報告を入れている。それはマニュアルに基づ  
いてると、そういう答弁になるかもしれませんが。そういうことをすること自体が、教育行政の主体性、自主  
性を、どうなっていくんですか、主体性がなくなるんじゃないですかということ、さっきも質問したんです。

これはどう思いますか。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

教育行政の主体性がないのではないかということのご質問やと思います。それにつきましては、これは報告  
ということでございまして、これからどのように人権教育を進めていくか、そしてこの差別事象に取り組んで  
いくかはですね、教育委員会と、そして学校と協議しながら進めていくこととございまして。その中に、運動  
団体とかのその意見をという形の部分につきましては、その中にだからやらないかんというようなことにつ  
いてのは、はまっております。

まずは教育委員会、そして学校としてどうやって取り組むかということについて協議した上で、報告会を開  
催をしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

教育委員会は、佐賀と大方で解放同盟支部長も参加して第一次報告会を開かれている。これは、教育行政の

自主性も主体性も別に捨てたもんじゃないと、ちゃんと保ってるんだという答弁ですが。そのこと自体が少々、私としては引っ掛かるところですが。

じゃあ、このような方法をですね、運動団体によるその学校教育の介入とか、干渉とか、こういうふうには考えませんか。

どうですか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

今、次長も申しましたように、まずは報告でございまして。

私たち行政というのは、各民間団体の方と協働をして、それぞれの施策について課題解決をしております。我々のように教育団体と連携をしてるとこもありますし、産業畑でありましたら農協とか漁協とか、そういう所と連携を取りながら、それぞれの課題解決をしているというふうに思います。

その際に、やはり何か問題が起きた、あるいは新たな情報を得た場合については、まずそういう団体に情報提供をするということについては往々にしてあることとございまして。今回の案件につきましても、団体に何かの指示を仰いだり、あるいは支持をされたから動いたということではなくて、共に課題解決をする団体に情報を提供をしたということで、何ら問題はないというふうに思っております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

そうですか。第一報を、学校長、教頭はですね、職員会議も開かないですぐに報告する。まあ、こんなもんですかね。不思議な気がしますね。

それで今話を聞いてますと、いろんな課題が起こるとその都度、運動団体、外部団体と連絡を取り合って判断をしているということが言われましたが。

それは、こういう問題に限らずほかの団体でも、すぐに外部団体と連絡を取り合ってるということで、そういうふうに解釈してよろしいですか。ほかにも事例があるということでもよろしいですか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

判断をしているというふうには、僕は申してなかったと思います。報告をしている、という説明をしたと思っております。

で、それぞれの団体に随時、必要に応じて報告をするということとございまして、我々でしたら例えば、教育関係に関する例えば校長会に、その情報提供をしたりということはございます。

で、先ほど言いました我々の所管外の部署においても、そのようなことは往々にしてあることではないかと思っております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

往々にしてあるということですね。分かりました。

それではですね、私が何でそれを取り上げるかっていいましたら、報告することは大いにあり得るんだと言

われましたけど、先ほど言ったように、第一報はそこに入れると。そういうこと自体が、大変不思議な感じがしたので取り上げたんですよ。

なぜかっていいますと、また皆さんのお手元にお配りしました資料ですが、これをちょっと見てください。この資料は、まだ特別措置法に基づいて同和対策事業、同和教育が行われていた昭和 62 年、1987 年に国が出したものです。

その中の 2 番ですが、行政の主体性の確立とありますね、2 番目に。これ、ちょっと読んでみますが。

部会報告では、地域改善行政においては特に行政の主体性を確立することが重要であり、その姿勢が貫かれなければ、新たな差別感を行政機関自らがつくりだすこととなり、同和問題の解決に逆行する結果となる。厳しく指摘しています。

少し飛びますが、最後から 2 行目。行政機関は、こんにち改めて民間運動団体との関係について見直すことが必要である、と指摘しています。

国がこういうふうにですね、特に民間の運動団体との密接さ、また主体性のなさを、それこそが部落差別をなくす弊害になっているから、行政は、行政というのは教育委員会入ってますけど、主体性を確立していかない限りは根本解決はないんだ、ということを行っているんですが。

再度になりますが、今後も差別事件だということが起きた場合ですね、そういう事例がありましたら部落解放同盟を教育課題の中の、報告者なんですか、判断を仰ぐんじゃない言いましたね。私は伺いを立ててるのかなと思いましたが、部落解放同盟のご意見も聞くと。そういう方向に教育委員会はあるんでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

先ほどから申し上げますように、行政は各外部団体と協働しながらそれぞれの行政課題に対応しております。

その際に、報告をすることもありますし、一定ご意見をお伺いをするということは教育行政だけではなくて、先ほども言いましたように産業系の部門、あるいは福祉系の部門についても同様であろうかと思えます。

部落差別についての運動団体については、国民的課題である部落差別を共に解消をしていこうという、協働をしてその目的にまい進をしてるわけですから、当然何かの事象等が起きましたら、それについてはご報告はさせていただきます。

ただし、その運動団体に何か判断を仰いだり、指示をいただいたり、それから上下関係にあるということはいまだに一切ありませんので、その点については誤解のないようお願いしたいと思います。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

それはいいことですよね。今までの問題点というのは、一部の民間団体の主体性がなかったと。行政がこれに主体性がなかったということが大きな問題になってきたんですけども、判断を仰ぐようなことはない。主体性を持って取り組むという点では大変ありがたいし、今後も続けていってほしいと思います。

ただ、協働していくと。対処していくという話がありましたね。

カッコ 4 に移ります。

部落差別の解決方法は研修、啓発を強めるとありますが、それはどうしてでしょうか。主にどんな内容ですか。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の、研修、啓発を強める理由と、その内容のご質問にお答え致します。

この質問につきましては、6月の議会でも同じようにお答えしましたので重複するところがあるかと思いますが、ご容赦をお願いしたいと思います。

今回の差別落書きによりまして、それを検証しまして見えてきました課題につきましては、部落差別の現実から深く学ぶということを基本に小学校から取り組んできております。しかし、小学校で取り組んできましたその学習が中学校でさらに深めていくことができてないことが分かってきました。

そして、一人一人が自分のこととしてとらえて人権問題に立ち向かっていけるような人権教育を進めていくためには、教える側、教師の意識改革が必要であるということと。

そして、教職員の研修会の在り方を再度検討をしなければいけないということが、課題として出てきております。

そういうことから、これらの課題を克服するために研修が必要でありまして、教育委員会として取り組むことにつきましてですが、各学校の人権教育の取り組みの温度差をなくすために、中学校区ごとに人権教育の全体計画を立てております。それに基づきまして系統立てた学習活動に取り組んでおりますけれども、児童生徒たちが人権問題を正しく理解し、そして自分や他者を大切にす人権意識の感覚を育てて、さらに、そういう反差別の行動化ができる人間となるよう、人権教育推進計画についてこれから見直しの方を図ってまいりたいと思っております。

具体的には、現存しております人権問題から正面から向き合います、そして、人権問題に直面したときに自分がどう行動するのか。そして、家族や友人が人権問題の被害者または加害者となったときに、自分自身はどのような行動をするのかという主体的に考えて、そして、それを行動化の実践していける教育内容にしたいというふうに考えております。

また、児童生徒だけではなく、地域や保護者などに対しても、学校で取り組んでおります人権教育内容などの情報の発信や、そして、PTA、人権問題研修会などの活動を促進してまいりたいと思っております。

併せて、人権教育を主軸にしてさまざまな教育活動に生かしていくためには、教職員の意識改革、先ほど申しましたが、必要であると思います。そのためには、黒潮町の転入教職員の人権問題研修会への出席とか、そして、黒潮町人権教育研究大会や集約大会への出席を必ずするという形で指導を行います。

また、町民を対象と致しました泊まり合い人権教育研修会や、部落差別をなくする運動強調旬間の講演会や人権教育推進講座などへの教職員の参加も促しまして、地域住民と一体となりました人権教育に取り組む機運を醸成してまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは私からは、啓発に関する担当部局ですので、そちらの方向で答弁をさせていただきます。

国は、部落差別問題が完全に解消されるまでには至っていないということから、3年前の2016年に部落差別解消推進法を制定致しました。

この法律の第2条の基本理念に、部落差別を解消する必要性に対する、国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することとわかれております。第3条にも、国と市町村の責務が明記されておまして、このことは、まだ国が部落差別問題が解消されていないと認めたことであると思っております。明治の解放令から150年以上が経過しているにもかかわらず、いまだ根本的な解決を見ないこの問題に対し、法律の制定、施行という、国の強い姿勢の表れではないかと思えます。

従いまして、黒潮町と致しましても、国との役割分担を明確にしながら、この法律の趣旨に沿った施策を推進していきたいと考えているところです。

議員ご質問の、研修、啓発を強めるのはなぜかと、その内容にはつきましては、ただ単に研修会の規模を大きくしたり回数を増やしたりして、実績のみを大きくするのではなく、研修会の時間や場所、内容や参加対象者等の見直しを行いまして、一人でも多くの方が参加しやすい環境を整えることが必要であると考えております。どんなに著名な講師や有意義な講演会、研修会を開催しても、町民の皆さんに参加していただけないと、その効果が上がることはありません。

法の基本理念には、国民一人一人の理解を深めると書いてあります。そのためには、まず参加しやすい環境を整え、一人でも多くの方に研修会に参加していただくことで、一人一人の人権感覚を高めることが必要であると。そのために、学校や家庭、地域住民に対して啓発を行っていききたいと考えているところです。

まだまだ残念ながら残っている部落差別の現実を受け止めまして、その課題解決に向けて人権尊重の意識が日々の行動や態度として日常生活の中に表れるような啓発活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

藤本次長の答弁は確かに、ここに書いてあるとおり、6月議会のおりでした。

内容についてはちょっと、後から言います。また研修内容、啓発のことについて地域住民課長からも答弁がありましたけども、この点について後で触れますが。

差別の痛みは差別された者しか分からないという一部の団体の主張は、容易に人々を沈黙させて分断します。同和問題について自由な意見交換のできる環境づくりを行うことは、同和問題の根本的解決を考えていく上での基本的な課題と。これは1986年、昭和61年の地域改善対策協議会の報告にある文章です。

様々な研修や啓発がされるという答弁があったんですけども、研修では自由に物が言える、そのことが保障されていることが一番重要です。以前の女性泊まり合い、今は女性を取り除いてありますが。この女性泊まり合いに参加した婦人会の諸先輩方は異口同音に、結論は決まっています、それに反対する意見を言った人が徹底的に攻撃された、部屋に帰って総攻撃を受けて泣かされた、自由な意見はとても言えるような状況ではなかった等々、何人もの方から聞いております。

ちなみに、泊まり合いを延々と続けているのは、余分なことですけど県下では黒潮町だけ。もっと詳しく言いますと、合併前の旧佐賀町ではやめていましたので、旧大方町だけです。時代の変化にいつまでも乗れない象徴だと、私は思っています。

その泊まり合いに限らずですが、どんな研修でも、発言の自由、批判の自由が保障されないなら、それは強制でしかない抑圧ですよ。そういうことは恐怖とか嫌悪感にまで発展して、逆効果になると思います。

発言の自由を否定したり抑圧することは許されないことですが、研修では自由な発言を保障され、反対意見も自由に言える、そういう研修ですか。

お聞きします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

研修の場で、自由な発言が保障されていないというご質問だったと思います。過去にそういうことがあったかもしれませんが、今、現在の研修において、そのような発言が保障されていないということはないというふうに感じております。

先ほど私の答弁にも致しましたとおり、やはり研修あるいは講演会においても、やはり人権意識を高めていくために行っている事業です。その事業において発言が担保されないということはないと考えておりますので、今後行われる研修会、講演会、あるいはその泊まり合い等においても、その発言については保障していきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

まあ、保障されて当然のことですよね。

新規転入の教職員研修というのは今、藤本次長からも答弁がありましたけども、そういうのがあったということですよ。

研修は、批判的な意見を持つ人とか、研修そのものに疑問を持つ方がいても不思議じゃありませんよね。だからそれを保障してください、保障されてますかという質問だったんですが、もちろん保障してるというのが課長の答弁でした。

6 月議会の質問で、その転入職員研修の参加者の中で参加者の発言ですが、強制はおかしいのではないかという発言があったと、質問で言っております。この研修に批判的な意見だと思いますが、強制はおかしいのではないかと。この発言を、6 月議会の質問で批判をしています。これは反対意見、または否定的な意見を言ったことへの批判ではないでしょうか。

研修は、自由に物を言う。反対意見や否定的な意見も含めてそれらが完全に保障されているんだったら、この研修に否定的な意見が出てきたことがなぜ責められるんでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

6 月議会の方で、転入教職員の研修会の中でですね、発言の強制ではないかという形の部分のことがあったというところがございます。

この研修会につきましては、被差別の体験談につきまして語っていただいた後に、何かご意見ございませんかというようなことで、司会者の方からフロアの方にお問い合わせをしたと思います。

その中で、そういう発言を求めること自体が強制ではないかというような形の意見であったと思います。

そういうことじゃなくて、やっぱり、たくさんの人の意見をいただきたいためにですね、司会者の方がそういう形で求めたことございまして、決してその出た発言に対して、それは違うよとか言う形で否定したもの

ではないというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私はその研修会に出てるわけじゃないので、そのニュアンスの違いというものは分かりませんが。

研修の場に解放同盟の支部長が参加すること自体、これも新規転入の教職員研修でしょう。これに、どうしてもその解放同盟の支部長が参加してるんですか。

発言の内容に、私はクレームを付けたと思ってるんですが、こういうことは研修への干渉であって、許されないことだと思うんですが。

この2点について、答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

その研修会への解放同盟の支部長の参加につきましては、これはオブザーバー、傍聴でございまして、一切発言など求めておりません。また、支部長から発言があったということもございません。

6 月議会にそういう発言があったということは、それは支部長の印象であるのではないかなというふうに思っております。

従いまして、その研修会だからということで解放同盟の支部長に出席を求め、何らかの役員をとということでやるようなものではございません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

まあ研修会の参加者としては、これ強制じゃないですかと。おかしいのじゃないかって言ったら後でこういうふうに言われるということ自体も、かなりプレッシャーですよ。

これに限らずですけど、やはり研修会は、過去にあったから今は保障されてると言いますが、必ず保障しないといけないと思いますし、一方的な研修でないことを望みます。

もう一回、資料を見てください。

3 番に、自由な意見交換のできる環境づくりというのが書かれてあります。これもちょっと読んでみますけど。

同和問題について自由な意見交換ができる環境がないことは、差別意識の解消の促進を妨げている決定的要因となっている。61 年意見具申でも指摘されているとおり、この課題の重要さはいくら強調しても強調し過ぎることはないであろう。

こういうふうに国の方が言うておりますが、自由な意見交換がどんな形であれ保障されない。この課題の重要さはいくら強調しても強調し過ぎることはないと言っておりますので、それは考えていかなきゃならないということです。

それから、次のページの一番上の段の最後から 5 行目ですが。

自由な発言を保障する限りとことんまで保障しなければならず、自らの耳に痛い批判や、民間運動団体から

見れば差別を拡大、助長するとみられる発言も保障しなければ、本音で問題を語り合うことはできない。

本音で耳に痛い批判、目先の利害に響く発言も許し合い、忍耐強くお互いに歩み寄りをしなくては本問題の解決はない。国民と民間運動団体双方の忍耐強い協力を求めるとともに、次ですが、行政は断固として自由な意見交換のできる環境を確立しなければならないとあります。ぜひそのことは守っていただきたいし、もしそういう傾向があれば、今後きちとした形で静止してくれると思います。それはよろしく願います。

それですね、もう一つ聞きますが、ついでにね。

もし、こういうことが保障されてないというふうに思ってしまったら、そういうことがあっちゃいけないと思うんですが、さしずめどういうことを留意して。こういう事例が実際あったわけですから、どういうことをさしずめやっていこうと思っていくし、今後、自由な発言を保障するためには何かやっていかなくてはならないと、そういうことありますか。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

自由な発言の保障についての再質問だったと思います。それをどのように進めていくかということだと思います。

これまでも、これにつきましては必ずやっておることでございますが、研修会の前に、この研修会での発言につきましては自由な発言の保障ということで担保をしていきますということは必ず、その研修会のフロアの皆さんで確認した上で、その中で意見を、戦う言うたら失礼ですね。意見交換を行っております。

そういうことは従来からも行っておりまして、これからも継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

見えない圧力というのがないように、ぜひお願いしたいと思います。

それからですね、先ほども研修とか啓発についての答弁があったんですけど、私は研修、教育とか啓発ですね、それが不十分だから落書きやその差別発言が出ると考えるのは、一面的ではないかと思います。

教育や啓発を強めれば、もちろん、これ緩めればいいとか、やらなくていいという意味じゃないですよ。教育や啓発を強めれば、落書きや発言がなくなるとは言えないですよ。完全にはなくならないと、もちろんそういう答弁が来るとは思いますが。大変、先ほどの答弁では、これから研修を強め啓発を強めていくということでしたのでそれに対する反論なんですけど、そういうことは一面的じゃないかなと言ってるんです。

学校ではですね、どんなベテランの先生が教えても、全員が 100 点になるのは難しいと思います。ましてや、歴史的で社会的な課題である部落問題です。教えたからといって、全員がもちろん期待どおりになるとは限らない。そう思いますよね。

逆に教育や啓発を強めると、先ほど次長が答弁がありましたけど、具体的なことが。そういうことを強めることは、ずうっと私が今日の質問で言ってきたことなんですけど、逆に部落問題を特別視したりこだわりを生み出す面があるのではないのでしょうか。こだわりを強くすればするほどますます住民の間に、研修することがですよ、垣根を強めるんじゃないか。そういう危ぐを持っています。

なぜかといいますとですね、最初にちょっと私が人権教育のところで言ったら、次長がそれは 2 番ですかと言われたので少し中途半端になったんですけど、これをもう一度ちょっと読みますが。時間もありませんけど。

なぜかっていいましたら、啓発も人権教育も一緒だと思うんですけど、今回の差別落書きの事件ですよ、その判断は大変あやふやなものだった、差別落書きと認めるにはあやふやな判断だったと思うんですが、別の生徒のBさんは、落書きを入学したときから見ていて、何も感じず誰にも伝えてなかったと言っていますよね。これ二重になりますけどね。そのことは、これが嫌がらせとか差別とは受け止めてないわけです。多くの人が気付かなかったものなんですよ。それなのに、こういうことを受けて、人権学習に問題があったと。だから人権学習を強めていくというのが、教育長、それから次長、そして一般的に課長の答弁だったんですが。

一般的に言いますと、先ほども言いましたけど、反社会的、反道徳的な極端な事例は別として、社会で起こるいろんな事象に対しては、人はそれぞれ立場が違うのでそれぞれ違ったとらえ方、それぞれの見方があるって当然だと思います。それは一致すると思います。むしろ、多様化する今の社会では当たり前のことで、これを認め合うことが考えの意見の違う人も排除しないという、その人権を守ることですよ。そこは一致しますよね。ですから、落書きを気にする人も気に留めない人も、それぞれの子どもたちがとらえた感性ですから、それを差別落書きだと認めてですね、私から言わせたらあいまいな判断だったと思うんですが認めて、本人は嫌な思いをしたから、それはもう差別落書きだという根拠でしたが。そして研修内容を努めていく。でも、普通のBさんなんかはですね、それからほかの人は、それを何にも思っていないわけですよ。そういう子どもたちのとらえた感性を大事にする、それが教育だと思うんです。それを尊重するのも教育だと思うんですよ。

むしろですね、その落書きを差別落書きなんだと気付かない、こだわりを持たないことは、とても大事なことじゃないですか。逆に言えば、なぜならですね、それこそが部落差別ということが死語、死んだ言葉、死語ですね。死語に近くなる。住民の間では、特に若い人には、そんなこと気にしなくなった事象ではないでしょうか。教育委員会はあくまでですね、この啓発だとか研修を強めていくということは、あくまで生徒にも今後こだわりを持つべきだと。そういうふうな教育方針、または住民に対しても啓発を強めていく、そういう研修方法でいかれるんですか。

もう時間がなくなりましたが。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

教育委員会のこれからの人権教育の方向性のことの再質問だったかと思います。

宮地議員の言われるように、部落差別がもうなくなっておるならばそれでいいのかもしれませんが、先ほど教育長がお答え致しましたように、交際や結婚、そして進学や就職などの、人生の節目に最も強く偏見が出てくるのが同和問題という実態が実際的にございます。

これにつきましては、平成30年の2月に実施致しました、黒潮町人権問題に関する意識調査の中にもその傾向が表れております。そのことにつきまして若干、その数値を述べさせていただきたいと思っております。

被差別地区の人のことを気にしたりすることがありますかという質問に対しまして、約18.4パーセントの人が気にしますということで出ております。

その中で、結婚をするときに、そのことにつきまして反対する、反対するけれども本人の意思が強ければ認める、親族、家族が反対する者がいれば認めない、分からない、無回答、という方が35.2パーセントおりました。これはどういうことなんでしょうか。

要するに、普段生活しておるときには18.4パーセントの人が意識をするというけれども、実際的に結婚とかになってくると35.2パーセントに上がっていく。倍になってくるということでございます。普段は意識しないけれども、直接かかわってきたときにそういうふうにかかるといって、反対するとかいう形が出てくる

ということでございます。これこそ、住民の皆さんの意識がここに表れているんじゃないかなというふうに私は思います。

このような課題を解決するためにもですね、全ての町民の皆さんが、先ほど地域住民課長が申しましたけども、学習機会を得られるような研修設定をしなければいけない。以前にも、いろいろ調査をさせていただきましたけども、そのほとんどが公務員と、それから教職員が参加するというような研修会がずっと続いております。そうでなくて、住民の皆さんが参加がしやすい、できるような研修会をこれから設定していかなければいけないと思います。

それで、同じくその人権問題に関する意識調査の中に、人権が尊重される社会の実現のためにどのような施策が必要かということでございます。

これにつきましては、積極的な教育活動が要ると答えてくれた方が56パーセントおりました。2番目に多かったのが、行政による啓発活動が要るということが34.3パーセントでございます。

ということで、この住民の皆さんの意見も尊重しながら、この教育、そして啓発の方を重視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私は今回のこの意識調査のあれは見てないですけど、以前やったのはずっと見せてもらってました。

その結婚問題では、次長はこれに触れませんでしたけど、若い人ほど気にする人がもう、気にしないという人が増えてましたよね。今回もそうじゃないかなと思うんです。

確かに、高齢の方にはまだまだそういう方がゼロじゃないです。でも、どんどんそれがなくなってる。これが意識調査の中で、行政もそういうところも酌み取ってもらいたいと思います。

それですね、私は研修をするとか、そういうことを言ってるんじゃないんですよ。それも必要ですが、住民の中に差別がある差別があるという、そういうこだわりを生むような、ね、そういう研修じゃなくて、先ほどの差別落書きでもほとんどの人は気が付かないし、それを差別だと思わなかった。そういうことは大変喜ばしいことだと。そういう考え方も尊重するのが人権教育だと、ずっと言ってるわけですよね。それがあから教育を強めるんだじゃなくて、いろんな考えがあって、そういう子どもたちの感性は広く認めて、いろんな違った意見も排除しないでいろんな困難に対しても克服していけるような力を付けていく。そういう教育をしてもらいたいということですね。

ですからこの研修もですね、課長ね、別の角度から。人権本来の研修ですよ。差別は部落差別は主じゃないです。もちろんそうじゃないですよ。で、人権問題イコール部落差別でもないし、部落問題でもないわけですよ。そういう内容も含めて、落書き問題の考え方は一方通行じゃなくて、いろんなとらえ方を認める人もいるんだよ。そういう人権を守ることが大事なことです。多様な意見、生き方を排除しないで認め合うことが大切だと。こういう、これは時代の流れですけど、多様な意見を認め合うということはね。違った意見を排除しないということはそういう流れですが、こういう研修をやりませんか。やってくれませんか。

どうですか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えしますが、少しご質問の冒頭の部分についてお答えをさせていただきたいと思いますが、

今回の差別落書きについては、それが自分にとって差別落書きだというふうに感じた生徒と、何も感じなかった生徒がいたということで、そのいなかったことに関して多様な意見があるというふうにおっしゃいますけれども、差別を感じた生徒がいる、いないことを多様な意見ということには、少し私はないのではないかとこのように思います。

先ほどの説明で、私はいじめの問題を引用をしてこの件についてご説明をしましたが、今全国で起きているいじめの最悪な結果は、その認知をしたときに、あなたの思い過ごしではないかとか、あなたにも悪いところがあるのではないかとか、いじめには見えなかったとか、そういうことで問題を十分に把握をせずに放置をした、あるいは適切な対応が取られなかった結果、最悪、子どもたちが命を落としているという事案になっております。

私は、いじめにしろ、差別落書きにしろ、どちらの立場に立つのか。つまり、いじめた側、いじめられた側、差別落書きを見逃した、あるいは知っていたけれども気付かなかった側に立つのか。あるいは、そのことによって心を痛めた生徒側に立つのか。私たちは、やはり心を痛めた、いじめられて苦しい思いをした、そういう子どもたちの側に立って物事を考えなければいけないというふうに思っております。

従いまして、これからのさまざまな研修、啓発も含めて、ほとんどの人は差別をしようとは思っていないからという立場に立つのではなくて、現実、目の前に苦しい思いをしている人がいます。私たちのこの町から進学や就職で町外に出た子どもたちが、この地域で一生懸命差別と戦って僕は負けたくないと思っていた子が、その先で心ない言葉に遭って、つらい思いをして帰ってくる子もいます。

それから、僕の友達も、自分の娘が結婚したと。で、自分が部落の出身だということをお前は言ってるのかと言うと、言っていないと、もし分かったら、そのときはそのときで考えると。それを見て、わしゃあもう心配でたまらん、というふうに僕に訴えた友人もいます。これが現実です。

私たちは一体どちらの立場に立って、物事を考えなくちゃいけないのでしょうか。1人でも2人でも、やはり苦しい思いをしている人がいるのであれば、私たちはそれに対してしっかり、その解決を図っていくということをお願いしたいと思います。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

ちょっと時間がなくなりましたけど、こういう答弁が来ましたんでね。

いわゆる一般的ないじめの問題と、差別落書きだと認めることとは少し違うと思いますね。差別落書きというのは先ほど言いましたように、普通のいじめとはちょっと違って大きな問題。部落問題だとか、そういう社会的な問題に発展してます。それは、これはいじめだと、もちろん気が付く子もいれば気が付かない子もいる。ということはいじめじゃなくて、部落問題というのがもうほとんど消えかかっているから。ちょっと、なくなりましたけど。そういうことに気が付かないこと自体が私は大切じゃないですかと。

なぜかっていったら、部落差別を解消するというのには、こだわりを持つとますます差別というのは進んでいくので、そういうこだわりをだんだん持たなくなっているから。それを差し迫って、いじめがあつたいじめがあつたと。つらい思いをしたから、これはもう大変なことだと。研修を強めなきゃなんないということ自体がですね、さらに差別を深めていく。そういうことだということをおっしゃるんですね。

資本主義社会はですね、格差社会です。さまざまな格差がある社会では、差別がゼロになるということはない

り得ません。そしてどんな時代でも、差別者が一人もいなくなる社会の実現は難しいと思います。でも、差別的な言動をする人が出てきても、周りの人が、それはおかしいんじゃないのとか、そんな考えは間違ってるよと指摘して差別的な行動が受け入れられないなら、受け入れられないような社会になったときに、そういう社会になったときに同和問題は解決したと言えるのではないのでしょうか。

今では住民の常識として、部落差別を堂々と受け入れたり、堂々と差別に同調する人はいなくなっています。

(議長から「時間になりました」との発言あり)

はい。もう終わります。

部落差別の解決は、差別意識がゼロになることではありません。周りが問題にしなくなる、気にしなくなる、町民の間に垣根がなくなれば、基本的に解決だと思います。

そして、そういう時代はそう遠くない日に来ると思います。

時間が来たので、これで私の質問を終わります。

議長 (小松孝年君)

これで宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、15時45分まで休憩します。

休 憩 15時 29分

再 開 15時 45分

議長 (小松孝年君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、濱村美香君。

7番 (濱村美香君)

通告書に基づき、1、安心安全な生活の確保について質問致します。

6月議会で、自動車運転免許返納後の生活の不自由さが要介護状態を招くこともあると伝えました。その際に、返納後の生活の状況を調査、追跡はしていないという答弁をいただきました。

それから数カ月たちました。先ほどの答弁の中でも、135名の返納者があるということでした。

その後、免許返納者に対する生活状況の調査、または訪問などは行われているか問います。

議長 (小松孝年君)

地域住民課長。

地域住民課長 (青木浩明君)

それでは、濱村議員の1番、安心安全な生活の確保についての1番についてお答えをさせていただきます。

免許を返納することは、交通事故を減らすための対策としては大変有効な手段と考えていますが、それと同じく、免許を返納されたその後の移動手段を確保することと、健康状態を維持していくことも大変重要な課題であると考えております。

議員ご指摘のとおり、免許を返納した方の生活状況の変化に伴い、その後の健康状態に異変が生じ、介護状態を招く場合があることは承知しております。しかしながら、免許返納された方のその後の状況調査や追跡調査、また、家庭訪問等につきましては、6月議会以降も実施していないのが現状でございます。

このことはですね、家族からの勧めがあったにせよ、自ら自主的に返納された方々ですので、自己責任において管理ができているという判断の下で、また、家族の協力や支えがあるものと判断をしております、その後の追跡調査をしていないというのが現状でございます。

現在、警察署や運転免許センターでは、高齢者が免許の自主返納や取り消し処分に伴い運転免許証を失った場合、病院への通院や買い物などの生活支援が必要となるケースが増加傾向にあることから、連絡要望書という通知制度を平成29年9月1日からスタートさせています。この制度は、高齢者と、その家族を支えるための地域の総合窓口である地域包括支援センター。この地域包括支援センターに対し、運転免許の自主返納等で警察の窓口に来られた方に対し、この制度を説明しまして、支援を希望すると答えた返納者の方に、警察が本人に代わって地域包括支援センターへ支援要請を通知することができる制度となっております。これにより、地域包括支援センターは、免許を返納した高齢者に対し、その後の健康状態を維持していくための対策等について提案、提供することで、返納後も安心して日常生活を続けられることを目的としております。しかし、残念ながらですね、本制度が開始して2年余りが経過しておりますが、これまでに本町の地域包括支援センターにおけるこの連絡要望書の受理件数は1件もないのが現状でございます。

このような状況ですので、過日、中村警察署の免許返納窓口と協議をしまして、本人の同意を得た上で、免許を自主返納された方全員の情報提供をしていただけることになりました。これにより、地域住民課において、補助金を申請しなかった方を含む全ての免許返納者の把握が可能になりますので、当課において状況把握を行い、支援が必要な方については、地域包括支援センターと連携をしながら、その方に応じた生活支援が提供できるのではないかと考えております。

さらに、今年度中に、65歳以上で介護保険の要介護1から5以外の町内の高齢者、現在4,172名おられますが、その方を対象に、介護予防、日常生活圏域ニーズ調査という調査を実施することにしてあります。この調査は運転免許返納に関係なく、町内の該当者を全て網羅しておりますので、この事業を行うことで、お年寄りの移動手段や健康維持に対するニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

先ほど、課長の方からお答えをいただきましたが、そのニーズ調査っていう、そのニーズ調査。かなり多くの数の調査になるのかなと思いますが、どのような方法でニーズ調査を行われる予定でしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

すみません。私に対する再質問であったかと思っておりますけれども。

このニーズ調査は、介護保険担当部局であります健康福祉課の方が主管しておりますので、詳しい内容については、すみません、健康福祉課の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、再質問にお答え致します。

それでは、ニーズ調査ですが、令和3年度から令和5年度までの3年計画となる、第8期高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定するために、来年策定となっております。そのための介護予防、生活圏域ニーズ調査を今年行う予定となっております。

その内容と致しましては、対象者が、先ほども住民課長が申しましたが、要介護1から5以外の高齢者全員。

それから、設問の内容と致しまして、リスクの発生の状況の把握と致しまして、運動器の機能低下。それから、低栄養の傾向、口腔機能の低下、閉じこもりの傾向、認知機能の低下。それから、社会資源等の把握と致しまして、ボランティア等への参加、頻度、助け合いの状況、地域づくりの場への参加傾向。それから主観的幸福感等となっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

令和3年度から5年度にかけて策定する計画のために、ということだったんですけど、計画のためにというよりは、今生活している人の困り事を見つけるためにしてもらいたいというふうに思うんですが。

その4,000いくらの方に対して調査をするということは、郵送で一括で送ったとしても、返事というものはなかなか返ってこないし、元気な人しか返ってこないと思うんですね。その内容についても、機能低下だとか認知機能の低下を本人に問うてもなかなか、何を基準に。まあ昔よりは、ちょっと足が弱ったろうかぐらいの感覚とか、近ごろ物忘れが多くなったという認識はあるけど、本当の生活課題が出てくるような課題はなかなか、自己の記入方式では測り切れないものがあるので。

その調査の方法というのは、前回と同じように、送って郵送で返ってくるのか、どうかというところをもう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、再質問にお答え致します。

前回と、7期の事業計画と同じ方法としております。

その今のニーズ調査、介護保険事業のためのニーズ調査ということで、今、ご質問があるんですが、分析とかに時間がかかると。早めの実態把握ということで。

保健福祉課の方と致しましてはですね、免許を返納した方に限ってはおりませんが、毎年ですね、保健師による訪問、それから、民生委員さんにご協力をいただきながらですね、高齢者の実態調査ということで、その項目に支援が必要な方という該当される方にはまた訪問をしてですね、その人の、高齢者の生活状況の把握に努めております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

ちょっとしつこいようですけども、その調査をして、実際に課題がある人が返答として返してこれなかったときの、その救いの手はどのように考えていきますか。

答えが返ってきて、手助けしてほしいという答えが返ってきたり、自分は機能低下しているという返答があった人はいいですけど、その郵送で返事をできなかった人、持参できなかった人。そういう、本当に支援が必要な人の状況が把握できない可能性があります。郵送ではなかなか。そういうときには、どのようにしてそのニーズっていうのは調査していきますでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

今の郵送して返事が返ってこない方、ということですが。これは、介護保険事業計画の策定のためのニーズ調査になりますので、そこで返ってこない方にはですね、今のところ、割合と致しまして、回答率と致しまして、何も今していない状況です。はい。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

ちょっと先の質問にまた戻ってしまうかもしれませんが、住民課長、そのこのニーズ調査は私が求めていた答えとは違うニーズ調査だというふうに、ちょっと感じてきたんですけども。

どちらの課長でも大丈夫ですけども、ほんとに生活の中で困っている人、車、免許返納していない人、した人、それぞれあると思うんですけど、そういう人を見つける場っていうのは、どのような方法で、どのような場とか、どのような方法で見つけるのか。見つけているのか。

やっぱり、令和3年から5年の計画のためのニーズ調査では、今のことはなかなか気付くこともできないと思うんですけども。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

先ほどもですね、ちょっと答弁させていただいたんですが、現在、毎年ですが、免許を返納された方ということではなくてですね、高齢者の方の生活実態というような方向で、保健師等による訪問、それから、先ほども申しましたが民生委員さんのご協力をいただいて、毎年行っている高齢者実態調査。これによってですね、状況を把握をしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

そしたら濱村議員の再質問にお答え致します。

ニーズ調査につきましては、今健康福祉課長が答弁されたとおりでございますが、私の方としましては、免許を返納された方が、その後の生活状況に異変を来すというサイドでちょっと答弁させていただきたいと思えます。

先ほども申しましたが、連絡要望書という制度があると。それは、警察が免許を返納された方に代わって本人の意向を聞いた後に、地域包括支援センターに支援の要請をするものです。

これを、希望する、しない、警察署の窓口で、返納した窓口でそのときに希望しない方も多々おられます。しかしながら、先ほども答弁申しましたとおり、先日、警察署と協議をして、今現在、補助金を申請されてない方、この方についても情報提供していただけることになりました。これについてですね、135名の返納者に対して、現在補助金申請をされてる方が82名おりますけれども、その残りの方についても網羅することが可能

になりましたので。これは交通安全サイドとしてですね、返納後の状況、返納すぐではまだ生活状況がそんなに変わってないので、状況があまり悪くなっていない方もおるとお思いますので、ある一定時期を置いた時点で、追跡調査等ができるかどうか検討してですね、可能であれば、自宅の訪問をするであるとか、そのような方法を検討したいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

免許返納後の生活の追跡調査ができるというお答えをいただいたので、それは必ず実施していただきたいとお思います。

役場の職員さんや保健師さんだけ、民生委員さんだけではなかなかその調査も追いつかないと思うし、一度訪問ただけで大丈夫でしたということにはならないとお思いますので、長期的な見方をしていくとしたら、やっぱり町内にある5つのあったかふれあいセンターの機能を使うだとか、隣近所の人に様子を気に掛けておいてねっていう支え合いの仕組みをつくるだとか、そういうふうにしないと、なかなか役場だけがやりますって言ってやれてないこともたくさんあると思うんですね。いっぱいいっぱい。なので、そこらへんを上手に、今ある事業所や隣近所のつながりや、そういうの生かして、きちんとその返納後の方のフォローを。警察から連絡が入るといのは、すごく進歩だとお思います。そういう切れ目のない情報があれば、取りこぼすことはないとお思います。大きな火事も、やっぱりぼやの段階で消しておけば、家族が消せたり、地域住民のバケツリレーで消せたりするんですけど、それを放置しておくとか大火になります。そしたら結局、専門技術を持った人であったりとか、専門機関であったりとか、そういう、消防車が出動しなければならないようになり、そういう大事になってしまいます。なので、私たちの生活の問題もぼやのうちに見つけて、初期消火しておく、初動対応しておくってことがすごく大事だとお思います。

消防署はどんなに忙しくても、2、3カ月待ってくださいってことはまずありません。出動要請を受けたら必ず、何時間かかかったとしても必ず駆け付けてくれると思うんですけど、どうしても福祉の課題というのは、まだほかにひどい人がおりますとか、まだ大丈夫そうですとか、そういうことで、数カ月、1年、2年、放置される課題ってかなりあります。なので、役場の職員さんだけで全て解決してくださいとは思っていませんので、そういうふうに事業所の中でできることは相互の情報交換で対応できると思いますし、地域の方もまだまだ力を持ってますし知恵も持っていますので、そこらへんは取り込まずに、きちっと情報をいただいて、地域で一人一人の生活を守り合っていくっていう、そういうところに持っていきいただきたいなというふうにお思います。

サロン等も大事なつながりだと思っんですね。サロンも。地域の方が無償で、ほんとにご飯を高齢者の方に提供してっていう、なかなか誰彼できることではないとは思っんですけども。そういうボランティアさんたちにも、皆さんがしてくださっていることはとても意義のあることですよってことのお返しをして、こういうところをちょっと助けてくださいっていうことで、協働できたら一番いい形になっていくのかなと。

そのぼやを。やっぱぼやに気付けるのは役場の職員ではないと思っんです。やっぱり地域の、そばにいる人たちが小さな困り事によく気付けると思っます。本人が気付いてなくても、もう4日も5日も白ごはんしか食べてませんとか、食べるもんあるって言うたら、卵1個やったりとか、飲むものあるって言うたら、あるって言うたら水しか、水道の水が飲み物やったり。

そういうことってあるので、そこらへんに気付けるそういう仕組みをつくっていただけませんか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

大変申し訳ありませんでした。

先ほどですね、回答で、ニーズ調査の方で返事が返ってこない場合、自分の回答がですね、そのまま回答率というふうに、反映ということでしたが。

訪問の対象ということですね、あったかふれあいセンターの協力を得たりですね、それから保健師、それから地域包括支援センターの方で訪問をしていきたいということ、いうふうに訂正をお願い致します。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

すみません。

先ほど、あったかふれあいセンターのサービスのことで説明していただきましたが、町としまして、返納者の後のフォローについて、あったかの力、借りなくては、役場職員だけでは到底限界があると感じております。

また、先ほど言われましたように、地域の力、それも、協力していただきながら、返納後の健康維持のための施策を包括的に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

ある町で、高齢者、80 過ぎの方が運転をしていました。とても、ちょっと危ない運転になってしまって、危機一髪の場面で事故には至らなかったんですけども、相手側もやっぱり怖い思いをされたのでしょうか。その高齢者の家まで追い掛けてきて、お前みたいな者はさっさと免許返納せいいうて、すごく怒鳴られたそうです。

わが町がもしこのようになったら、町長どうしましょう。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

ちょっと補足も兼ねて。まず、わが町はそのようにはならないとは思いますが、あくまでもですね、今の答弁として、今の再質問にお答えできるとするとですね、ご判断はどうしても、ご本人もしくは家族の皆さんとの話し合いでということになりますので、どこまで立ち入って答弁していいのかは少し慎重に答弁せないかんとお思いますけれども。

大事なのはですね、どのような判断を、今は免許の返納のトピックで答弁をさせていただくと、返納という選択をされた方も、あるいは返納しないという選択をされた方も、どちらにもフォローの施策は必要であると、こういうことだと思えます。

例えば、宮地議員からご質問ありました、返納しないというご選択をされた場合にはですね、じゃあそこで、心配なら安全性をどう担保していくのか。そこに行政がどう支援ができるのか。こういったことが中心になってこようかと思えます。

あるいは、返納すると判断された方には、例えば、返納したことによって失われる移動手段をどう確保していくのか。あるいは、運転そのもの、日常生活に組み込まれているその運転するということがもたらしていた運動機能の維持とかですね、向上とか、そこで失われるものをどう自分たちが担保していくのか。そこにどう支援ができるのか。こういったことだと思います。

先ほどの質問いただきました、例えば調査、運転免許証の返納後の実態調査といいますが、推移の調査については、福祉課題はさまざま降ってきて、その都度その課題に特化した悉皆性がある一定担保されるような調査を全てその都度やっていくというのは、なかなか困難であると思います。

ただし、自分たちは、地域包括ケアシステムを作るっていう絵を描いて、中心にあったかふれあいセンターに座っていただき、その周りにさまざまな関係者を配置しています。配置したわけではないんですけども、元々そういう社会参画をいただいて、そういった地域福祉をお支えいただいているメンバーがいます。その具体例が、先ほど一例としてサロンということをおっしゃっていただきましたように、さまざまな所で実態が、調査とは言いませぬけれども、自分たちが把握できる場面というのはたくさんございまして。それらを包括ケアシステムの中で、これは6月議会の答弁と重複しますが、残念ながら情報共有、それが垂直でも水平でも統合できていないというのが現状です。従って、労力軽減のために、もしかすると、わざわざ出向いてそのための調査をしなくても、もっと仕組みさえあればですね、いろいろな情報が、瞬時にとは言いませんけれども、できるだけ、その温度感の残った状態が入ってくる。この仕組みは、ほんとに地域包括ケアシステムの中の1丁目の1番地です。これはずっと言い続けてきたことであって、そのために、いろいろな関係機関と協力をして仕組みを作りましょうというのが、今回の福祉基本計画に載せている包括ケアシステムの構築であって、まさに思いは一緒だと思います。

それを、情報共有一つを取りましても、いろいろな個人情報の問題とか、クリアしなければならない課題がたくさんあって、プレーヤーの設定もいろいろなところに障害があるんですけども、それをやらない限り、うちの地域福祉の全体の底上げにはならないと思います。

なので、今担当課の方でもチャレンジしていただいている、とにかく関係者との協議をかなりもっと密にさせていただいて、どの情報、どのプレーヤーがどのレベルまでの共有をするのかっていうことを、仕組みとして自分たちは構築いたします。ただ、少しお時間がかかりますので、今しばらくお待ちいただければと思います。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

仕組みというのは、やはり時間のかかるものであり、明日明後日にできるものではないというのは私も理解をしておりますが。

やっぱり目に見えないものというのはイメージもしにくいですので、やっぱり目に見える形をつくって、見える化をしていくとか、そういう工夫によって、少しでも早くその形が作っていけるように。そして、ニーズ調査をした中で、返答が返ってきていない人こそ、何か課題があるんじゃないかという視点を持って受け止めていただけたらと思います。

1問目の質問はこれで終わります。

カッコ2の質問に移ります。

65歳になったから、80歳になったから、一律に免許を返納しなさいといって、生活が成り立つ黒潮町にはまだまだなっていないと考えます。多くの方が返納の必要性を感じていても、なかなか返納にちゅうちょをして

いるところが現実ではないでしょうか。

カッコ2の、加齢に伴う身体の変化により、運転技術にも不安が出てくると思います。安全に運転し、日常生活に支障なく暮らせる取り組みや施策があるかを問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、濱村議員の1、安心安全な生活の確保についての2番についてお答えをさせていただきます。

インターネット等で調べてみますと、高齢者の免許返納はまだまだ厳しい状況にあるといわれております。

免許を返納した直後から、引きこもりの状態になったり、認知症を発症したり、さらに症状が進んでしまうケースも少なくないようです。また、運転は、見る、聞く、判断する、操作するなどの脳のさまざまな機能を使う作業でありまして、さらに、出掛ける、人と会って会話をする、外食をするなど、生きる意欲や楽しみを与えてくれるものでもありますので、車を運転することで認知機能の低下を防止する働きもあると話す専門員もいるということです。

まずは、自らが引きこもりにならずに出外できるような体力づくりを行うことが、健康状態を維持するためには大変な重要なことです。家族と協議して、家庭内で役割分担を決めたり、老人クラブなどの地域貢献活動に参加したり、また、自分の趣味の活動に勤しむことも重要だと考えております。

町としましても、地域づくりの拠点として、あったかふれあいセンターを開設しておりますので、集い、交わり、訪問、相談、また、送迎や買い物支援などの活動を行っております。

加齢に伴う体の変化を改善する取り組みとしましては、地区ふれあいサロンや黒潮元気体操、健康づくり教室、にこにこウォーキング等があり、地域のボランティアの皆さんに支えられながら実施しております。

さらに、軽度の認知障害を改善する目的として、脳のちょいトレ教室や、体の運動機能の低下を防止することを目的に、通所型短期集中運動機能向上サービス、通称C型サービスといわれておるものですが、これなどを行っております。

いずれにしましても、運転免許を返納したことで、閉じこもりにならないように、また、要介護状態にならないように、これらの事業を積極的に利用していただいて、自己管理等にいただければ大変ありがたいと感じているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

2つ目の質問では、安全に運転するということに少しこだわって、質問していきたいと思っています。

先ほどの宮地議員の質問にもあったように、安全のサポカーの助成事業についても、4月くらいから、その奈半利町のニュース、新聞に記事を見て、早急にうちも取り組んでもらいたいなと思ったんですが、黒潮町っていうのは大体、何でもいち早く取り組むっていうのが特徴で、他市に住む友達からうらやましがられることが多いですけど、サポカーの補助制度については、ちょっと負けたなあと思ったんです。奈半利町も黒潮町と同じ43パーセントの高齢化率で推移している町です。人口規模は低いんですけど、高齢化においてはやっぱり同じような規模で。そこで、サポカーの助成制度を創設するために取り組んだのが、入庁3年目の男性職員だったというふうに記事で読んでいます。町の高齢者の運転を見るにつけ、危ないなというので、いろんなデータを持って幹部の所に回って、創設さしてくださいって走り回ったようなんですが、やっぱりそういうふうに必要な

を感じて町民から言われるのではなくて、自ら気付いて、自ら考え動くということを教育長の方もおっしゃられましたけど、そういうふうな働きができるというところにちょっと感動しました。

私たちがそういうふうに、サポカーの助成制度、すごく願っているところなんですが、他の所のまねをしても、黒潮町らしさがないと思うんですね。もし創設をできるとしたら、どのような工夫があるかとか、そういうことがあれば少しお聞かせください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

サポカーの補助制度についてのターゲットを絞られた質問で、再質問ですので、答弁させていただきます。

ほぼ、やりますに近い答弁をさせていただきましたので、方向性としては、その方向性で検討するんですけども。

宮地議員による財源のご心配もいただきましたが、比較的少額であるためにですね、額の多寡であまり判断をしたらいかんのかも分かりませんが、それほど財政圧迫がというレベルの予算にはならないと思います。ただし、自分たちがちょっと気を付けなければならないのは、そのサポカーの仕組みの安全性をしっかりと自分たちが評価した上で導入をしなければならないと、こういうことです。

そもそもですね、例えば標準装備なり、後付けのものも、いろんな関係の試験機関で一定基準をクリアしたものが市場に出回ってるわけですから、それは一定、安全性が評価できるというのが現状だとは思いますが、もともとその運転者の負担軽減からスタートした技術向上で、高齢者の安全対策に打たれたような。例えばブレーキとアクセルというのは、もう少し時間をかけて見さしていただきたいのは、その車両と機器との親和性がどれだけ高いのかとか、あるいは、車速ラインから、路側線からの逸脱のシステムなど。例えば、うちのような中山間の運転に向いている仕組みなのかとかですね、こういったことをしっかりと判断させていただいた上で導入が、僕は望ましいと思っています。

そうすると、かなり時間かかりそうなんですけれども、もともと標準装備であられたやつもありますし、これがあの昨今の高齢者の交通事故によって大々的にクローズアップされ、いろんな所で導入が始まっていると思います。補助なしで導入が始まっていて、かつ、自治体もこれから増えてくると思います。

あつという間に事例は積み上がると思いますので、そういった中でしっかりと、なるほど、安全だねということは、少なくとも自分たちは主体的に判断をした上で導入をしないとですね、今はちょっと、あまりにちょっと事例が少ないといえますか。あるいはブレーキとアクセル、あれが一番僕は効果が高いんじゃないかなと思うんですけども、いろんな型式ありまして、それがそもそもの中古車両との親和性をどう自分たちは評価したらいいのかってことも全く基準を持ち合わせておりませんので、もう少し待っていただくと全国の事例があつという間に積み上がると思いますので、それからの判断にさせていただければなあと思います。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

豊田市の方もいち早く取り組んだ事例があるんですけども、平成29年から取り組み、30年で、助成終わっています。どうしてですかって聞いたら、もう、ほぼその車が普及をしたので、補助制度の必要がなくなりましたという担当者のお答えでした。さすが豊田市だなというふうに思ったんですが、もう件数も莫大なもので、平成29年には4,000件とかの件数を助成しています。

なので、黒潮町、規模もちっちゃいし、補助金を充てたとしてもそんなに圧迫するような金額じゃないとい

うことなので、早急に対応していただけるものかとは思いますが、大体どれぐらい待たらいいでしょう。もう少しでは、ちょっと分かりにくく。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

もう事前に協議、何回かこのトピックでやらせていただけてまして。

できればですね、自分たちが是であると判断さしていただければですね、次年度に当初予算の段階でご提案をさせていただければと思います。

スケジュール感としては、大体そんな感じかなと思います。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

それでは、次年度を楽しみにしておきたいと思いますが。

財源の確保において、先ほど、副町長の方がふるさと納税はそれに該当しない、というふうなお答えがありました。これに充てるという、サポカーの助成金に充てるのは該当しないのではないかという答弁があったように思うんです。ふさわしくないのではないかという。けれども、私がポータルサイトで自治体への応援メッセージというのを見たときに、子どもが安心して暮らせる町づくりに活用してくださいとか、特に、ほんとに黒潮町に限定したメッセージが見れるサイトがあるんですけど。そこを見たときに、サポカーは本人、運転手本人の安全もちろん守りますけど、その周辺で暮らす人、踏み間違いで突っ込むとか、そういうことを軽減するとしたら、子どもたちの列に突っ込んだという事例とかも県内でも県外でもありますので。やはりそういうところを含めたら、大きくとらえたらふるさと納税の寄付金も活用できないことではないのじゃないかなというふうに感じていますので、そこらへんはまた活用していただけるよう。ほかに財源があれば大丈夫ですけど、財源がなくてという理由にならないようお願いをしたいと思います。

先ほど、奈半利町、入庁3年目の職員がという話をさせていただきましたけど、いろいろな取り組みの中でPDCAを回して、事業の進ちょくを図っていると思いますが。

町長にまたちょっと質問なんですけれども。あらゆる施策に対して、大小問わずPDCAサイクル回していってると思うんですが、そのPDCAサイクルを回していくに当たって大切にしていること、これだけは抜かしてはいけないなということがあったら、お答えください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

ちょっと補足もさせていただきます。

副町長ですね、ふるさと納税が財源としてそぐわないというのはですね、財源としては全然活用できるというのは今までも協議してまして。うちで大項目で6つ並べているんですけども、用途を限らないものも含めて。第一次産業であったりとか、福祉であったりとか。それと同様に、大項目としてサポカーを支援のトピックとして7つ目として並べるのは、少シイシューとしてインパクトが弱いんじゃないか。こういう主旨でございまして。福祉でも読めますし、用途を限らないものも、ありきたりに言ってしまうと、通常一般財源と同様の使い方ができる財源ですので、そこは少し補足をさせていただいて、少し誤解を持たれたのかなと思います。

す。

さて、質問のPDCAのことなんですけども、僕もそう思いますし、実は自分たちもそのPDCAサイクルを回すにふさわしい知見と見識を持った人間ではなくてですね、試行錯誤なんですけれども。そもそも、そういう試行錯誤の人間だけが集まってほんとに回せるのかということから、そういう経験のある職員を霞が関から2年間派遣していただいてやっただと。こういうことになってるんですけど、やっぱり一番はですね、現状把握です。どう考えても。プランを組むのに現状が把握されていないとですね、結局プロダクトアウトになってしまって、思いだけが走ってしまって、それがほんとに住民の方がお求めになられているのか、あるいは町の将来についてどれだけ寄与できるのかのか、全く分からないままに、単純にこれをやったほうが良いと思いますよ、ということになりますよ。であるので、自分たちは横串をさしている人口問題で、いったんは、その自分たちの町が今後こういう人口トレンドでいくと、一体どういう機能がどのぐらい失われて、どういう生活実態になっている、イメージをまず持つこと。で、そのイメージもできるだけエビデンスで外側を固めて確固たるものにしておかないと、結局のところ思い付きの計画でしかない、ということになります。

特に、度々ご質問いただきます福祉なんかもそうです。すぐ手掛けられることもありますし、やるのにハードルが高くないこともあって、プランニングがすぐできるんですけども、果たしてそれが本当に住民の皆さんの福祉の向上に寄与できるものなのかどうなのかっていうのは、また別問題です。

それらをやっば解決する1丁目1番地の土台に座らなければならないのは、やっぱり現状把握です。そのためにはやっぱり現場にも出ないといけませんし、さまざまな所からの情報収集も必要です。まずは、僕はこれだろうなと思います。

その上で、こっからが難しいんですけども、いったんプランニングをして、一所懸命努力をして、事業消化をしてみて、今度、チェックをするときにはですね、やっばある一定こう自己否定をする側面を持っていないと、一所懸命やりましたの評価にしかならなくて、次のアクションにつながりません。なので、その際のその町長室での事業協議ではちょっと職員に厳しいことも言ってると思うんですけども、ある一定自己否定のところもないとですね、自分たちはこう思ってやってきたんだけど、結果そうではなかったというのは、なかなか思いがあって、事業に思いを導入した職員であればあるほど思いづらいところがありまして。そこはやっぱり自分たちのような、ある一定ちょっとこう、俯瞰する立場の人間がしっかりと指摘をしていかないとかなのだらうなと思います。つまらん仕事ですけども。

そういったことで、全体のイメージの共有と、それから個別の現場の情報の精査ですね。その実態把握。これはもう1丁目1番地だと、僕は思っています。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

現状把握ということがまずは第一、大切だということですが。

PDCAを回すに当たって、プランを立ててただ回すだけでは、実際に何のためにこのPDCAを回しているんだろうって。きちんとそのゴール、目指すべきものというか、本来の目指すべき姿、あるべき姿、住民の理想像というか生活の理想像みたいなところがどこかゴールにないと、ただ回すだけ、できたできなかったで終わってしまうので、何か制度、サービスができたときにずれているってことがあります。

なので、現状把握が大事だって言うてくださったことは少し安心をしましたが、やはりそのゴールの部分がきちんと共通認識として持てていなかったら、いくらお金を掛けても、手を掛けても、住民のニーズとこうマッチしないサービスがでてしまったりとか、ほんとに必要なサービスが見過ごされてしまったりっていうこと

があると思います。事細かくこれをどうということは、ちょっとこの場ではまだ勉強不足で言えませんが、そのずれというか違和感は感じています。先ほどもニーズ調査して、ニーズを調査しますって言ったけど、そのニーズとして挙げられない人、挙がっていない人、ニーズに気付いてもらえない人っていう人がいるっていうことをきちんと把握をした上で、特に福祉の課題については取り組んでいただけたらと思いますが。

その現状把握をしながら、そのゴール、目指すべき姿の共有っていうことが大事だと思うんですが、そのゴールを共有する場面っていうのは、業務の中でありますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

自分とそれぞれの所管課との協議の場だけではなくて、役場、組織全体で、行われている協議の中で、自分が関与しているっていうのはほんのわずかでして。だからこそ、そのゴールの共有が必要なんでしょうけれども。何か、僕の示すゴールは分かりにくいみたいでして。ちょっと大雑把というか、ちょっとフィロソフィーみたいな感じで。ぶれない目的はたった一つです。ここで暮らしの今の、現在暮らしの皆さんが幸せで、将来この町で暮らしになられる方も幸せで、今暮らしになられておられて、将来もこの町で暮らしになられる方がみんなが幸せであってほしいと。これがもう、ぶれない目的です。

教育にしても福祉にしても産業にしても防災にしても、全てはそのためにやっているのであって、例えば、自分たちがKPIでコントロールしようとしている産業の就業別人口なんかは一つのアウトプットにしか過ぎないわけで、自分たちのさまざまな政策をずっと積み上げていった先ちょいにあるのは、住民の幸せです。それ以外にはないわけです。ただ、それがちょっと漠然としていて、なかなか伝わりにくいみたいでして。もっと自分でもかみ砕いてですね、分かりやすく、それを施策にどう落とし込んでいけるのかっていうことの違いの分かりやすい説明は、これからも引き続き心掛けてまいりたいと思います。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

時間がない中で、なかなかそういう共有する時間っていうのは、じっくり取れないのが現実だとは思いますが、その共有する部分がなかったら、やっぱり何のためにこんな忙しい思いをしているんだろう。こんな忙しい思いをしているのになぜ住民はサービスに対しての満足度が低いんだろうとか、そういうふうに行き詰まってくる時もあると思います。

なので、町民も、町の職員、行政も、事業所も、みんなが同じ方向、同じゴールを共有して頑張ることができたらいいと思いますので、それぞれのサービス等を考えるとき、いろいろ計画に落とし込むときに、そういうふうになぜっていうところ。なぜこのこれをするんだっていうところを共通認識持ちながらやっていただけたらと思います。

何か私の質問自体も漠然としていて、答えに苦しむ部分があったと思います。

私の質問は以上で終わります。

議長（小松孝年君）

これで、濱村美香君の一般質問を終わります。

次の質問者、澳本哲也君。

10 番（澳本哲也君）

時間もありませんので早速やりたいと思います。今までですと、朝一番にやっておりましたが、今日は最後ということで、本日の。早く終わりたいと思いますので、いい回答をよろしくお願いします。

まず、1 問目です。救急対策についてです。

年々、温暖化などにより気温上昇などで、ほんとに夏場というのは猛暑が続き、救急車の出動も多くなってきたように思います。すぐ四万十市から帰ってくるのも、救急車がサイレンを鳴らして町内に帰ってくる様子が今年も見られました。

そこで、当町にはまだ救急車両が入れない、通ることができない狭い道路が、山間部や傾斜地、また漁業集落にかなりあります。当町では、震災による被害者ゼロを目指すということをやっておりますが、日々の救急対応で被害者ゼロを目指さなければならないと思っております。

2011 年、国が要件を緩和して、各地の消防が相次いで軽自動車の救急車を配備しております。

まず初めに、当町もこの軽四自動車の救急車を配備できないか、まず問います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは澳本議員の、救急対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

救急救命士により、消防車を病院まで配送する間に救急救命の処置を行うため、救急車両に高度救命資材を積載し、高度な救命対応が可能となることから、現在の救急車両は大型化されております。

黒潮消防署でも、平成 14 年度末から大型化された高規格救急車を配備し、救急車両で救急救命処置を行っているところでございます。軽四輪救急車につきましては、高規格救急車の進入できない狭い道への対応に対しては大きな効果が期待できます。反面、資機材の積載や処置を行うための活動スペース、患者家族の同乗等を考えると、高規格救急車に及ばないと考えます。軽四輪救急車は狭い道の対応は効果が期待できますけども、病院への搬送途中の処置を考えますと、車内の狭さによる活動の困難、積載資機材の低減など、不便性が想定されます。黒潮消防署から病院の搬送時間を考慮しますと、その不便性が長時間となることから、2 台での出動体制が基本と考えられます。

現在の黒潮消防署には軽四輪救急車は配備しておりませんが、軽四輪救急車のベースである軽四輪自動車、箱バンを配備しております。高規格救急車が進入できず、なお、救急車停止地から現場までストレッチャーで移動に時間がかかる状況が予想される場合は、高規格救急車と軽四輪車の同時出動を行っている状況でございます。

黒潮消防署の軽四輪車は専用救急車ではございまいせんので、専用車であればより良い形とはなりますが、専用の軽四輪救急車を配備したとしても、現在の 2 台の運用と同じ状況となることが考えられるため、配備する効果が総じて高いとは言えない状況でございます。

軽四輪救急車を整備する費用を考えると、配備については現状では困難と考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

この問題は僕、4 年前に同じ質問をしております。

そのときにですね、当時の課長は、まだ機が熟してないと。時期尚早だというご回答でありました。これか

ら高齢者は少なくなるどころか、多くなってきます。で、住民不満をどう取り除くかということが大事になってくると思っております。

僕、これはある地区からですね、狭い所の地区からの要望で2回とも同じ質問をしていますけども、やはりそういうふうな不満がやっぱりあるんです。実際のところ、その言よう所からですね、救急車が行ける所まで測ってみたら200メートルあるんです。200メートルをストレッチャーでついていったときに、さあ患者の負担はどうかというところがあるんですが、そういうところは考えておりますでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

澳本議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど言いましたように、黒潮消防署では軽四輪の箱バンを配備しております。その配備している軽四輪車両には、いわゆる救急の応急処置をする資機材を積んで対応しておりますので、ストレッチャーで対応できない所に関しましては、現在、その運用で進めているところでございます。

その軽車両と連携をしてやっている状況というのが、先ほど澳本議員が言われた、なかなかストレッチャーで対応できないというところになると思いますけども。平成28年に1件、29年に1件、30年に2件といった状況で、現在の中でいくと、その軽車両で対応する件数においてもそう多くないという状況がございます。

ただ、黒潮町内では救急車両が入れないという状況は確かにございますので、その状況を見ながら現場で対応しています黒潮消防署とも協議をしながら、その対応についてより良い方法はこういったことがあるのかといったことは、これからも協議をして考えていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

対応はしてくれるということですけども。

一番大事なのはやっぱり、その入れない地区とどういうふうに連絡体制を取るのかというのが問題だと思うんです。そういうところを区長なり、そこの老人クラブなりにしっかりと説明ができるのかなと思うんですけども。

そこらへんどうしますか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えします。

現在、町内では3カ所、そういった個所がございます。そうした所に対しては、さっきも言いました軽車両により今対応しているところでございますけども。そういった個所に関して、先ほど言いましたように、どういった形で救急処置をするのがいいのかといったところは、また現場とか、現地とか、話ながら考えていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

ぜひとも、その連絡はきっちり取ってもらいたいと思うんです。

何で僕こんなことを言っているのかというと、高知県にこの軽の救急車が南国市にあるんですかね。そこらへんの感想じゃないけど、使ってどうかというようなことは聞きましたでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

澳本議員の再質問にお答えしたいと思います。

既に軽四車両を運用している本部の中で土佐市の本部ですけども、高規格救急車と軽四輪救急車、同時にセットでそれぞれ2台乗車で出動しているということでございます。

高規格救急車は進入可能な場所まで進入をして、軽四輪救急車で高規格救急車に乗車して、2名のうち1名が移動、軽四輪救急車3名上乘車で、狭い道の先の現場へ向かうといった状況ということでございます。現場で傷病者を収容した後に高規格救急車の停車位置まで軽救急車で戻り、傷病者を高規格救急車へ移し替え、高規格救急車で病院へ搬送するといったことでございます。

そういった状況で、移し替えの運用が基本ということでございますので。そういうことであれば、先ほど言いましたように、現在の黒潮町の軽車両の運用とほぼ同様の形ということでございます。

議長（小松孝年君）

澳本哲也君。

10番（澳本哲也君）

その軽の箱バンが当町にもあるということですけども、ある程度の応急処置はできるんですよ。

そこらへんで、高知県にその救急車を造っている業者があるがです。そういう所にもう一度確認をして、今の箱バンよりかもっとこうレベルの高いような救急車両ができんかなと思っておるんですが、どうでしょう。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

澳本議員のご質問にお答えします。

先ほど言いましたように、応急処置できる資機材は箱バンの方に積んでございます。

あと、軽救急車両だけで完結するという状況に、今の軽の救急車両ができていうことであれば、導入に関しては当然考えていかななくてはならないというふうに思いますけども、現状でいくと、現場で対応されている黒潮消防署員によると、なかなか今の軽の救急車両で長距離運んでいくということは、要求者の負担にもなるということもございますので、そういったところからいくと、現状では今の運用という形になるかと思えます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

大体分かりました。

それですね、僕が思うには、町の総合戦略の中でも、人口減少対策という意味でこういった対策もこれからはあるんじゃないかと思うんです。

また、福祉の対策や福祉の観点から見てもですね、こういった住民サービスも必要じゃないかと思うんですけれども、どうでしょう。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

アプローチは多分1つだけではなくて、いろんなアプローチがあると思うんです。例えば、そもそも高規格救急車が入れるような道路の拡幅とですね、あるいは、今うちの防災課長が申し上げたような軽四輪車両との複合運用でありますとか、いろいろなアプローチがあると思いますので、それらをしっかりと考えていかなければならないと思っています。

その上で、例えば案件でですね、明らかにこの方が効率的であったであろうというようなアプローチが見つかった場合は積極的に検討も致しますけれども、当面、今、土佐市とうちの差はですね、いわゆるストレッチャーか軽四輪か。その軽四輪の中でも、現場と高規格救急車の間が医療行為ができる、さらに高度の医療行為ができると、この差でしかないわけでして。

なので、それが本当に充実させることが住民の方の命を幅広く救うことにつながるのかどうなのか、それは効率的なのか効果的なのかということは、少し現場の方ともお話をさせていただければと思います。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

ぜひともその現場の方の意見をしっかりと受け取ってですね、僕もさっきも言うたように、住民の不安を取り除くというのが何ととっても大事と思うんです。防災の方では自主防災組織があるように、やはりこういった救急の場にでもですね、そういったものを利用して、しっかりと町と地区部落が結び付くような取り組みをお願いしたいと思います。

次へいきます。漁業振興についてです。

昨年度、山口県の種苗センターから、本来ならばアカマダイが放流ということで契約をしていたと思うんですけども、不調に終わり放流ができなくなったということです。

これから町として、この、まず放流事業、沿岸漁業の振興対策についてどう取り組んでいくか、まず問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、漁業振興の沿岸漁業の振興対策についての質問にお答え致します。

アカアマダイの種苗につきましては、平成28年度に6,500匹、そして29年度に1万尾を、それぞれ佐賀地区、入野地区に放流しております。議員からもありましたように、平成30年度は生産不調によりその稚魚の確保ができず、安定的な資源管理と漁業活動に支障を来しているところでございます。

令和元年度におきましても、山口県の水産試験場から稚魚が購入できないか、現在連絡調整を図っているところでございます。電話では、11月から生産を開始すると言われております。

町としましては、比較的単価の高いこのアカアマダイは有望な魚種ととらえており、これからも持続的な放流と水揚げ等の検証、調査を行っていき、生産性の向上につなげたいと考えております。

また、沿岸魚につきましては、従来のイカ、ヨコワの漬木等を造成するなど、資源管理型漁業の推進を図るため漁業者との調整を引き続き行います。

そのほか、沿岸域での安定的な漁業活動を支援するために、投石事業を計画しているところであります。引き続き、本町の海洋環境および漁業実態に即した施策を講じていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

高知県は、本来ならば自分ところで栽培をして稚魚放流をするのが、ほんとに理想だと思ってるんです。しかし、高知県は栽培センターがありません。ほんとにこれで高知県いいのかなというのが、僕、ほんとに思うんです。

漁師からもそういうことは出ております。ほんとに高知県の沿岸漁業、これからほんとに他県を頼っただけではいいんでしょうか。そういう、ほんまに声があるんですけども。

まず、町として県にそういうことの要望は行ってきておりますでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問に答弁させていただきます。

まずですね、県の栽培漁業センターの閉鎖に当たりまして、その後のフォローアップ施策をどうするのかという会に、全市町村が呼ばれたわけではないんですけども、自分が代表者として参画しています。その際にも同様の意見を申し上げました。結局どうということかといいますと、そもそもですね、栽培漁業センターの種苗生産がずっとパイが落ちてきて、種別も、それから数量も減ってきましたと。で、かつ、そこで栽培されているものは他県でもカバーできているものなので、橋渡しをするとそもそも栽培漁業センターが要らないでしょうという、これが理屈です。

ただですね、ただでさえ海の県で売っている高知県で種苗が生産されないということは本当に是とするのかという厳しい意見も、自分だけではなくて他の沿岸市町村からも出たところです。

現在、民間企業に委託しているような種苗生産もありますし、どちらかという価格競争で他県に頼んだ方がいいやつもあると思います。ただし、それは一つの選択肢であって、やはり本筋はしっかりと県にそういう種苗の栽培センターがあるべきだと、僕も今でもずっと思っています。

この件に関しましては、ほかに種苗放流をしている自治体の首長の中でも、やっぱり今は是としてない方がたくさんおられますので、もう一度意見を取りまとめて、少し団体として県の方にも要望を挙げたいと思います。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ぜひとも町長、それでよろしくをお願いします。

そして、昨日、漁業の生産量のことをお尋ねしたと思いますが、同僚の議員が。

沿岸漁業の中でですね、定置網以外での生産量はここ最近どうなっているのかなというのが、僕こじやんと気になっておるんですけども、何かそういった数字は持ってるでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まず、アカアマダイをターゲットに、ターゲットというか本筋でありますアカアマダイの生産量について申し上げます。

アカアマダイは平成 28 年度に 3,777 キロで、平均単価 2,001 円で 616 万円の水揚げが揚がっております。平成 29 年度には 3,792 キロで、平均単価 1,964 円で 745 万円。そして平成 30 年度には 3,447 キロで、平均単価 1,874 円、646 万円ということで、沿岸域においては非常に有望な魚種だと思っております。

それからそのほか、レンコダイ。これ、佐賀市場における 30 年度の水揚げ上位でございます。トン数で言う上位でございますが、レンコダイが 14 トン、そしてマアジが 2.8 トン、シロアマダイが 2.2 トン、ウツボ 1.5 トン、イトヨリ 1.4 トンということで、このシロアマダイにつきましては非常にトン数は少ないんですが、キロ単価 3,800 円ということで、非常に沿岸漁においてはなかなか種苗生産がなかなか難しいということもありますけれども、非常に有望なアマダイだと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ほんとにこのアマダイの関係は有望で、なかなかこの山口の種苗センターをこれからも大事に付き合っていないかんかなと僕は思うんです。

それで、一度山口の漁業センター行ったときに、またいろんな魚がおったと思うんですが。そこらへんの供給じゃないけど、分けてもらえるじゃないけど、そういうことはできるんでしょうかね。実際。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

私は着任、この担当課長になってすぐに 4 月に山口県の方に行きましたが、あそこでは確か、アカアマダイのほかにもいろいろ、スジハタとかいろいろな有望な魚の生産をしておりましたが。基本的に山口県内で調達いうか、要望があれば関係漁協にお分けすると。基本的には県外は難しいということでありましたが、平成 28 年度からそういう関係性をつくっておまして、29 年度もお願いしたわけですが。30 年度においても何回か電話をしつこいぐらいすると、なかなか向こうも県内を優先するためになかなか確約できんということでもあります。

しかしながら、本町としては非常に有望な種苗でありますので、何とか平成 31 年度、令和元年度にもお願いしたいということを町の方からも何度か電話したり、それから県の方からも、町では弱いので県の方からもしれっとお願ひしてくださいという要望を現在しておいて、調整を待っているような状況でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ほんとに、この山口の種苗センターほんとに大事に、これからも町として付き合っていきたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

次、いきます。

潜水業者に対して、今までハマグリなんか過去相当なキロ数を放流したと思っておるんですけども、ここ

数年、この潜水業者に対しての放流事業は今やってないと思うんですけども。

これから、町として何かこの潜水業者に対しての対策はないかということをお尋ねします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、潜水漁業者に対する支援対策はないのかの質問にお答え致します。

沿岸海域におけるハマグリ放流につきましては、平成25年度から平成27年度にかけて県外から購入した稚貝を合計4.5トン放流しておりますが、残念ながら期待値までの水揚げ実績、これは漁協での水揚げ実績ですが、平成30年度においては463キロにつながっていないのが現状かと思えます。

しかしながら、当地域の海況環境は砂地が多く、このハマグリが適合していると考えますので、今後県外での稚魚の確保が可能かどうか、検討していきたいと考えております。

また、昨年度からナマコ稚魚の放流を現在行っておりまして、生育に適しているかどうか等の環境調査を現在しておりまして、もう少し持続的に調査活動を進めていきたいと思えます。

今後、資源管理の在り方についても漁業関係者の皆さんと資源管理のルールを協議するなど、合意形成が必要であると考えております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

ぜひともですね、このハマグリ、本当に検討してもらいたいと思うんです。

なぜならばというと、入野の潜水業者の漁業圏がもう砂浜なんです。この砂浜を大事に、これからも自分たちは付き合っていないかん。そういうことで、できたらですね、このハマグリを実現してもらいたいと思うんです。

それとですね、潜水業者、横浜にもまだ1人、2人おると思うんですけども。まだ万行にもですね、まだ若い漁業者もおります。ここ数年はですね、県の事業としてウニの駆除の事業もあり、所得の補償等も行ってもらっておるんですけども、年々この駆除の日数も減り、そして面積も減っているというふうに聞きましたけども、この駆除ができないという、また入ってもらっては困ると言うような漁場もあるそうです。

これから、町として潜水業者の対策、こういった対策はないかということをお願いしたいんですけども、何かないでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まず、ウニ駆除、現在地域の方々にご努力していただいて、いわゆる藻場造成等の保全活動をしていただいております。あの海域は非常に鉄分が多くて、海藻も多くて非常に有望な海域だと思っております。ああいう海域を大事にしながら施業できるように、環境整備を努めていきたいと思っております。

一方、ハマグリに代わる、先ほど言いましたようにナマコの、本町に生息するナマコのアカナマコ等の海域において、内地から持ってきた違う種類のナマコが生育できるかどうか、今環境調査しておりまして、今年の夏場も何とかしのいで生息しておったようございまして、試験的に放流しながらその海域の中で育つかどうか、もう少し時間を追いながら見てみたいと思っております。

まずは、その漁業者の皆さんとの協議の場を持つなりして、有望な種苗が何なのかを探っていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

本日の会議は、都合により延長します。

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

この漁業全体のことについて、ちょっと課長をお願いをしたいと思います。

こういった要望事項が漁業者、本当に多いんです。何ととっても。できればですね、年に一回は各漁協へ行って、漁業者の声を、生の声をしっかりと聞いてもらいたい。これがまず要望なんですけども、ぜひともこれを実現してもらえませんか。

町の町長はじめ、課長、そして担当の職員の方々に行ってもらってですね、この漁業者の声を本当に聞いてもらいたいんですけど、実現できますでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

再質問にお答えします。

まず、浜の声を聞くこと、非常に私は大事だと思います。

しかしながら、行政が自ら出向いて漁業者の声だけ聞くというのは非常に、そこに漁協が介在しないと、いろんな所を通じて問題も生じますので。

一例を申し上げますと、投石事業についてのところで、去年でしたかね、田野浦あるいは上川口、そして灘、伊田地区、佐賀地区等、いろんな浜周り、投石事業、イセエビ漁業者だけでもそういう浜もあり。そして、釣り漁業者においてはいろいろな、イサギ釣ったりアマダイを釣ったり、そしてカサゴ釣ったりとかカマス釣ったりとか、そういうような所で漁業者のご意見伺って、研究していくようなあろうかと思えます。で、町がやってきたことはそれぞれ浜の声を聞くということで、地域に出向きながら浜へ行ってアンケート調査、少ない枚数でありましたけども一昨年、それぞれ浜へ行ってアンケート調査を取って、どんな悩みや思いを持っているのかつぶさに聞いていました。

これからもそうした活動を、浜へ行きながらそういう声を聞きながら、施策に反映していきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ぜひとも、それを行ってほしいです。

で、もう一回確認ですけども。漁協を通して、漁業者との懇談会じゃないけども、そういうのは実現できますか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答え致します。

例えば、幡東海域の中で新しい活餌、餌となる巻き網の問題についての話し合いとかがございます。それは

県、そして漁協の組合員、その中に町も入りながら、できる限り参画して個別の課題についての向き合い方はしております。

で、常に漁協の支所、上川口、あるいは入野、佐賀、伊田等の支所長との交流というか意見交換会は日々の中でやっておりますので、そういう要望があればいろんな所へ出向きながら、浜の実態を把握していきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

支所長のそれは大事ですけども、ほんとに漁業者がですね、ほんとに不満を持ってるんです。さまざまなことに。できたらですね、支所長じゃなしに、支所長も一緒にですね、漁業者と話し合いを持ってもらいたい。できませんかね。年に一回でいいのです。

漁協単位、漁協でもいろんなその漁業形態があります。19 トン、それとモジャコとか潜水業者とか。そういうような漁業の組織でも構いませんので、どうかそれを、不満があるじゃないけども、そういうのを聞いてもらう場というのが必要じゃないかなと思うんですが。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

再質問にお答えします。

非常に私、大事なことだと思います。個別課題について、先ほどモジャコの問題とか、イセエビの問題とか、それからいろんな形で参加しておりますが。例えば、入野地区で漁業者全体を集めて会をすとか、その座談会方式とかざっくばらんな会合。目的がないとなかなか意見が散漫になってまとまりつかんようなことになりますので、そこらへんはやはりテーマを絞るとか、やはり時代の潮流の中で何を今この地域においては課題があるのかどうかをやはりきちっと明確にしながら、そのことについてポイントを絞って協議しないと、なかなかお互いが腹を割ったものにならないので、かえって不信感を招くような会になってはいけませんので、そこは少し慎重に検討すべき事案なのかなと思っております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ぜひともそれを検討してもらって、実現してもらいたいと思います。

3 問目いきます。人権対策についてです。

人権問題に対する意識調査がまとまってですね、さまざまな問題、そして課題がほんとに見えてきたと思うんですけども、これからの人権啓発活動を過去の反省を含め、どう取り組んでいくか。

まず問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは澳本議員の、住民意識調査の結果から見てきた今後の取り組みについてお答えをさせていただきます。

黒潮町では6年前の2013年に第1回目の住民意識調査を行っており、今回が2回目の調査です。今回の調査

は、昨年の2月に町内在住の二十歳以上の男女2,000名を無作為に抽出し、無記名、郵送方式により行いました。回収率は32.3パーセントとあまり高くはありませんが、前回の調査が31.3パーセントですので、ほぼ前回と同じ回収率となっています。

今回の調査は、3年前の2016年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法の、いわゆる人権三法が制定された後に、初めて行われたものです。また近年では、性の多様性、LGBTと申しますが、や、インターネットへの差別書き込み等が社会問題化している中での調査であったことから、町民の皆さんがどのような人権問題に関心があるのかを注目しておりました。

その結果、一番関心がある人権問題は障害者問題で、58.9パーセントでした。以下、高齢者、子ども、拉致問題、インターネットと続きまして、同和問題は6番目の33.5パーセントでありました。

また、同和問題の解決策はの問いに對しましては、一人一人の住民意識を高めると答えた方が59.5パーセントと1番高く、2番目が、人を大切にする人権教育や啓発等を行うが42.9パーセント、3番目が、自然になくなるが24.7パーセントでした。

人は関心があることに対しては自らが積極的に行動しますが、関心のないことはそのまま流してしまいます。そういう意味において、今回の調査結果から見えてきたことは、これまでの町が積極的に取り組んできた同和問題に対する教育や啓発活動が十分であったのか、また、町民一人一人の課題として浸透していったのかを考えさせられる結果となりました。

先ほどの宮地議員の答弁でも申しましたが、国は3年前に部落差別解消法を制定しております。国がこの法律を制定したということは、国はまだまだ部落問題は解消されていないという認識の表れであると思います。

今後は、この法律の基本理念でもある国民一人一人の理解を深めるために、意識調査の結果にもありますように一人一人の人権意識を高めることが不可欠でありまして、そのための施策を学校や家庭、地域住民に対して行っていきたいと考えております。

具体には、先ほども申しましたが、各種研修会の時間や場所、内容や参加対象者等の見直しを行い、一人でも多くの方が参加しやすい環境を整えることが重要であると考えております。啓発を担当する当課と致しましては、参加したくなるような講演会や研修会、そのような内容の研修会等を計画していきたいと考えているところです。

まだまだ現存している部落差別の実態をしっかりと受け止めまして、その課題解決に向け、人権尊重の意識が日々の行動や態度として日常生活の中に表れるような啓発活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

ぜひともですね、その研修会や、また今年も泊まり合い研修なんかもあるみたいですけども、やったがですかね。

（地域住民課長から「これからです」との発言あり）

これからですよ。

ぜひとも積極的に、この人権意識の調査を活用してやってもらいたいと思います。

そして、ひとつ、自分の思うところなんですけども。指導的立場の人たち、職員なり保育士さん、教師、教育委員など、こういう人たちにも人権意識のアンケートやないけれども、レベルアップのためにできんかなと

というのは僕思うんですけども、どうでしょう。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

先ほど申しましたように、今回の調査は町内の二十歳以上の方2,000名を無作為に抽出しております。

議員言われるように、指導的立場にある方の意識についても把握をするのが必要ではないかということがございますので、できるかどうかは別と致しまして、必要かどうかを精査しながらですね、今後導入していくかどうかを検討したいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

ぜひともですね、それ検討して実施してもらいたいと思います。

そして、部落差別解消推進法の中でやっぱり部落の実態を知らないかんというようなことで、アンケート調査でもやらないかんということをやっておりますけども、いまだに国の方から何も言っていないということだと思っておりますけども。できたらですね、ほんとに近いうちに、町独自やないですけども、財源も要るかもしれないですね、ほんとに。この部落の中の実態というものを知らないなと思っておりますけども、そういうアンケート、ほんとにやってもらいたいんですがどうでしょう。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

今回、この部落差別解消推進法が施行されたことを知っている方、町内にどれほどいるかということを考えてみますと、まだまだ一部の人、あるいは行政関係者の域を出ていないのかなという気は致します。そういう面におきまして、啓発がまだまだ十分でない可能性もございます。

法律の施行の主旨にのっとってですね、国と市町村との役割分担は明確にしていきたいと思っておりますので、今後はこの法の主旨に沿った施策を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

やっぱりこの部落差別というのはですね、ほんとに根強いじゃないですけども、いまだにあるんです。

実際のところ、何回も言うけれども、いまだに結婚になると、どうしても反対される。そして、今現在、ほんとに悩んでいる万行の若者がいるんです。もう相手も、連れ合いになる方には、もうお腹には子どもがおるんです。それなのに、向こうはやっぱり、部落だから駄目というようなことを言われるんです。そういった現実をですね、ほんとに行政の人たちも分かってもらいたい。

町民館にですね、そういう相談事業の職員も2人非常勤でおると思うんですけども、そういう人たちと連絡を密にしてですね、今の現状、ほんとに部落差別で悩んでいる若者、またいろんな人がいると思うんです。そういうふうな実態をほんとに分かってもらいたいなと思っておりますけども。

その相談事業のおる職員の方たちとも、連絡をしっかりとっておるのでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

生活相談員は、佐賀町民館、大方町民館にもそれぞれ1名ずつ配置をしております。地域の、地区の生活実態を把握して、より良き方向に導くという役目がございます。日々の業務に追われておりますので100パーセントではないにしても、現場に出ていく作業は日誌等で見ておりますので、できているものと感じております。今後も、その活動については積極的に地域の声を吸い上げていく活動を支持していきたいと考えております。以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

ぜひともですね、ほんとに連絡を密に、ほんとに部落の現状をしっかりと行政が把握しながら、この人権啓発の問題に取り組んでいってほしいと思います。

2番いきます。

学校での差別落書き、そして暴力のいじめなど、事件が最近起こっておるんですけども。

まず、教育委員会はどうか、6月以降どう対応しているのかということお尋ねします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは澳本議員の、差別落書き、暴力、いじめに対する対応について答弁させていただきたいと思っております。

町内の学校においても、差別落書きや暴力、いじめが発生していることは、ご指摘のとおりでございます。差別落書きについては、これまでもご報告させていただいております。それから、いじめの認知件数については、昨日の吉尾議員のご質問にお答えしましたので省略をさせていただきます。毎学期、児童生徒上の諸課題に関する調査のうち暴力行為の発生件数について、まずご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、小学校において、昨年1学期は0件、2学期1件、3学期2件、本年度1学期2件の暴力行為の発生を学校から受けております。

中学校については、昨年度1年間は0件でしたけれども、今年1学期には3件発生したとの報告を受けております。

ご質問は、教育委員会はこれらをどうか、どう対応していくのかということでありまして。先ほどの宮地議員のご質問の際に、私の方から、いじめと差別落書きを同列でご説明をさせていただきました。いじめの定義については、例えば、仲間はずれ、悪口、陰口などが事例として挙げられております。これらは被害に遭った子が特定をされるされないに関わらず、そういう事案についてはいじめと認知をするということでございます。

従いまして、差別的落書きや、今、インターネット上で非常に問題になっております差別落書きにつきましては、悪口、陰口の類いになりますので、いじめと同列で私たちは対応をさせていただいております。

併せて、こういう無形の行為とは別の有形の行為として、身体への危害、これもいじめの定義に含まれております。つまり、暴力がそれになります。

いずれの事案につきましても、それらが起きない、起こさせない教育や指導を、学校教育において行うということが最も重要であろうと思っておりますが、精神的、肉体的に発達途中の児童生徒は、さまざまな葛藤を持ちながら悩み、時には友達や先生、親とのあつれきを経験しながら、人として成長するものです。そのような葛藤

もあつれきも悩みもなく、いい子で順調に育った子どもが大人になったときに、果たして他者のことを思いやれる人間に育つでしょうか。時には道を外しそうになるのが子どもで、そして、人は人として成長する。そのことを私たちは十分認識をした上で、悪いこと、いけないことはしっかりその場でただし、指導し、その行為がどのように相手を傷付け、自分を貶めるものであるかを想像できる力を持った子どもを育成することが肝要だと思います。

その上で、事案が起きた場合、いじめられた生徒、被害を受けた生徒だけの立場に立つのではなくて、加害をしたと思われる児童生徒、それからそれらを傍観をしていた、あるいは知っていたにも関わらず誰にも告げなかった児童生徒、そういう児童生徒へ対しても、適切な対応と指導が要するというふうに思っております。具体的には、いじめられた生徒には、生徒から事実関係を十分聞き取りを致します。そして、その生徒には最後まで守り抜くこと、それから秘密をしっかり守るということを約束をします。いじめが解消したと思われる場合であっても、見守りは継続を致します。

それから、いじめたと思われる生徒については、いじめは絶対に許されない行為であるということを十分理解をさせて、そして繰り返さないように継続的な指導、それから教育的な支援をすることが必要だと思います。

それから、傍観をしていた、あるいは知っていたにも関わらず声を挙げなかった生徒等については、自分の問題としてとらえるように指導をすること。それから、誰かに知らせる勇気を持つように伝えること。そういうことを指導していくことが大事だというふうに思っております。

いずれにしても、大事なことは児童生徒の尊厳を十分保持をして、教育者側の責任として正しく指導をし、重大事態を防ぐということが一番大事だと思っております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

分かりました。

それで、ちょっと分けて聞きたいと思えます。

まず、暴力のいじめの問題ですけれども、これは当事者同士の問題はもちろんですけれども、学校全体でこのことについてどう取り組んでいるか。お尋ねします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

いずれの件数につきましても、重大な案件に至っているとは報告を受けておりません。その場で先生が発見をして、双方の児童生徒を指導し、その後は起きていないというふうに報告を受けております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

それと、一番大事なのは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割というのはほんとに大きいと思うんです。

今回、この事件が起きたときに、こういったスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの人はしっかりと動いてくれたんでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答え致します。

まず、スクールカウンセラーでありますけども、スクールカウンセラーは県からの派遣のカウンセラーで対応をさせていただいております。それぞれの生徒に個別に面談をして、指導というよりも相談に乗るというのがスクールカウンセラーの役目になります。

それからスクールソーシャルワーカーは、ソーシャルワーク、つまりお互いの関係性の調整でございますので、生徒間の調整、あるいは生徒と教員、あるいは保護者等々の関係性を調整をするということでございまして、それぞれの状況に応じて対応をさせていただいております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

そのスクールソーシャルワーカーですけども、その今回のこの暴力の事件があったときに、しっかりと動いてくれているのでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答え致します。

今回というのを具体的に言うと、いろいろ差し障りもあるかもわかりませんが。直近の事例ということでございましたら、実は、当町で雇っておりましたスクールソーシャルワーカーが夏季休業中に入ってから体調を崩しまして、その後、実は退職を致しました。

ということで、対応が十分できませんでしたので、事務局、それから県のスーパーバイザー等にも来ていただいて対応をさせていただきました。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

じゃあ、今現在はまだいないということですか。

これからはどうします。僕はこのスクールソーシャルワーカー、すごい重要な役割と思うんですよ。こういう事例が起こったときには、

どうでしょうか、教育長。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

今のところ、10月1日から着任をしていただく方の内諾をいただいております。今、雇用の手続きをしているところでございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ぜひともよろしくをお願いします。

それとですね、もう一つ、学校での差別落書きですけども、僕はですね、発見者が万行の者でよかったなど、そう思うんです。そして、何も思わなかったという生徒、発見してても何も思わなかった。それがすごいグサツとくるんです。やはり、自分がもしも差別の加害者になった場合、本当にこの子が気付くのかな、そう思うんですけども。

そういったところの観点は、学校、教育委員会はどういうふうにとらえておるでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答え致します。

人権問題に関しましては我々子どもたちに、先ほど宮地議員の際にもご説明しました、あらゆる人権課題を漏れなく指導、教育をするということは不可能です。何が一番大切かということ、想像力を持てる子、それを育てることが非常に大事ではないかと思えますけれども、今回の件に関しては、その言葉に対しての想像力が十分持てていなかったのではないかというふうに思っています。

やはり、部落差別だけではなくて、障害者のこととか高齢者のこととか、あらゆる人権課題に関して想像力が持てるような、そういうことに今後は取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

それとですね、今ほんとにネット上での差別書き込みというのが、ほんとに問題になってきております。それはですね、年寄りじゃないんです。若い者が書き込みをするんです。そういった場合ですね、当町のようにこういうふうに入権学習をしっかりとやっている所の子どもはほんとにやらんと思うがですけども、これから高校生や、今当町におる若い者が、今どういうふうになっているのか。そういうようなものの啓発も、これからはまた必要となってくると思うんです。

今、高校生を中心にですね、持っているスマホ、そういったのをほんとに学校単位でやっていると思うんですけども、町としての取り組みというのもこれからはまた必要になってくるのではないかと。そう思うんですけども、どうでしょう。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えします。

インターネット、SNS 上でさまざまな差別書き込みが発生をしているということにつきましては、過日、当町で講演をしていただきました方からも、その実態について詳しくご説明を受けたところです。ほんとに我々の知らない所で、子どもたちがお互いの差別発言、差別書き込みをしているということになっておりますけれども。

まず、大事なことは、非常に手軽に何でも書き込めることが、いかに人を傷付け、ひいては自分を貶める行為になっているかということをしかり認識をさせ、そして先ほど私が言いましたように、そのことの重大性を十分想像できるような教育というものを学校でもしなくてははいけませんし、具体的に、講師を招いて、SNS

の危険性あるいはそれによって及ぼす被害、一度投稿したものは永遠にサイバー空間を漂っているんだというその恐ろしさ、そういうものをしっかり子どもたちに教育をしていくことがこれから重要だと思っております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、人権啓発の方にもそういったことをまたもうひとつ盛り込んでやってくれたらと思っております。

自分はですね、この人権問題は特に人生の永遠の課題と思っております。研修でも僕言いますけども、万行に生まれてよかった。中学校、高校のときはほんとに嫌でした。万行に生まれたことが。しかし、今は人以上にこの人権について勉強ができる。また、人を大切にすることを実際に学んでおります。人の世に熱あれ、人間に光あれじゃないけど、その光と熱をもってですね、差別に向かって、差別のない社会をつくっていくことを目指して頑張っていきたいと思っておりますので、今日はありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで澳本哲也君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会はこれで延会したいと思います。

これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会時間 17時 26分